#外国人投資 #外国人直接投資の類型 #外国人投資促進政策 #投資類型別の手続き #法人設立 #ガイド #租税減免 #外国人投資地域 #現金支援 #R&Dセンター特例 #経営支援 #2022 #租税制度 #人事·労務 #知的財産権 #外国人投資オンブズマン #不動産取得

KOTRA자료 22-020

外国人投資ガイド 2022

Ministry of Trade, Industry and Energy

kotra
Korea Trade-Investment Promotion Agency

外国人投資ガイド
2022

+

MAIN SUMMARY

主な内容

006 2022 外国人投資ガイドの主な改正事項

012 外国人投資関連KOTRA発刊物の体系図

01

PROCEDURE

投資の手続き

016 外国人投資促進政策

020 外国人直接投資の類型

028 投資類型別の手続き

042 法人設立

054 立地

070 査証

02

INCENTIVE

インセンティブ

086 租税減免

102 外国人投資地域

110 現金支援

118 R&Dセンター特例

128 経営支援

03

PRACTICE

事業運営

136　租税制度
154　通関および資本財の導入
162　人事・労務
176　知的財産権
184　外国人投資オンブズマン
188　解散および清算

04

INDIVIDUAL BUSINESS

個人事業者

196　個人事業者
205　不動産取得

05

APPENDIX

付録

216　[別表1] 外国人投資対象外の業種(第4条関連)
218　[別表2] 外国人投資対象制限業種および許容基準 (第5条関連)
220　[別表3] 地方税の税率
221　[別表4] 受託機関
223　[別表5] 法務法人
232　[別表6] 会計・税務法人

CORPORATE
BUSINESS

2022
外国人投資ガイドの主な改正事項

MAIN SUMMARY

租税

国家戦略技術R&D・施設投資への租税支援強化 p.099 高

企業のR&D・施設投資に対しては、一般投資及び新成長・源泉技術投資の2段階構造で支援してきたが、3段階目の国家戦略技術(半導体・バッテリー・ワクチン分野)を新設し、新成長・源泉技術より控除率を拡大し支援

	R&D費用の税額控除 R&D費用 対新成長・源泉技術比 10%p UP			統合投資税額控除 施設投資 対新成長・源泉技術比 3~4%p UP			
				当期分			増加分
	中小	中堅	大	中小	中堅	大	
国家戦略技術	40~50%	30~40%		16%	8%	6%	4%
新成長・源泉技術	30~40%	20~30%		12%	5%	3%	3%
一般	25%	8%	2%	10%	3%	1%	

雇用増大税制*・控除金額の拡大支援 p.100 高

* 常時労働者増加人数に対し、1人当たりの一定金額を3年間(大企業は2年)税額控除

新型コロナウィルス感染症による階層別・地域別雇用の二極化を緩和するために、首都圏外企業の青年・障がい者など就業弱者の雇用が増加した場合、100万ウォンを追加控除(2021～2022年に一時的適用)

雇用増大税額控除による1人当たりの控除金額

	3年間 中小企業		3年間 中堅企業		2年間 大企業	
	首都圏	首都圏外	首都圏	首都圏外	首都圏	首都圏外
青年・障がい者など	1,100万ウォン	1,200万ウォン ▼ 1,300万ウォン	800万ウォン	800万ウォン ▼ 900万ウォン	400万ウォン	400万ウォン ▼ 500万ウォン
一般	700万ウォン	770万ウォン	450万ウォン	450万ウォン	-	-

※ 上記改正法令は2021税法改正案(企画財政部、2021.7.26.)に基づき作成しております。実際の適用の際には、当該法令を再度ご確認ください。

立地

先端投資地区制度の施行

グローバルサプライチェーンの再編及び新型コロナウィルス感染症などによるサプライチェーンへの衝撃などに先制的・攻勢的に対応し、先端投資促進を目的として「先端投資地区」制度を新設

先端投資

①「産業発展法」上の先端技術・製品
②「租税特例制限法」上の新成長・源泉技術を伴う事業を営むための投資

地区の指定

既存の計画立地の一部
(産業団地、外国人投資地域、経済自由区域)

大規模の先端投資希望地域に指定可能

* 指定手続き：(申請) 中央行政機関の長、または市・都知事 → (審議) 先端投資地区委員会 → (指定告示) 産業部長官

例 | 先端投資地区の指定要件

◆ 団地型	◆ 個別型
概念	産業団地、経済自由区域など、既存の計画立地の一部に指定	概念	大規模の先端投資企業が投資を希望する地域に指定
要件	一定の投資基準を満足した先端投資企業などを入居対象とすること、即時入居可能、5万㎡以上、対面積比60%以上の投資需要など	要件	業種別に投資金額、または新規雇用創出人数などの投資基準を満足

支援

先端投資地区内の入居企業及び研究機関などに対し、先端投資のための各種支援及び規制特例の根拠規定*を新設

* 補助金支援、税制支援、負担金減免、賃貸料減免、土地利用特例、規制改善の申請など

外国人投資地域

陰城城本(2021.7.8.)、牙山湯井(2021.9.10)を団地型外国人投資地域に追加指定 p.065

変更前(28ヶ所)

天安、大仏、泗川、亀尾、梧倉、長安1・2、仁州、堂洞、智士、達城、亀尾部品、梧城、浦項、美音、天安5、月田、文幕、鎮川山水、松山2、国家食品、忠州、松山2-1、光陽世豊、松山2-2、大田

変更後(30ヶ所)

天安、大仏、泗川、亀尾、梧倉、長安1・2、仁州、堂洞、智士、達城、亀尾部品、梧城、浦項、美音、天安5、月田、文幕、鎮川山水、松山2、国家食品、忠州、松山2-1、光陽世豊、松山2-2、大田、陰城城本、牙山湯井

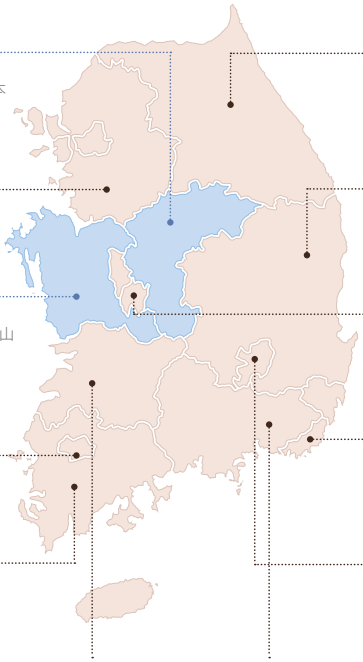

* 2021年12月末基準

査証

改正の背景(2021.07.26. 施行) p.072

技術創業(D-8-4)査証発行体系の多様化により、優秀な外国創業人材の誘致を拡大するとともに、法人設立を支援し韓国国民の雇用創出を図る。

変更前 「K-Startupグランドチャレンジ」事業に参加した外国人で、中小ベンチャー企業部長官の推薦を受けた者は、ポイント制を適用せずに技術創業(D-8-4)への在留資格変更を許容

変更後 技術創業(D-8-4)への在留資格変更許可特例者(ポイント制免除対象者)の追加

① 「K-Startupグランドチャレンジ」事業に参加した外国人で、中小ベンチャー企業部長官の推薦を受けた者は、ポイント制を適用せずに技術創業(D-8-4)への在留資格変更を許容

② 最近2年以内に韓国政府が主管した創業支援事業の受益者*で中小ベンチャー企業部長官の推薦を受けた者も、ポイント制を適用せずに技術創業(D-8-4)への在留資格変更を許容

* 政府から3千万ウォン以上の直接事業費支援を受けていること

新設 ポイント制の適用対象者のうち、OECD加盟国の知的財産権保有者に対する優遇基準を新設

OECD加盟国の知的財産権保有者の専門性を認め、OASIS-2(知的財産権深化過程)教育を免除(ポイント制20点認定)

労務

最低賃金の引き上げ p.164

変更前

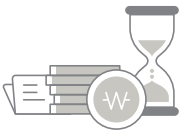

時給 **8,720**ウォン

月換算額 **1,822,480**ウォン

* 2021年適用 / 209時間の場合

変更後

時給 **9,160**ウォン

月換算額 **1,914,440**ウォン

* 2022年適用 / 209時間の場合

経営支援

インキュベーションの条件 p.129

変更前

雇用と付加価値を生み出し、国民経済の活性化に貢献できる外国人有力投資家または外国人投資申告30万ドル以上の投資企業は、審査を経て入居できる。

* ご相談：Tel 02-3497-1003

外国人有力投資家
or
外国人投資申告**30**万ドル以上の
投資企業

変更後

外国人投資促進法に定められた手続きに従って投資申告を予定している外国投資家、または外国人投資企業で入居から1年以内の投資受入額が1億ウォン以上の企業は、審査を経て入居できる

* ご相談：Tel 02-3497-1000

投資申告予定の外国投資家
or
外国人投資企業で入居から1年以内の
投資受入額が**1**億ウォン以上の企業

不動産

不動産取得の申告期限 p.207

韓国人と外国人の不動産取得の申告期限が一本化され、不動産の取得に対する不動産の所在地の市郡区役所への申告期限が契約締結の日から30日以内となった。

変更前

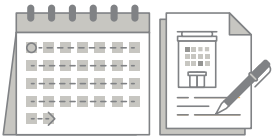

契約締結の日から**60**日以内

変更後

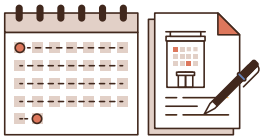

契約締結の日から**30**日以内

外国人投資関連KOTRA発刊物の体系図

投資決定以降、実行の段階で必要な資料

総合行政支援センターのリーフレット

外国人投資相談FAQ

韓国生活ガイド

外国人投資ガイド

[手続き]

外促法
FDI要件
査証
申告
■ 法人設立

[インセンティブ]

租税減免
現金支援
◆ 立地

[事業運営]

査証
◆ 租税
■ 通関
● 労務

行政手続き

■ 法人設立ガイド
■ 不動産取得手続きガイド

外国人投資による韓国法人の登記・申告・事業者登録、不動産取得関連制度の説明、売買資金の送金手続きなど

投資実務

◆ 立地ガイド
環境ガイド
◆ 租税ガイド
■ 通関ガイド
● 労務ガイド

労務、環境、租税、通関分野の根拠法令やインセンティブなど、実務において考慮すべき韓国の政策及び関連制度
(中央官庁・自治体から派遣された協力官が作成)

※ 上記の発刊物は、IKホームページでダウンロードいただけます。 www.Investkorea.org

投資誘致における韓国の投資環境を説明する資料

韓国投資環境広報パンフレット

優秀な投資環境や有望産業の情報提供

担当部署：投資広報チーム

産業別のIR

韓国の有望産業の現状、グローバル競争力、
産業別の主要政策、立地情報などの提供

担当部署：投資広報チーム

① 情報通信・ICT
② 新再生可能エネルギー
③ 製薬・バイオ
④ 半導体
⑤ ディスプレー
⑥ 自動車部品
⑦ 精密化学
⑧ 航空・宇宙
⑨ 機械
⑩ 造船・海洋
⑪ 金融
⑫ 文化コンテンツ
⑬ 流通
⑭ 物流
⑮ 繊維・ファッション
⑯ ビューティ
⑰ 食品

現金支援制度広報資料

現金支援制度の案内及び支援
ガイドラインのリーフレット、PPT

担当部署：投資戦略チーム
(現金支援センター)

外国人投資企業成功事例集

外国人投資企業(未来/革新/高付加価値)
との深層インタビュー及び成功ストーリー

担当部署：投資広報チーム

IK広報パンフレット

IK及び韓国の外国人投資誘致活動の紹介
(投資プロジェクトの発掘支援、各種事業など)

担当部署：投資広報チーム

Invest Koreaマガジン

韓国の経済・通商問題、産業動向、外国人投資企業
のインタビュー、立地情報、外国投資家のFAQなど

担当部署：投資広報チーム

※ 上記の発刊物は、IKホームページでダウンロードいただけます。www.Investkorea.org

BUSINESS IN
KOREA

外国人投資ガイド
2022

01

CORPORATE
BUSINESS

Procedure
投資の手続き

- 外国人投資促進政策
- 外国人直接投資の類型
- 投資類型別の手続き
- 法人設立
- 立地
- 査証

CORPORATE BUSINESS

Procedure
投資の手続き

PART
1

外国人投資促進政策

- 投資の自由化
- 外国人投資に対する保護
- 投資インセンティブ

韓国では、法律で特別に定める場合を除き、外国投資家が別途の制限を受けることなく自由に経営活動を行うことが可能で、外国投資家を保護するための制度も設けている。

韓国の外国人投資支援政策は、OECD、UNCTADおよびWTOなどの国際的勧告と合意事項などのグローバルスタンダードに従うだけでなく、韓国経済の成長潜在力を拡充し良質な雇用を生み出す外国人投資に対し、外国人投資インセンティブを提供している。このように、韓国政府は、外国人がビジネスのしやすい投資環境を整えるために、様々な外国人投資促進プログラムを継続的に提供している。

投資の自由化

韓国は、対外開放的で外国投資家支援中心の外国人投資誘致政策を実施している。外国投資家は、法律に特別な規定がある場合を除いて、制限を受けることなく、自由に経営活動を行うことができる。

外国人投資自由化率

99.7%

外国人投資制限業種

韓国の外国人投資は、韓国標準産業分類に基づく計1,196業種のうち、立法、公共行政、外務、国防など61業種を除いた残りの1,135業種が許可されている。許可されている投資対象業種のうち29業種は、持分率などに制限があり、このうち、未開放業種は、原子力発電業、ラジオ放送業、地上波放送業など3業種である。

※ 外国人投資対象外の業種(別表1_ p.216), 制限業種(別表2_p.218)を参照

※ 関連規定：外国人投資に関する規定(産業通商資源部告示第2020-126号)

外国人投資に対する保護

01. 海外送金の保証

外国投資家が取得した株式などから生じる果実、株式などの売却代金、長期借款契約によって支払われる元利金と手数料は、送金当時の外国投資家の申告内容や許可内容に応じて、その海外送金は保証される。

02. 内国人待遇

外国投資家と外国人投資企業は、法律に特別な規定がある場合を除いて、その営業について、韓国国民、または韓国法人と同じ待遇を受ける。

03. 外国為替取引の停止条項の排除

外国為替および海外取引に関する事項については、「外国人投資促進法」に特別の規定のない限り、「外国為替取引法」の定めるところによる。
天災地変、事変、戦時など国内外の経済事情に重大な事態が発生し、やむを得ないと認められる場合、「外国為替取引法」によって外国為替取引を一時停止または制限することがあるが、外国人投資に対しては同条項の適用を排除する。

※ 関連規定：「外国為替取引法」第6条第④項

04. 租税減免など差別適用の排除

韓国国民または韓国法人に適用される租税に関する法律のうち、減免に関する規定は、法律に特別な規定がある場合を除いて、外国投資家、外国人投資企業についても同様に適用される。

※ 関連規定：「外国人投資促進法」第3条、同法第30条第①項

投資インセンティブ

※ 詳細は「Part 2. インセンティブ」を参照(p.084) 英

01. 外国人投資の役割

外国人投資は、長期的に安定した外国資本の確保、雇用創出、先進技術および経営手法の移転、グローバルバリューチェーン(Global Value Chain)への参加など、様々な国内外の経済効果と、これを通じた成長潜在力を拡充する順機能を有している。

特に、韓国は、新成長動力および先端産業分野への外国人投資誘致を通じて先制的に対応することによって、韓国国内産業の高度化はもちろん、地域本部およびR&Dセンターを誘致し、外国人投資企業のグローバルハブ化を促進する。さらに、主力産業の核心素材部品の韓国国内生産基盤を拡充するなど、技術移転の活性化に政策的焦点を置いている。

02. 投資インセンティブ

韓国政府が高付加価値産業と雇用創出効果の高い外国人投資に対して提供する様々なインセンティブは、外国投資家の投資判断に重要な触媒としての役割を果たしている。

IN DETAIL

外国人投資誘致のためのインセンティブ政策

インセンティブ支援基準を雇用創出を中心に改編し、雇用創出に積極的な企業を優遇し、地域本部などの「グローバルハブ」外国人投資企業およびR&Dセンターの投資誘致支援を強化する。また、オーダーメイド型サポートのための現金支援について、その対象を先端産業などに拡大し、支援予算を大幅に拡大した。

[産業通商資源部、2019.1.22.]

外国人投資企業が 未処分利益剰余金を工場の新設や増設などに再投資する場合、(p.022 英), 投資金額のうち、外国人投資企業の外国人投資比率に該当する部分を外国人投資として認めると法律を改正した。

[産業通商資源部, 2020.8.5.施行]

※ 関連法令の変更時、査証審査ガイドラインなどが変更される場合があります。

03.
外国人投資インセンティブの主な内容

租税減免
(p.087)

韓国国内産業構造の高度化と国際競争力の強化に必要不可欠な新成長動力産業技術などを取り扱う、もしくは外国人投資地域などに入居する外国人投資企業に対して関税および地方税を減免しており、法令で定める外国人技術者と労働者に対しては所得税を減免する。

現金支援
(p.111)

外国人が法令で定める新成長動力事業や素材・部品産業に従事したり、一定規模以上の雇用創出や新成長動力産業分野の研究開発施設の設置を伴う投資をする場合、法令で定める用途に必要な資金を現金で支援する。

立地支援
(p.103)

良質な外国人投資を誘致するために、外国人投資地域、自由貿易地域、経済自由区域などを指定して賃貸料の減免、租税減免、立地支援などを提供している。

その他の支援

雇用創出や技術移転などの外国人投資がもたらす国民経済的効果と入居地域などを考慮して、雇用補助金、教育訓練補助金などを支給し、一定要件を満たしている外国人投資については、国・共有財産を随意契約で賃貸および売却が可能であり、賃貸時の賃貸料減免などの特典がある。

CORPORATE BUSINESS

Procedure
投資の手続き

PART
2

外国人直接投資の類型

- 外国人直接投資の類型

外国人直接投資とは、投資額が1億ウォン以上で、外国人投資比率が10%以上の場合をいい、外国人は、特別な規定がある場合を除き、韓国で制限を受けず事業を営むことができる。投資の種類には、韓国国内企業の株式を取得すること、海外の親会社などから5年以上の長期借款を受けること、科学技術分野の非営利法人に投資することがある。

また、外国人投資企業が未処分利益剰余金を当該企業の工場の新・増設などに使用することも外国人投資と見なす。外国投資家が株式などを取得するための出資目的物としては、外国通貨、資本財、取得した株式などから生じた果実、産業財産権などが認められる。

外国人直接投資の類型

01. 持分取得

外国人が大韓民国の法人または企業と持続的な経済関係を確立する目的で、法人または企業の株式または持分を保有すること

投資金額1億ウォン以上

2人以上の場合は、1人当たりの投資金額

＋

議決権を有する株式の10%以上を保有

新株、旧株とも取得可能

IN DETAIL

持分取得の例外要件

1億ウォン以上の投資で、取得した持分比率が10%未満の場合でも、外国人がその韓国企業に役員を派遣したり選任する場合には、外国人投資とみなされる。

02. 長期借款

外国人投資企業の海外親会社または同会社と 資本出資関係 のある企業が当該外国人投資企業に貸し付ける5年以上の借款

- **長期借款は持分投資を行ってから提供可能で、平均借款期間は5年以上を満たす必要がある。**

※ 借款期間の計算：各期間の分割または繰上返済金の借款期間に、当該返済金が合計借款金額に占める比率を乗じて算出した数字の合計をもって計算

IN DETAIL

資本出資関係がある企業

- **法人出資企業**
  [外国法人(海外親会社)が外国投資家の場合]
  ① 海外親会社の発行株式総数、または出資総額の50%以上を所有する企業
  ② 海外親会社が外国人投資企業の発行 株式総数、または出資総額の50%以上を所有しており、次のいずれかに該当する企業
  - 海外親会社の発行株式総数、または出資総額の10%以上を所有する企業
  - 海外親会社または海外親会社が発行株式総数、または出資総額の50%以上を所有する企業が発行株式総数、または出資総額の50%以上を所有する企業

- **個人出資企業**
  [外国人個人が外国投資家の場合]
  外国人投資企業の発行株式総数、または出資総額の50%以上を所有する外国投資家が発行株式総数、または出資総額の50%以上を所有する企業

03. 非営利法人などに対する出捐

非営利法人、または企業に対する出捐で、全体出捐総額の10%以上で5千万ウォン以上出捐し、次の要件を全て満たす場合、外国人直接投資として認められる。

※ 関連規定：「外国人投資促進法」第2条第①項第4号、同法施行令第2条第②項、第④項～第⑧項

① 科学技術分野の非営利法人、または企業に出捐しながら、独立した研究施設を保有し、以下のいずれかに該当する場合

- 科学技術分野の学士学位所持者として、3年以上の研究経歴を有するか、科学技術分野の修士号以上の学位を有する研究専門人材として、常時労働者数が5人以上であること
- 韓国標準産業分類に基づく自然科学および工学研究開発業に携わっていること

② 以下のいずれかに該当する非営利法人に投資する場合で、外国人 投資委員会が外国人投資として認める場合

- 学術、芸術、医療および教育振興などを目的として設立された非営利法人として、当該分野の専門人材養成および国際間の交流拡大のための事業を継続的に営んでいる場合
- 民間または政府間の国際協力事業を営む国際機構の地域本部である場合

04. 新規 未処分利益剰余金の再投資

外国人投資企業が未処分利益剰余金を、その企業の工場施設の新・増設など一定の用途に投資(この場合、外国人投資企業は外国人として見なし、外国人投資額は、外国人投資比率を乗じた金額とする。)

✦ 未処分利益剰余金の使用方式による外国人投資 2020.8.5.施行 ✦

① 外国人投資企業が未処分利益剰余金を、その企業の工場・施設の新設または増設など大統領令で定める用途に使用すること

- この場合、外国人投資企業は外国人とみなされ、外国人投資金額は使用金額に外国人投資比率を乗じた金額とする。

② 使用用途：

- **工場または研究施設の新増設(製造業)**: 工場または研究施設の設置にかかる土地または建物の購入費用、賃貸料、建築費用、新築にかかる電気・通信施設など基盤施設の設置費用、当該事業の運営にかかる資本財及び研究機材の購入など
- **事業場または研究施設の新増設(非製造業)**: 事業場または研究施設の設置にかかる土地または建物の購入費用、賃貸料、建築費用、新築にかかる電気・通信施設など基盤施設の設置費用、当該事業の運営にかかる資本財及び研究機材の購入など

INFORMATION

主な用語

外国人

- 外国の国籍を有する 個人
- 外国の法律に基づいて設立された 法人(外国法人)
- 大統領令で定める 国際経済協力機構 (例：IBRD, ADB, IFC など)
- 外国に永住している韓国国民のうち、大統領令で定める人

注：外国永住権者も、投資資金は必ず海外源泉の外貨資金で投資しなければならない。
(現金、不動産などの韓国国内の資産は出資目的物として認められない)

外国投資家

外促法に基づいて株式等を保有しているか、出捐した 外国人

外国人投資企業

外国投資家が出資した企業、または出捐した 非営利法人

出資目的物

外促法に基づいて外国投資家が株式等を保有するために
出資するもの(投資手段)

① **対外支払手段(外貨)**またはこれとの交換によって生じる **内国支払手段**(ウォン貨)
* 外貨流入が原則

② **資本財**(*資本財導入物品明細書の検討・確認を申請後、税関通関及び現物出資完了の確認が必要)

③ 外国人投資で取得した株式等から生じた**果実**(配当金、利益分配金)
* 韓国ウォンでの再投資を認める

④ **産業財産権、知的財産権**その他これらに準ずる技術とこれの使用に関する権利
* 評価機関

⑤ 韓国支店、事務所、韓国法人の**清算**に伴って当該外国人に**分配される残りの財産**

⑥ 外促法に基づく**借款**やその他**海外借入金の返済額**
- 貸付債権の現物出資 - 2012年の商法改正で相殺方式も可能

⑦ 大統領令で定める株式
- 外国の証券市場に上場している外国法人の株式,
- 法または外国為替取引法に基づいて外国人が保有している株式

⑧ 韓国国内にある**不動産**(認められた取引で取得した不動産)

⑨ 外国人が保有している韓国国内企業の**株式または不動産を処分した代金**
* 韓国ウォンでの再投資を認める

Frequently Asked Question & Answer

Q 01 外国人投資企業として登録した後、株式や持分の一部譲渡または減資などによって外国人投資の要件を満たすことができなくなる場合も、外国人投資企業の資格が維持されるか？

外国人投資企業に登録した後、株式や持分の一部譲渡、減資などによって外国人直接投資の要件を満たすことができなくなる場合も、これを外国人投資と見なす。

「外国人投資促進法施行令」第2条第②項

※ この場合、消極的かつ制限的な範囲内で外国人投資企業の地位が維持されるに過ぎないため、例えば外国人投資企業の役職員の在留期間延長などの積極的な支援には問題がある場合があるため、注意が必要である

Q 02 外国人2人が共同投資して、総投資額が合算して1億ウォン以上になる場合も外国人直接投資として認められるか？

2人以上の外国人が共同で投資する場合も、1人当たりの投資額がそれぞれ1億ウォン以上でなければならない。

「外国人投資促進法施行令」第2条第③項

Q 03 長期借款の期間はどのように計算するか？

借入の期間は、据置期間および償還期間を考慮して算定し、分割償還したり中途償還した場合、償還期間は各期間別に分割または中途償還金の償還期間に相当する総借入金額で償還した借入金額が占める比率をかけて算出した数値の合計で計算する。

⇒ 加重平均償還期間の概念

例) 外国人投資企業が親会社から8年間10百万ドルを借り入れ、4年後から毎年2百万ドルずつ5回に渡って均等償還する場合の償還期間は？
加重平均償還期間6年で要件が満たされる。
* 6年= (8年X2/10) + (7年X2/10) + (6年X2/10) + (5年X2/10) + (4年X2/10)

「外国人投資促進法施行規則」第2条第②項

Frequently Asked Question & Answer

Q 04 議決権のない優先株は、外国人投資比率に含まれるか？

外国投資家の最初の投資申告時に、議決権を有する株式の10%以上を取得する必要があるため、議決権のない優先株として投資する場合、外国人投資促進法上の投資申告の対象にならない。しかし、外国人投資企業として登録した後、同じ投資家が追加で優先株を取得する場合は、一種の増額投資と見なされ、外国人投資として認められるため、外国人投資額および外国人投資比率が増加する。

Q 05 外国人投資企業が他の韓国国内企業に投資した場合、外国人直接投資として認められるか？

外国投資家が直接投資した場合のみ、外国人直接投資として認められる。外国人投資企業は内国法人として分類されるため、外国人投資企業が投資した他の内国法人は、外国人投資企業にはならない。

Q 06 中小企業創業投資組合などの投資組合の場合、法人格がない組合であるため、法人ではない団体や外国投資家がこのような組合の持分率10%以上投資するケースをしばしば目にするが、この場合も「外国人投資促進法」で定める外国人投資として認められるか？

外国人が「外国人投資促進法」に基づいて、韓国法人または韓国国民が経営する企業ではないところに投資する場合、「外国人投資促進法」による外国人投資と見なすことは困難と判断されるが、関連特別法*などで特例として規定している一部投資組合**に対する外国人出資については、「外国人投資促進法」第2条第①項第4号による外国人投資として認めている。

* 「ベンチャー投資促進に関する法律」第64条,「素材・部品・装備産業の競争力強化のための特別措置法」第53条,「農林水産食品投資組合の結成および運用に関する法律」第24条など
** 中小企業創業投資組合、韓国ベンチャー投資組合、素材・部品専門投資組合、農食品投資組合など

*出所： 国民申聞鼓FAQ

Frequently Asked Question & Answer

Q 07 外国投資家が韓国国内企業を買収する場合も、企業結合申告をする必要があるか？

申告対象企業結合に該当する場合、韓国国内企業と同様に、「独占規制および公正取引に関する法律」第11条の適用を受けるため、申告しなければならない。

① 適用対象会社の規模

- 申告会社(外国投資家)：資産、または売上3千億ウォン以上
- 相手会社(韓国国内企業)：資産、または売上3百億ウォン以上

② 申告対象企業結合

- 他の会社の発行株式総数(議決権のない株式を除く)の20% (上場法人の場合、15%)以上を所有することになる場合
- 他の会社の発行株式を20%(上場法人の場合、15%)以上所有した者が、当該会社の株式を追加取得し、最多出資者になる場合
- 大企業の役職員が他の会社の役員を兼任する場合
- 企業を合併する場合
- 営業を譲り受ける場合
- 新会社の設立に参加し、その会社の最多出資者になる場合

※ 外国投資家の資産、または売上が3千億ウォン以上の場合、事後申告対象であるが、資産、または売上が2兆ウォン以上の場合、「大企業」に該当することになり、事前申告(履行行為の禁止)対象になるため、注意が必要である。ただし、企業結合事前申告対象の場合でも、外国為替銀行など受託機関が外国人投資申告を受けることは可能(履行行為禁止に抵触しない)

Frequently Asked Question & Answer

Q 08 資本財には機械や車両などの施設のみ含まれるか？

資本財には、原料(試運転用を除く)、原資材などを除いて、販売用ではなく、産業の付加価値を生み出すことができる産業施設、試運転用原料、技術用役などが含まれる。

- 産業施設(船舶、車両、航空機などを含む)として、機械、機材、設備品、器具、部分品、付属品
- 農業・林業・水産業の発展に必要な家畜、種子、樹木、魚介類
- 主務部長官が 当該施設の試運転に必要と認める原料・予備品およびこの導入による運賃・保険料と施設をしたり、アドバイスをする技術または用役

「外国人投資促進法」第2条第①項第9号

Q 09 外国人が韓国で得た勤労所得で法人を設立した場合、外国人直接投資として認められるか？

韓国国内源泉資金は、外国人投資額として認められない。

CORPORATE BUSINESS

Procedure
投資の手続き

PART
3

投資類型別の手続き

- 新規設立
- 増資
- 旧株取得
- 長期借款
- 未処分利益剰余金の再投資

Video on How to fill out an FDI notification form

✦ 類型別外国人投資の流れ

・持分取得(新株、旧株)

・長期借款

新規設立

新規設立の手続き

01	02	03	04
外国人投資申告	投資資金送金	法人設立登記	許認可取得
[KOTRA、外国為替銀行]	[外国為替銀行、税関携帯持込]	[裁判所登記所]	[必要時、関連機関]
即時	2〜3日所要	2〜3日所要	許認可によって異なる

05	06	07
法人設立申告および事業者登録	法人口座開設	外国人投資企業登録
[税務署]	[外国為替銀行]	[最初申告機関]
4〜5日所要	即時	1日

※ 関連規定：「外国人投資促進法」第5条、第21条、同法施行令第6条、第27条、同法施行規則第2条、第17条

01. 外国人投資申告

外国人投資申告は、KOTRA(本社外国人投資総合行政支援センターおよび海外投資拠点貿易館を含む)、または外国為替銀行の本支店に 事前申告(必) を行う。

★ 必要書類

外国人投資申告時

- 申告書2部
  (「外国人投資促進法施行規則」別紙第1号書式:株式などの取得、または出捐方式による外国人投資申告および許可申請書)
- 外国投資家の国籍証明書
  (個人：パスポート、法人：事業者登録証、企業証明書など当該国の実体証明書類)

[現金出資ではない場合]

- 出資目的物に対する証明書類
  (例：産業財産権などの価格評価証明書類)

* 申告代行時：委任状および代理人の身分証明書

※ お問い合わせ：
KOTRA 外国人投資総合行政支援センター
(1600-7119)

IN DETAIL

技術評価

技術出資の場合、産業財産権などの技術に対する価格評価証明書類を提出する必要があり、技術評価機関は韓国産業技術振興院、技術保証基金、韓国産業技術評価管理院、韓国環境公団、国家技術標準院、韓国科学技術研究院、韓国科学技術情報研究院、情報通信産業振興院などである。

※「外国人投資促進法」第30条第④項, 同法施行令第39条第②項および「ベンチャー企業育成に関する特別措置法施行令」第4条

02. 投資資金の送金

外国投資家は、投資資金を韓国国内の外国為替銀行の臨時口座に電信為替で送金するか、外貨を直接持ち込むことができ、携帯持込の場合、所持している外貨を税関に申告し、「外国為替申告済証」の交付を受けなければならない。
送金された投資資金は、株金納入手続きを経てから裁判所に株金納入保管証明書を提出するのが原則だが、10億ウォン未満の会社の場合は、投資家の名義で口座を開設し残高証明書の発行を受けて裁判所に提出することができる。この場合、その翌日から事業の用途で自由に引き出すことができる。

INFORMATION

臨時口座の開設

国籍を証明する書類(外国投資家の該当国の実体証明書またはパスポート)を銀行に提出すれば、臨時口座を開設することができる。但し、金融機関ごとに必要書類が異なる場合がある。資金は必ず外貨建て通貨で送金しなければならず、送金の目的には「投資」と記載しなければならない。

03. 法人設立登記

法人設立登記の受付機関は、裁判所登記課で、処理期間は2〜3日かかる。必要書類は最高裁判所インターネット登記所の申請書様式および提出書類一覧で確認できる。

※ PART 4. 法人設立 ▶ 企業設立 ▶ 03. 法人設立登記手続きを参照 (p.049)

04. 許認可取得

計画中の事業に必要な場合、関連機関から許認可を取得しなければならない。関連許認可処理機関は区役所、保健所、食品医薬品安全処などであり、処理期間は、許認可の種類やタイプによって異なる場合がある。

※ PART 4. 法人設立 ▶ 企業設立 ▶ 04. 許認可手続きを参照 (p.049)

05. 法人設立申告および事業者登録

全国全ての税務署で、管轄地域に関係なく、法人設立申告および事業者登録が可能で、処理期間は3日である。

※ PART 4. 法人設立 ▶ 企業設立 ▶ 05. 法人設立申告及び事業者登録手続きを参照 (p.049)

06. 法人口座開設

外国為替銀行に法人口座を開設する。口座は即時開設することができるが、一度口座を開設すると、他行では20営業日間、口座開設が制限されるため、銀行の選択は慎重に行う必要がある。

※ PART 4. 法人設立 ▶ 企業設立 ▶ 06. 法人口座開設手続きを参照 (p.050)

07. 外国人投資企業登録

外国人投資の最後の段階として、法人設立の完了後、外国人投資企業を登録する必要があり、最初に申告した機関(KOTRA、または外国為替銀行)に登録を申請する。出資目的物の納入を完了した後、60日以内に外国人投資企業登録を完了しなければならない。

★ 必要書類

外国人投資企業登録時

- 申請書1部(「外国人投資促進法施行規則」別紙第17号書式：外国人投資企業登録申請書)
- 登記事項全部証明書 / 外国為替購入証明書 / 株主名簿 / 事業者登録証のコピー

* 登録を代行する場合：委任状、代理人の身分証明書

増資

外国人投資の流れ

外国人投資申告(KOTRA、外国為替銀行)	投資資金送金(外国為替銀行、税関携帯持込)	法人増資登記(裁判所登記所)	外国人投資企業登録/変更登録(最初申告機関)
即時	2〜3日所要	2〜3日所要	1日

01. 外国人投資申告

外国人投資申告は、KOTRA(本社の外国人投資総合行政支援センターおよび海外投資拠点貿易館)、または外国為替銀行に 事前申告 を行わなければならない。

02. 投資資金の送金

法人設立時と同じ方法による。

03. 法人増資登記

増資登記の受付機関は、裁判所登記課で、処理期間は2〜3日かかる。必要書類は、最高裁判所インターネット登記所の申請書様式および提出書類一覧で確認できる。

04. 外国人投資企業登録、変更登録

外国人投資の最後の段階として、外国人投資企業登録または 変更登録 をする必要があり、最初に申告した機関(KOTRA本社、または外国為替銀行の本支店)に登録する。

★ 必要書類

増資外国人投資申告時

- **申告書2部**(「外国人投資促進法施行規則」別紙第1号書式：株式などの取得、または出捐方式による外国人投資申告および許可申請書)
- **外国投資家の国籍証明書**(個人：パスポート、法人：事業者登録証、企業証明書など当該国の実体証明書類)

[現金出資ではない場合]

- **出資目的物に対する証明書類**(例：産業財産権などの価格評価証明書類、 現物出資完了確認書)

* 申告を代行する場合：委任状および代理人の身分証明書

※ お問い合わせ：KOTRA 外国人投資総合行政支援センター (1600-7119)

増資登記時(法人変更登記)

最高裁判所インターネット登記所 www.iros.go.kr ▶ 資料センター ▶ 登記申請様式 ▶ 法人登記 ▶ 検索(変更登記)

※ お問い合わせ：最高裁判所登記所 法人登記担当 (1544-0773→2→3)

旧株の取得

外国人投資の流れ

株式売買契約締結 → 外国人投資申告(KOTRA、外国為替銀行)(即時) → 投資資金送金 → 外国人投資企業登録 / 変更登録(最初申告機関)(1日)

01. 契約締結

外国投資家と既存の株主間の株式譲渡契約を締結する。

02. 外国人投資申告

外国人投資申告は、KOTRA(本社の外国人投資総合行政支援センターおよび海外投資拠点貿易館を含む)、または外国為替銀行に事前申告を行わなければならない。

03. 投資資金の送金

韓国国内の銀行を通して株式売買の代金を支払う。

04. 外国人投資企業登録、または変更登録

外国人投資の最後の段階として外国人投資企業登録、または変更登録をする必要があり、最初に申告した機関(KOTRA本社、または外国為替銀行)に登録する。

※ 既に設立されている韓国法人の有償増資による新株取得の場合、増資登記が必要だが、既存の株式を取得した場合は増資登記は不要である。

★ 必要書類

旧株取得外国人投資申告時

- 申告書2部(「外国人投資促進法施行規則」別紙第1号 書式:株式などの取得、または出捐方式による外国人投資申告および許可申請書)
- 外国投資家の国籍証明書
  (個人：パスポート、法人：事業者登録証、企業証明書など当該国の実体証明書類)

* 申告を代行する場合：委任状および代理人の身分証明書

[現金出資ではない場合]

- 出資目的物に対する証明書類(例：外国の証券市場に上場された外国法人の株式など)
- 株式取得関連証明書類(例：株式売買契約書)

※ お問い合わせ：KOTRA 外国人投資総合行政支援センター(1600-7119)

外国人投資企業登録、または変更登録時

- 申請書1部(「外国人投資促進法施行規則」別紙第17号書式：外国人投資企業登録申請書)
- 登記事項全部証明書
- 外国為替購入証明書
- 株主名簿
- 事業者登録証のコピー

* 登録を代行する場合：委任状、代理人の身分証明書
* 変更登録時：外国人投資企業登録証原本を返却

※ お問い合わせ：KOTRA 外国人投資総合行政支援センター(1600-7119)

長期借款

外国人投資の流れ

長期借款契約締結 → 外国人投資申告(KOTRA, 外国為替銀行) → 貸付金の送金 → 外国人投資企業法人口座に入金

即時

INFORMATION

長期借款は、外国投資家による持分出資の後に提供可能

01. 契約締結

借款提供者(外国投資家または、外国投資家と出資関係のある外国企業)と外国人投資企業同士で長期借款の契約を締結する。

02. 外国人投資申告

外国人投資申告は、受託機関であるKOTRA本社の外国人投資総合行政支援センター、または外国為替銀行に事前申告を行わなければならない。

03. 貸付金の送金

借款提供者は、外国人投資企業の法人口座に貸付金を送金する。

04. 入金

外国人投資申告書に基づいて、借款提供者からの借入金が外国人投資企業口座に入金される。

★必要書類

長期借款外国人投資申告時

- 申告書2部
  (「外国人投資促進法施行規則」別紙第2号書式:長期借款方式の外国人投資申告書)
- 借款提供者の国籍証明書
- 海外親会社、または親会社と資本出資関係であることを証明する書類
- 借款契約書

* 申告を代行する場合:委任状および代理人の身分証明書

※ お問い合わせ:KOTRA 外国人投資総合行政支援センター (1600-7119)

未処分利益剰余金の再投資

外国人投資の流れ

未処分利益剰余金使用投資計画書を作成 → **外国人投資申告(KOTRA)** → 投資実行

01. 投資計画書の作成

外国人投資企業（申告者）は、未処分利益剰余金の使用投資計画を策定する。

※ 投資計画書に基づいて作成した申告書と共に、KOTRAによる事前検討を得る。

02. 外国人投資申告

外国人投資については、KOTRA総合行政支援センターに事前申告を行わなければならない。

03. 投資実行

外国人投資企業は、計画通りに投資を実行する。

※ 未処分利益剰余金の投資認定額＝未処分利益剰余金の使用投資予定額 X 外国人投資比率

★ 必要書類

未処分利益剰余金の使用方式による外国人投資申告時

- 申告書2部
  (「外国人投資促進法施行規則」別紙第2号の2書式：未処分利益剰余金の使用方式による外国人投資申告書及び変更申告書)
- 未処分利益剰余金使用投資計画書
- 財務諸表に対する監査報告書(外部監査報告書)
- 最近決算期の利益剰余金処分計算書
- 外国人投資企業登録証の写し

※ お問い合わせ：KOTRA 外国人投資総合行政支援センター(1600-7119)

INFORMATION

事前申告と事後申告

区分	申告項目	備考
事前申告	• 株式などの取得、または出捐方式による外国人投資申告および許可申請 • 株式などの取得、または出捐方式による外国人投資申告および許可申請内容変更申告	新株、旧株取得、または出捐(ただし、防衛産業体の場合、株式(新株、または旧株)取得時、産業通商資源部に許可申請)
	長期借款方式の外国人投資申告および内容変更申告	-
	未処分利益剰余金の使用方式の外国人投資申告および内容変更申告書	外国人投資企業がKOTRA総合行政支援センターに申告
事後申告	株式などの取得、または出捐方式による外国人投資申告および許可申請	上場法人の旧株式を取得する場合、取得後60日以内
	株式などの取得、または出捐方式による外国人投資申告および許可申請 • 外国人投資企業の合併等による株式取得 • 外国人投資企業の準備金、再評価積立金等の無償増資による取得 • 合併、会社分割、包括的株式交換・移転等による取得 • 取得した株式から生じた果実(配当)の出資 • 購入・相続・遺贈・贈与による取得 • 転換社債(CB)・交換社債(EB)・預託証券(DR)の転換・交換・引受による取得	取得日から60日以内

→ 外国人投資申告は申告項目によって株式取得の前に申告する事前申告と株式取得後に申告する事後申告に分かれています。

事業運営中に変更事由が発生した場合に必要な手続き

事業運営中に変更事項が発生した場合、以下の内容を変更申告、登記、登録しなければならない。

変更事由	登記事項全部証明書	事業者登録証	外国人投資企業登録証
商号	○	○	○
住所	○	○	○
資本金または投資金額	○	-	○
持分率	○	-	○
目的事業	○	○	○
役員	○	○ (代表者の場合に限る)	
代表取締役の住所	○	-	

→ 登記事項全部証明書に変動が生じた場合、変更事由が発生した日から14日以内に変更登記をする必要があり、しなかった場合、過料が発生する。

Frequently Asked
Question & Answer

Q 01 外国人投資企業を設立する際、納入資本金の0.4%を登録免許税として納付する。しかし、本店住所を首都圏過密抑制圏域内に置くと3倍重課され、納入資本金の1.2%に相当する登録免許税を納付しなければならなくなる。重課を回避する方法はないか？

「地方税法」第28条第2項によると、大都市への設置が不可避であると認められる業種については重課税率を適用せず、納入資本金の0.4%に相当する金額を登録免許税として納付できるようになっている。具体的な対象業種は、「地方税法施行令」第26条第1項を参照すること。

Q 02 外国人直接投資の場合にも、金融監督院への外国人投資家登録が必要か？

外国人が有価証券市場に上場された証券、または上場が予定された証券などを初めて取得、または処分しようとするときは、事前に本人の個人情報などを金融監督院長が定める方法により金融監督院長に外国人投資家登録を申請しなければならない。ただし、外国人直接投資と関連して株式を取得、または処分しようとする場合、外国人投資家登録は不要だが、証券市場で取得する場合はこの限りではない。

Q 03 KOTRAが発行した外国人投資企業登録証を保有している企業である。業務上の便宜のために、KOTRA以外の取引銀行で外国人投資企業変更登録を行いたいが、その手続きは？

外国人投資業務管理機関を変更することは可能であり、これを受託機関の変更という。受託機関を変更しようとする外国人投資企業は、受託機関変更申請書を作成し、変更前の受託機関に申請する。申請書は、「外国人投資に関する業務処理準則」別紙第2号書式(受託機関変更申請書)を使用する。

* 申請書様式ダウンロード
www.investkorea.org
▶情報センタ▶書式資料

Frequently Asked Question & Answer

Q 04 外国人投資申告をするとき、申告した内容通り履行されていない場合、罰則規定があるか？

外国人投資申告は、申告内容履行に対する法的拘束力はなく、投資計画に変更があった場合は、内容変更申告(申告撤回を含む)をすることができる。

Q 05 外国人が韓国法人によって発行される株式を買収する際に、その額が1億ウォン未満の場合、申告する必要があるか？

投資金額が1億ウォン未満で「外国人投資促進法」が適用され申告できない場合、「外国為替取引法令」(外国為替取引規定第7-32条)に基づいて「非居住者の証券取得申告」を行わなければならない。

Q 06 外国人投資企業は、設立登記前に登録免許税などを事前に納付しなければならない。しかし、法人設立資金の用途で銀行に預けた資金は、法人設立登記前に引き出すことができないが、これを解決する方法は？

外国人投資資金とは別に、設立費用を送金してもらって使用し、設立登記の終了後に親会社に返還する制度を活用すればよい。「外国為替取引規定」第4-3条第6号によると、「外国人投資促進法」による外国人投資企業設立のために非居住者が支出した費用の返還のための支払いができるようになっている。

Q 07 長期借款方式の外国人投資で債権を保有している外国投資家が長期借款を株式、または持分に直接転換することは可能か？

従来は、「株主は、納入に関して相殺として会社に対抗することはできない」という商法条文があったため、実際に借入金を準備して償還手続きを経て株金納入をしたり、裁判所の承認の下で債権の現物出資方式でのみ出資転換が可能だったが、株主の会社に対する相殺を禁止していた「商法」第334条の削除により、現在は長期借款を裁判所の承認なしに直接資本金に出資転換することができる。

* 投資拠点貿易館の現況

www.investkorea.org

▶ 情報センタ ▶IKの紹介 ▶ お問い合わせ ▶ 投資拠点貿易館

Q 08 オンラインで外国人投資申告することができるか？

現在、オンライン申告は不可能である。ただし、外国投資家の便宜を図るために、KOTRA投資拠点貿易館で外国人投資申告をすることができる。

Q 09 外国人投資企業の商号を選定する時、韓国内で既に使用されている同じ商号を使用することはできないのか？

「商業登記法」第29条によれば、同じ特別市、広域市、特別自治市、市(行政市を含む)、または郡(広域市の郡は除く)では、同種の営業のために、他の商人が登記した商号と同じ商号を登記することはできないよう規定している。

Q 10 外国人投資企業が法人設立登記をする際、オフィスの賃貸借契約書を添付する必要があるか？

賃貸借契約書を添付する必要はないが、住所が確定している必要がある。ただし、法人設立登記後に事業者登録を申請するときは、賃貸借契約書を添付しなければならない。

CORPORATE BUSINESS

Procedure
投資の手続き

PART
4

法人設立

- 法人類型
- 法人形態
- 企業設立の手続き

Video on how to establish a corporation

Video on how foreigners can start business in Korea

外国人が韓国で起業をする方法としては、「外国人投資促進法」による新株(法人設立を含む)、または旧株式を取得することと、「外国為替取引法」による外国法人の韓国支店、または連絡事務所を設置することがある。
外国人投資企業は、「商法」によって設立される韓国法人で、その形態には、合名会社、合資会社、有限責任会社、有限会社および株式会社があり、外国投資家が主に設立する法人の形態は有限会社と株式会社である。

✦ 外国人の国内事業進出方法

項目	外国人投資企業	支店	連絡事務所
根拠法規	「外国人投資促進法」	「外国為替取引法」	「外国為替取引法」
法人性格	韓国法人	外国法人	外国法人
外国人直接投資	認定	不認定	不認定
商号	制限なし	本社と同商号のみ可能	本社と同商号のみ可能
営業活動の範囲	認可された範囲内で制限なし	本社の業務と同じ範囲である必要があり、認可された範囲内で可能	収益創出は不可で、単純連絡業務のみ可能
最小資本金額の要件	1億ウォン*	なし	なし
法的責任	現地法人のみ帰属	本社まで拡大	本社まで拡大
独立性	法的に独立性を持つ	本社に従属	本社に従属
韓国国内借入	現地法人の信用程度によって借入可能	ほぼ不可	不可
設立手続き	1. 外国人投資申告 2. 資金送金 3. 法人登記 4. 事業者登録 5. 外国人投資企業登録	1. 韓国支社設置申告 2. 法人登記 3. 事業者登録	1. 韓国支社設置申告 2. 固有番号登録
会計および税務	韓国企業会計基準によって帳簿が記録・保存される必要があり、一定要件として、外部監査の義務あり	韓国企業会計基準に基づいて帳簿が記録・保存される必要があり、外部監査の義務なし	帳簿記録の義務なし
法人税率	納税義務あり ※ 租税制度▶国税▶法人税を参照 (p.138)		納付義務なし
課税対象所得金額	現地法人で発生する韓国内外の全ての受益に対して合算	韓国支店の韓国国内源泉所得に対して収益金額合算一部の国は支店税を納付	なし
税制優遇	「租税特例制限法」に基づいて、外国人投資企業、中小企業に対する税制上の優遇あり	なし	なし

* 外国人が1億ウォン未満を投資しても法人設立は可能だが、この場合、外国人投資企業には該当せず、「外国為替取引法」による証券取得申告（「外国為替取引規定」別紙第7-6号書式）の対象となる。

法人類型

外国人が経営に参加する目的で、1億ウォン以上を投資して議決権のある持分10%以上の新株、または旧株を取得した場合、「外国人投資促進法」上、外国人投資企業に分類され、このように設立された企業は、「商法」によって設立された韓国法人である。

外国法人の支店と連絡事務所は、営業活動の有無によって区分され、「外国為替取引法」の適用を受ける。支店は、営業活動が可能な外国法人であり、連絡事務所は営業活動はできないが、市場調査、マーケティング業務などは可能な外国法人である。

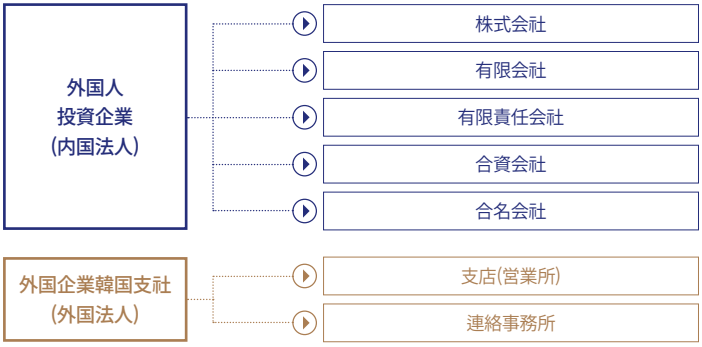

法人形態

「商法」上認められる法人の形態は、合名会社、合資会社、有限責任会社、有限会社および株式会社の5つであり、ほとんどの外国人投資企業は有限会社と株式会社の形態で設立されるため、これを中心に説明する。

01. 株式会社

会社に出資した株主が、出資額を限度とする有限責任を負う。株式譲渡が容易であり、社債を発行することができ、株式上場が可能である。韓国法人のほとんどが選択している形態である。

02. 有限会社

社員が会社に対して出資額を限度として責任を負うだけで、会社の債権者に対しては何の責任も負わない社員で構成された会社で、定款を以て株式の譲渡を制限することができる。外部監査免除などの適用を受け、企業の情報漏洩を警戒する外国人投資企業の多くが選択しているが、「株式会社などの外部監査に関する法律施行令」の改正(2018.11.1.以降に開始する事業年度から適用)に基づき、有限会社も会計監査対象となった。

株式会社と有限会社の比較

	株式会社	有限会社
趣旨	大企業に適し、 多数の株主募集が容易	小規模な中小企業に適し、信頼関係にある少数者で構成
最小資本金	制限なし (外国人投資の場合、1億ウォン以上)	同左
持分単位	100ウォン以上	同左
出資譲渡	制限なし	社員総会の承認が必要
社債発行	可能	不可
取締役会制度	あり	なし
取締役の数	3人以上 (資本金10億ウォン未満の場合、1人以上)	1人以上
監査の数	必須(資本金10億ウォン未満 & 非出資役員がいる場合は不要)	不要
上場の可能性	可能	不可

IN DETAIL

外部監査対象

① 株式会社

- 株券上場法人(有価証券市場・コスダック市場・コネックス市場)、または株券上場予定法人
- 直前事業年度末の資産総額または売上が500億ウォン以上
- 次の4つの要件のうち、2つ以上に該当する会社

資産総額	120億ウォン以上
負債総額	70億ウォン以上
売上	100億ウォン以上
従業員数	100人以上

② 有限会社

- 直前事業年度末の資産総額または売上が500億ウォン以上
- 次の5つの要件のうち、3つ以上に該当する会社

資産総額	120億ウォン以上
負債総額	70億ウォン以上
売上	100億ウォン以上
従業員数	100人以上
社員(出資者)数	50人以上

有限会社は選択肢が比較的多く、監査対象から除外される確率が株式会社より高い

※ 関連規定：「株式会社などの外部監査に関する法律施行令」第5条第②項(施行：2020.10.13)

Frequently Asked Question & Answer

Q 01 外国人投資企業、外国法人の韓国支社に派遣される外国人が取得できる査証は何種類か？

「外国人投資促進法」によって設立される外国人投資企業の経営・管理、または生産・技術分野に携わることを目的として、本社から派遣される必須専門人材は、企業投資(D-8)査証を取得することができる。一方、外国の公共機関、団体、または企業の本社、支社、その他の事業所などで1年以上勤務した者で、韓国にあるその支店、または事務所などに必須人材として派遣されて勤務する者は、駐在(D-7)査証を取得することができる。

企業設立の手続き

外国人投資企業の設立は、「外国人投資促進法」による外国人投資申告、投資資金送金、法人設立登記、許認可、法人設立申告および事業者登録、外国人投資企業登録の手続きで構成されている。外国人投資申告、外国人投資企業登録以外は、一般韓国国内法人と設立手続きが同じである。設立にかかる期間は約2週間で、外国人投資企業登録後に在留資格の発行を申請することができる。

法人設立の手続き

01 外国人投資申告	02 投資資金送金	03 法人設立登記	04 許認可取得
[KOTRA、外国為替銀行]	[外国為替銀行, 税関携帯持込]	[裁判所登記所]	[必要時、関連機関]
即時	2〜3日所要	2〜3日所要	許認可によって異なる

05 法人設立申告および事業者登録	06 法人口座開設	07 外国人投資企業登録
[税務署]	[外国為替銀行]	[最初申告機関]
4〜5日所要	即時	1日

※ 関連規定：「外国人投資促進法」第5条、第21条、同法施行令第6条、第27条、同法施行規則第2条、第17条

外国投資家準備書類の一部は、アポスティーユ公証を得る必要があり、アポスティーユ協約締結国は以下の通りである。アポスティーユ協約未締結国の場合、一般公証後、自国内の韓国領事館の公証を受けなければならない。

★ 必要書類

外国投資家

- 国籍証明書(個人の場合、パスポート、法人の場合、事業者登録証、企業証明書など当該国の実体証明書類) / 外国法人代表者のパスポートのコピー /外国法人株主名簿(実際所有者確認書) / 代理人選任時委任状2部

* パスポート以外の書類はアポスティーユ公証、または一般公証後に領事館公証

役員(外国人)

- 就任承諾書(アポスティーユ公証、または一般公証後に領事館公証) / パスポートのコピー

代表取締役(外国人)

- 就任承諾書 / 署名公証、住所地証明(アポスティーユ公証、または一般公証後に領事館公証) / パスポートのコピー

INFORMATION

アポスティーユ (Apostille) 締結国

アジア、オセアニア 19ヶ国	ニュージーランド、ニウエ、マーシャル諸島、モーリシャス、モンゴル、バヌアツ、ブルネイ、サモア、オーストラリア(豪州)、インド、日本、中国の一部(マカオ、香港)、クック諸島、トンガ、パラオ、フィジー、フィリピン、韓国
ヨーロッパ 52ヶ国	ギリシャ、オランダ、ノルウェー、デンマーク、ドイツ、ラトビア、ロシア、ルーマニア、ルクセンブルク、リトアニア、リヒテンシュタイン、マケドニア、モナコ、モンテネグロ、モルドバ、マルタ、ベルギー、ベラルーシ、ボスニアヘルツェゴビナ、ブルガリア、サンマリノ、セルビア、スウェーデン、スイス、スペイン、スロバキア、アルメニア、アイスランド、アイランド、アゼルバイジャン、アンドラ、アルバニア、エストニア、イギリス、オーストリア、ウズベキスタン、ウクライナ、イタリア、ジョージア、チェコ、カザフスタン、コソボ、クロアチア、キルギスタン、キプロス、トルコ、ポルトガル、ポーランド、フランス、フィンランド、ハンガリー
北米 1ヶ国	アメリカ(グアム、マオリ諸島、サイパン、プエルトリコを含む)
中南米 30ヶ国	ガイアナ、グァテマラ、グラナダ、ニカラグア、ドミニカ共和国、ドミニカ連邦、メキシコ、バルバドス、バハマ、ベネズエラ、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、セントルシア、セントビンセント、セントクリストファー・ネイビス、スリナム、アルヘンチーナ、アンティグア・バーブーダ、エクアドル、エルサルバドル、ホンジュラス、ウルグアイ、チリ、コスタリカ、コロンビア、トリニダードトバゴ、パナマ、ペルー、パラグアイ
アフリカ 12ヶ国	ナミビア、南アフリカ共和国、リベリア、レソト、マラウイ、ボツワナ、サントメ・プリンシペ、セーシェル、エスワティニ、カボベルデ、ブルンジ、チュニジア
中東 4ヶ国	モロッコ、バーレーン、オマーン、イスラエル
計	118ヶ国

* 出所：HCCH(Hague Conference) www.hcch.net

01. 外国人投資申告

外国人投資申告は、KOTRA(本社外国人投資総合行政支援センターおよび海外投資拠点貿易館を含む)、または外国為替銀行の本支店に事前申告を行う。

★ 必要書類

外国人投資申告時

- 申告書2部
  (「外国人投資促進法施行規則」別紙第1号書式：株式などの取得、または出捐方式による外国人投資申告および許可申請書)
- 外国投資家の国籍証明書
  (個人：パスポート、法人：事業者登録証、企業証明書など当該国の実体証明書類)

[現金出資でない場合]

- 出資目的物に対する証明書類
  (例：産業財産権などの価格評価証明書類)

* 申告を代行する場合：委任状および代理人の身分証明書

※ お問い合わせ：KOTRA 外国人投資総合行政支援センター (1600-7119)

IN DETAIL

技術評価

技術出資の場合、産業財産権等の技術に対する価格評価を証明する書類を提出しなければならない。技術評価機関には、韓国産業技術振興院、技術保証基金、韓国産業技術評価管理院、韓国環境公団、国家技術標準院、韓国科学技術研究院、韓国科学技術情報研究院、情報通信産業振興院などがある。

※「外国人投資促進法」第30条第④項、同法施行令第39条第②項及び「ベンチャー企業の育成に関する特別措置法施行令」第4条

02. 投資資金の送金

外国投資家は、投資資金を韓国国内の外国為替銀行の臨時口座(予)電信為替で送金するか、外貨を直接持ち込むことができ、携帯持込の場合、所持している外貨を税関に申告し、「外国為替申告済証」の交付を受けなければならない。
送金された投資資金は、株金納入手続きを経てから裁判所に株金納入保管証明書を提出するのが原則だが、10億ウォン未満の会社の場合は、投資家の名義で口座を開設し残高証明書の発行を受けて裁判所に提出することができる。この場合、その翌日から事業の用途で自由に引き出すことができる。

INFORMATION

臨時口座の開設

国籍を証明する書類(外国投資家の該当国の実体証明書またはパスポート)を銀行に提出すれば、臨時口座を開設することができる。但し、金融機関ごとに必要書類が異なる場合がある。資金は必ず外貨建て通貨で送金しなければならず、送金の目的には「投資」と記載しなければならない。

03. 法人設立登記

法人設立登記の受付機関は、裁判所登記課で、処理期間は2〜3日かかる。必要書類は最高裁判所インターネット登記所の申請書様式および提出書類一覧で確認できる。

★ 必要書類

法人設立登記時

最高裁判所インターネット登記所 www.iros.go.kr ▶ 資料センター ▶ 登記申請様式 ▶ 法人登記 ▶ 検索(設立登記)

※ お問い合わせ：最高裁判所登記所 法人登記担当 (1544-0773→2→3)

04. 許認可

計画中の事業に必要な場合、関連機関から許認可を取得しなければならない。関連許認可処理機関は区役所、保健所、食品医薬品安全処などであり、処理期間は、許認可の種類やタイプによって異なる場合がある。

IN DETAIL

許認可項目の例

化粧品製造業、化粧品輸入販売業、食品製造業、食品輸入販売業、医療機器販売業、医療機器製造業、医療機器輸入販売業、通信販売業(電子商取引を含む)、飲食店業、 宿泊業、健康食品販売業、建国食品輸入販売業、旅行業、外国人患者誘致業、酒類輸入業、職業紹介業など

05. 法人設立申告および事業者登録

全国全ての税務署で、管轄地域に関係なく、法人設立申告および事業者登録が可能で、処理期間は3日である。

★ 必要書類

法人設立申告および事業者登録時

- 申請書1部(「法人税法施行規則」別紙第73号書式：法人設立申告および事業者登録申請書)
- 定款 / 賃貸借契約書 / 登記事項全部証明書 / 株主名簿 / 外国為替購入証明書 / 代表者のパスポート / 外国人投資申告書 / 許認可証(必要事業のみ)など

* 申請を代行する場合：代理人の身分証明書のコピー

※ お問い合わせ：最高裁判所登記所 法人登記担当 (1544-0773→2→3)

06. 法人口座開設

外国為替銀行に法人口座を開設する。口座は即時開設することができるが、一度口座を開設すると、他行での口座開設が20日間(営業日基準)制限されるため、銀行を慎重に選択しなければならない。

★ 必要書類

法人口座開設時

- 登記事項全部証明書 / 事業者登録証のコピー / 法人印鑑証明書 / 法人印鑑 / 代表者の身分証明書のコピー / 本社株主名簿(実所有者の確認書) / 株主名簿

* 開設を代行する場合：委任状、代理人の身分証明書のコピー

07. 外国人投資企業登録

外国人投資の最後の段階として、法人設立の完了後、外国人投資企業を登録する必要があり、最初に申告した機関(KOTRA、または外国為替銀行)に登録を申請する。
出資目的物の納入を完了した後、60日以内に外国人投資企業登録を完了しなければならない。

IN DETAIL

段階別申告書または申請書様式

段階別申請書は、各関連機関のホームページから簡単にダウンロードすることができる。

- **外国人投資申告および登録**
  インベストコリア www.investkorea.org ▶ 情報センター ▶ 書式資料
- **法人設立登記**
  最高裁判所インターネット登記所 www.iros.go.kr ▶ 資料センター ▶ 登記申請様式 ▶ 法人登記 ▶ 検索(設立登記)
- **法人設立申告および事業者登録**
  法制処 www.moleg.go.kr ▶ 検索ウィンドウ ▶ 法人税法施行規則 ▶ 別表、書式

INFORMATION

外国人投資企業登録に関する変更事項

① 外国人投資企業の変更登録

外国投資家(代理人)、または外国人投資企業は以下の事由が発生した場合、その事由が発生した日から60日以内に受託機関に外国人投資企業変更登録をしなければならない。ただし、投資申告が必要な場合、投資申告後に変更登録を行う。

② 外国人投資企業登録抹消

外国人投資企業が廃業したり、外国投資家が株式などの全部を韓国国民(または法人)に譲渡した場合、または当該外国人投資企業の資本減少によって自己所有の株式などの全部がなくなったときは、外国人投資企業登録を抹消しなければならない。

※ 関連規定：「外国人投資促進法」第21条、同法施行令第28条

IN DETAIL

変更登録の例

- 合併等により株式を取得した時(合併、無償増資等により株式を取得した時)
- 外国投資家の株式譲渡、資本減少により保有持分または投資比率に変更があった時
- 内国人の増資により外国投資家の保有持分または投資比率に変更があった時
- 外国投資家または外国人投資企業の商号または名称、国籍に変更があった時
- その他、外国人の投資金額、投資比率、外国人投資企業の住所などの登録内容に変更があった時

※ 関連規定：「外国人投資促進法」第5条第②項第2号～第6号

★ 必要書類

外国人投資企業の変更登録時

- 申請書1部(「外国人投資促進法施行規則」別紙第17号書式：外国人投資企業登録申請書)
- 外国人投資企業登録証の原本/外国人投資企業の法人登記簿謄本(抹消事項含む)

[必要に応じて追加添付]

- 出資目的物の証明書類 / 現物出資完了確認書の写し(資本財現物出資の場合) / 外国為替購入証明書 または外貨預入証明書の写し / 株主名簿(法人印鑑捺印、原本対照済) または株式譲受・譲渡代金の証明書類 / 「商法」上の検査人の調査報告書または鑑定人の鑑定評価書の写し(株式または韓国国内不動産での出資を行う場合) / その他株式の取得に関する証明書類など、変更内容を証明する書類

* 申告を代行する場合：委任状および代理人の身分証明書

INFORMATION

法人設立費用

首都圏など過密抑制圏域の会社設立費用の事例 (資本金1億ウォン基準)

項目	金額(ウォン)	備考
登録免許税	1,200,000	納入資本金の0.4%(過密抑制圏内に設立する場合、3倍重課)
地方教育税	240,000	登録免許税の20%
最高裁判所収入印紙	25,000	登記申請手数料
公証費用	1,000,000	定款など
合計	2,465,000	

* 上記の表には実費のみ記載しており、法律手数料は含まれていない

首都圏過密抑制圏域

❶ ソウル特別市
❷ 仁川広域市[江華郡、甕津郡、西区大谷洞・不老洞・麻田洞・金谷洞・梧柳洞・旺吉洞・当下洞・元堂洞、仁川経済自由区域(経済自由区域から解除された地域が含まれる)および南洞国家産業団地は除く]
❸ 議政府市 ❹ 九里市
❺ 南楊州市[好坪洞、坪内洞、金谷洞、一牌洞、二牌洞、三牌洞、加雲洞、水石洞、芝錦洞および陶農洞のみ該当]
❻ 河南市 ❼ 高陽市 ❽ 水原市 ❾ 高陽市 ❿ 安養市
⓫ 富川市 ⓬ 光明市 ⓭ 果川市 ⓮ 義王市 ⓯ 軍浦市
⓰ 始興市[半月特殊地域(半月特殊地域から解除された地域を含む)は除く]

* 出所：法制処(www.moleg.go.kr) → 検索ウィンドウ →「首都圏整備計画法施行令」→ 別表、書式 → 別表1

★ 必要書類

外国人投資企業登録時

- 申請書1部(「外国人投資促進法施行規則」別紙第17号書式：外国人投資企業登録申請書)
- 登記事項全部証明書 / 外国為替購入証明書 / 株主名簿 / 事業者登録証のコピー

* 登録を代行する場合：委任状、代理人の身分証明書

MEGABOX

CORPORATE BUSINESS

Procedure
投資の手続き

PART
5

立地

- 産業立地の理解
- 外国人投資企業重点誘致地域

Industrial Sites in Korea 2022 (KOTRA)

外国人投資企業の事業立地の選定においては、その企業の形態や業種に対する考慮が必要である。製造業の場合、一般的に工場の設立が容易な産業団地に入居するか、個別立地の用途を変更して工場を設立する方法がある。

✦ 立地ごとの特性

	経済自由区域	外国人投資地域		自由貿易地域
	(9ヶ所)	団地型(28ヶ所)	個別型(78ヶ所)	産団 7ヶ所, 港湾/空港型 6ヶ所
根拠	・経済自由区域指定および運営に関する特別法	・**外国人投資促進法**		・自由貿易地域の指定および運営に関する法律
手続き	・市道知事要請 ▶ 委員会審議議決 ▶ 産業部長官指定	・市道知事要請 ▶ 委員会審議 ▶ 市道知事指定		・中央行政機関長/市道知事要請 ▶ 委員会審議 ▶ 産業部長官指定
入居資格	・韓国国内 ・外投企業	・外投企業 *外投比率 30%↑, 1億ウォン↑ *新成長動力産業技術事業、先端製造業、研究開発業、物流業	・外投企業& 業種別最小金額投資 (租税減免要件と同じ) ・製造業: 3千万ドル↑ ・物流業: 1千万ドル↑ ・観光業: 2千万ドル↑ ・R&D: 2百万ドル↑ & 研究員 10人↑雇用	・韓国国内 ・外投企業 *製造業: 輸出額 50%↑ *卸売業: 輸出入額 50%↑ *物流業, 事業支援業種
租税減免 対象	・外国人投資企業	・外国人投資企業		・外国人投資企業
租税減免 要件	・製造業：3千(1千)万ドル↑ ・物流業：1千(5百)万ドル↑ ・観光業：2千(1千)万ドル↑ ・R&D: 2百(1百)万ドル↑ & 研究員 10人↑ 雇用 ・医療機関：5百万ドル↑ ・開発事業者：3千万ドル↑	・製造業：1千万ドル↑ ・物流業：5百万ドル↑	・製造業: 3千万ドル↑ ・物流業: 1千万ドル↑ ・観光業: 2千万ドル↑ ・R&D: 2百万ドル↑ & 研究員 10人↑雇用	・製造業: 1千万ドル↑ ・物流業: 5百万ドル↑
租税減免 地方税	・減免業種および金額/減免期間/減免比率は、地方税特例制限法の基準に従う。 *ただし、条例で定めるところによって最長15年まで減免可能(取得税、財産税など)			
租税減免 関税	・輸入資本財 5年間 100% *7年型は個別消費税, 付加価値税も減免	・輸入資本財 5年間 100% *個別型：個別消費税、付加価値税も減免		・免除
立地支援	・国公有地：賃貸および賃貸料減免 (~50年, 50~100%)	・賃貸料減免：(敷地価額の 1%, 75~100%)		・国家-自治体一括購入 ・国有地：～50年賃貸 (敷地価額の1%水準、50%～100%減免)

産業立地の理解

外国人投資企業の事業立地の選定においては、その企業の形態や業種に対する考慮が必要である。国家産業団地や一般産業団地は、主な需要者や関連施設が集積している計画立地であり、比較的敷地の確保が容易なほか、事業運営に最適な環境が整っている。

一方、韓国国内には外国人投資誘致のために造成された立地がある。外国人投資企業の場合、外国人投資誘致のために造成された外国人投資地域、経済自由区域、自由貿易地域のような立地での事業運営を優先的に考慮することもできる。また、投資家が営む業種の特性に基づいて、その事業に有利な条件が整っている他の計画立地や個別立地を考慮することもできる。

外国投資家が考慮できる立地の類型

計画立地

- **産業団地**
  国家・一般・都市先端産業団地、農工団地、賃貸型産業団地
- **外国人投資誘致重点地域**
  外国人投資地域（外国人投資企業専用賃貸団地）、経済自由区域、自由貿易地域
- **国内外投資誘致重点地域**
  セマングム、企業都市、済州特別自治道、先端投資地区
- **研究開発、技術、業種別集積地域**
  研究開発特区、国際科学ビジネスベルト、先端医療複合団地、プリ産業特化団地、産業技術団地、環境産業研究団地、ベンチャー企業促進地区、新技術創業集積地域、都市型小工人集積地区
- **規制革新地区**
  規制自由特区、地域特化発展特区
- **国家均衡発展のための立地**
  国家革新融複合団地、革新都市、幸福都市

個別立地

- 国土計画法の用途地域に合致する工場の建築(工場設立承認、創業事業計画承認)及び運営

産業立地は、大きく計画立地と個別立地に分けることができる。産業立地において最も一般的な製造業を例に挙げると、製品を生産するために工場を設立する必要があるが、立地によっては工場設立と許認可の手続きが異なる。個別立地に工場を設立する場合は許認可の手続きが複雑だが、産業団地のように製造業を円滑に運営できるように造成された計画立地では、工場設立期間、許認可の手続きが簡素化されている。製造業を運営するための敷地が見つかった場合、その敷地に工場を設立することができるか否かについては、土地利用制限、環境関連規制の面で以下のように検討する必要がある。

計画立地と個別立地での工場設立の手続き

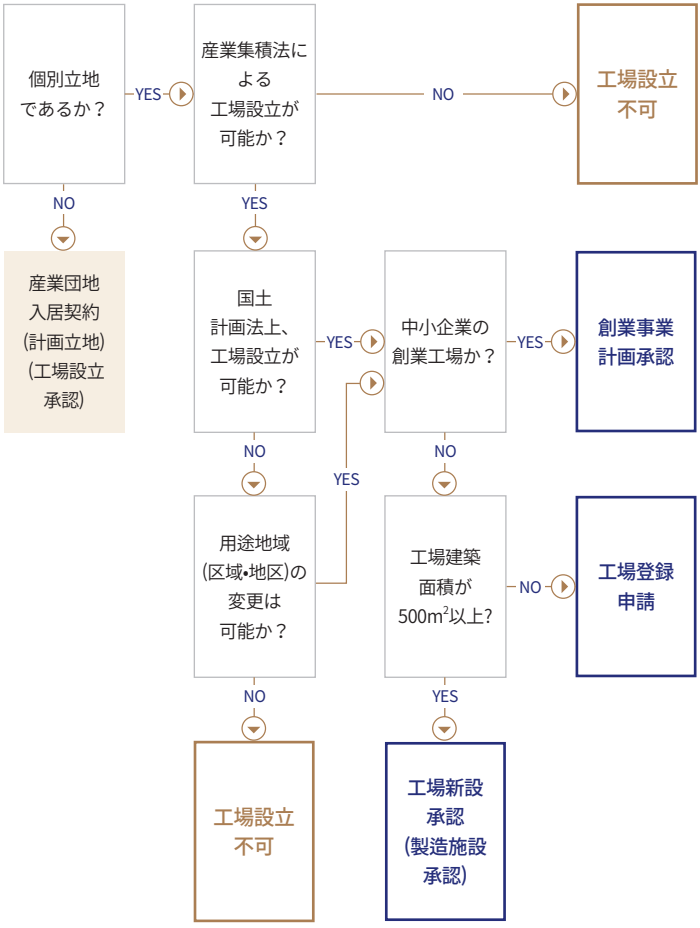

* 出所：韓国産業団地公団ホームページ：www.kicox.or.kr (2021 産業立地要覧)

01. 計画立地と個別立地

韓国は、産業の生産および活動空間を効率的に確保し、良好な立地を選定するための産業立地政策を推進しており、体系的かつ計画的な管理のために、政策的に工場を産業団地に設立することを推奨している。しかし、事業上の条件、用地価格など各企業の個別事由により、産業団地に工場を設立することが不適切な場合には、個別に敷地を購入し、必要な許認可を取得して工場を設立することができる。

① 計画立地(産業団地)

産業団地は、産業施設と労働者および利用者のための支援施設を集団的に設置するために包括的計画の下で指定・開発した地域であり、企業の工場敷地確保を容易にするとともに、産業の集積による協力企業および人材の確保、円滑な原材料・部品供給などの利便性を提供する。最近の産業団地は、産学研連携体系を構築し、様々な支援施設を連携配置するなど、複合開発を目指している。

産業団地は、造成目的に応じて立地種類が多様で、工場設立と関連した業種の管理方式も個別立地とは異なる。まず、同じ製造業でも、立地別に入居可能な業種が異なり、それぞれの団地別に運営・管理のための規定が異なる場合がある。

例えば、産業団地、外国人投資地域(団地型)と国家食品クラスターは、それぞれの団地ごとの「管理基本計画」に基づいて立地を運営し、経済自由区域、セマングム地域、研究開発特区などは、それぞれの個別法による。自由貿易地域の場合、「自由貿易地域の指定および運営に関する法律」で入居資格を規定している。

このような背景で産業団地があらゆる立地の類型を包括することはできないため、特殊な目的を持つ地域を産業団地に重複してまたは個別に指定する場合もあれば、特殊目的地域の中に産業団地を指定する場合もある。その代表的な例が、外国人投資誘致のために造成された立地である外国人投資地域、経済自由区域、自由貿易地域である。

INFORMATION

産業団地の工場売却(処分)制限

産業団地は、産業集積を誘導するために、実際の価値より低い造成原価レベルで分譲価格を算定している。これにより、入居企業が手頃な価格で産業用地の分譲を受けて入居した後、短期間で売却して相場差益を得ることを防止するために、処分制限の規定を置いている。処分制限期間を5年とし、やむを得ずその前に売却する場合、管理機関を通じた公開売却、買収価格統制などの処分申請制度を通じて売却が可能である。

→ 個別立地と産業団地内の既存工場の敷地を買収した場合は、上記の規定の適用対象ではない。
※関連規定：「産業集積活性化および工場設立に関する法律」第39条

② 個別立地

個別立地は、計画的に指定•開発された地域以外の全ての地域を意味する。したがって、企業の個別の事由により、産業団地以外の土地や都市・居住地域の建物を購入または賃借したときは、直接用途変更に対する許認可を取得して工場を設立することができる。

製造業種の事業のために個別立地を選択する場合、「建築法施行令」による建築物の種類の中で、工場および第2種近隣生活施設(製造業所)に入居することができる。しかし、全国の土地は、「国土の計画および利用に関する法律」に基づき、「用途地域」が定められており、用途地域別に行為が制限されるため、建築物を新築する予定の場合は、まず「国土の計画および利用に関する法律」と地方自治団体の条例で規定した建築物の用途と用途地域別行為制限事項を確認しなければならない。工場建築が不可能な用途地域の場合、都市・郡管理計画の変更を通じて用途地域に変更することができるが、そうするには都市計画委員会の審議などを経る必要がある。

※ 用途地域別の可能業種は、「工場立地基準告示」または「国土の計画および利用に関する法律施行令」別表を参照

産業団地と個別立地の長所・短所

産業団地	個別立地
長所	
• 基盤施設などSOC条件が良好 • 工場設立に関する許可手続きが容易 • 企業集積により、企業間の情報•技術交流が容易 • 物流費の削減 • 政府の企業支援が個別立地に比べて円滑	• 手頃な価格で土地の確保が可能 • 適地・適所に立地選定可能 • 製品の販売市場に近い所に位置可能小規模立地の選択が可能 • 工場敷地の処分が容易
短所	
• 工場設立手続きは簡素化されているが、売却時に別途制限あり	• 工場設立関連許認可手続きが複雑 • 産業団地に比べて租税減免、金融支援、インセンティブが不十分 • 基盤施設(道路、用水など)の直接設置 • 工場周辺の環境要素の制御が困難

02. 工場設立

工場とは、製造業を営むための事業場であり、建築物または工場物、製造施設とその付帯施設を総称する。このとき、製造業は統計庁長が告示する標準産業分類による製造業をいう。

IN DETAIL

工場の範囲

- 製造施設(物品の加工組立・修理施設を含む)および試験生産施設
- 製造施設の管理・支援、従業員の福祉厚生のために工場用地内に設置する付帯施設
- 関係法令によって設置が義務づけられた施設
- 上記の施設が設置された工場の敷地

工場設立の承認手続き

入居申請(5日) ▶ 入居審査(管理機関、5日) ▶ 入居契約締結(管理機関) ▶ 分譲契約締結(事業施行者) ▶ 工場建設 ▶ 登録(3日)

① 産業団地(計画立地) 工場設立

産業団地は、個別立地とは異なり、多くの部分が完備されているため、別途で許認可を受ける必要がある事項が少なく、業種も産業団地別に制限されているため、検討に必要な時間が大幅に短縮される。

産業団地は、個別立地の「工場設立承認申請」と同じ行政効果のある「入居契約申請」を管理機関にする。一般的に、申請後5日以内に承認されるが、関係機関間の協議が必要な場合は10日以内に承認される。

入居承認後、工場建設、完了申告、担当公務員の現場訪問確認および工場登録までの手続きは、個別立地の手続きと同じである。

② 個別立地の工場設立

ⓐ「産業集積活性化および工場設立に関する法律」の個別立地工場設立

個別立地の場合、工場設立に関する法令が多く、全ての法令を漏れなく検討することが重要である。申請時には、韓国の「工場設立承認制度」に基づいて20日以内に検討を経て承認される。

設立しようとする工場敷地を管轄する当該地方自治団体に設立申請をした場合、14日以内に承認を受けることができる。擬制処理が適用される場合は、7日以内まで承認期間を短縮することができる。

* 擬制処理：個別法律によってそれぞれ履行すべき許認可を一括処理することで、行政業務の効率性を高め、行政サービスの改善を図る制度

立地基準確認申請（10日） → 工場設立承認（14日） → 工場建設 → 工場設立完了申告 → 担当公務員訪問確認 → 工場登録（3日）

・入居基準確認申請

その土地での工場設立が可能か否かを事前に確認することができる制度。地方自治団体に「立地基準確認申請」をした後、10日以内に結果の通知を受けることができる。

・工場建設

工場設立の承認を受けた後、地ならし、基盤施設設置、建築などを実施する。

・工場登録

建設および機械、装置の設置後2ヶ月以内に工場設立完了申告をすると、担当公務員が工場を訪問して、最初の申請どおりに工場が稼働しているかどうかを確認する。問題がないと判断されると、設立完了申告日から3日以内に工場登録をする。

INFORMATION

製造業所

製造のための建築面積が500㎡以下で、環境汚染物質の排出がない製造業所の場合、工場登録は任意事項である。したがって、事業者登録など業種別行政手続きの履行後、製造業を営むことができる。ただし、必要に応じて工場登録申請を通じて工場登録を完了することができ、工場設立の承認を通じて許認可擬制も同時に得ることができる。

小企業

小企業の工場設立の特例として、製造業所の工場登録をしていない製造業者が工場登録証明書が必要になった場合、事業者登録証を工場登録証明書類と見なす。

※ 関連規定：「中小企業振興に関する法律」第62条の10

ⓑ「中小企業創業支援法」個別立地の工場設立

製造業の中小企業創業負担金免除の内容

負担金	関連法	負担金	関連法
分担金	「地方自治法」第138条	廃棄物負担金	「資源の節約とリサイクル促進に関する法律」第12条第①項
農地保全負担金	「農地法」第38条第①項	水利用負担金	「漢江水系上水源水質改善および住民支援などに関する法律」第19条第①項
代替草地造成費	「草地法」第23条第⑧項		「錦江水系水管理および住民支援などに関する法律」第30条第①項
基本賦課金	「大気環境保全法」第35条第②項第1号		「洛東江水系水管理および住民支援などに関する法律」第32条第①項
基本排出賦課金	「水環境保全法」第41条第①項第1号		「栄山江・蟾津江水系水管理および住民支援などに関する法律」第30条第①項
負担金	「電気事業法」第51条第①項	代替山林資源造成費	「山地管理法」第19条第①項

→ 事業開始日から3年間負担金を免除。ただし、農地保全負担金と代替草地造成費は、事業開始日から7年間免除

※関連規定：「中小企業創業支援法」第39条の3

IN DETAIL

工場設立の制限と例外の適用

・「首都圏整備計画法」上、過密抑制圏域・成長管理圏域および自然保全圏域においては、工場建築面積500㎡以上の工場(知識産業センターを含む)を新設・増設、または移転したり業種を変更する行為をしてはならない。

※ 関連規定：「産業集積活性化および工場設立に関する法律」第20条第①項

しかし、外国人投資地域に入居する外国人投資企業は、例外的に成長管理圏域において建築面積500㎡以上の工場(知識産業センターを含む)を新設・増設、または移転したり業種を変更することができる。

※ 関連規定：「外国人投資促進法」第20条第④項

成長管理地域のうち、平沢市内においては建築面積500㎡以上の工場(知識産業センターを含む)を新設、または増設することができる。ただし、工場新設の場合、一定の業種に限る。

※ 関連規定：「駐韓米軍基地の移転に伴う平沢市などの支援等に関する特別法」第25条

工場設立支援システム

Factory-On(www.factoryon.go.kr), 工場設立オンライン支援システム：韓国産業団地公団が運営する工場設立オンライン支援システムを通じて、工場設立の情報提供、設立実務案内、工場設立に関する民願、産業団地への入居、諸証明の申請など、ワンストップ行政サービスを提供している。

韓国産業団地公団の地域別工場設立支援センター

全国地域本部および支社13ヶ所に工場設立支援センター運営(ソウル、仁川、京畿、原州、天安、大邱、亀尾、蔚山、釜山、昌原、光州、群山、光陽)

・工場設立オンライン支援システム
www.factoryon.go.kr

・韓国産業団地公団立地支援チーム
070-8895-7266

工場設立の手続きに関する法令

法令	内容
「産業集積活性化および工場設立に関する法律」	工場設立承認手続きと敷地造成許認可、入居契約など
「中小企業創業支援法」	中小企業起業家(製造業)は、創業事業計画の承認で工場設立が可能(個別立地)

* 出所：韓国産業団地公団

土地利用に関する法令

法令	内容
「首都圏整備計画法」	3つの圏域(過密抑制圏域、成長管理圏域、自然保全圏域)として区分し、首都圏内の工場立地を制限
「国土の計画および利用に関する法律」	用途地域•用途地区など設立可能な建築物用途規定
「産業立地および開発に関する法律」	産業団地を種類別に指定して造成(国家産業団地、一般産業団地、都市先端産業団地、農工団地)
「建築法」	建築物の用途を29つに区分(建築、用途変更手続き規定)
「私道法」	私道開設許可手続き
「開発利益還収に関する法律」	土地から発生する開発利益還収(負担金賦課対象および基準など)

工場設立に関する特例および支援法律

法令	内容
「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」	実験室工場に対する特例、創業保育センターに入居したベンチャー企業および起業家に対する特例
「産業技術団地の支援に関する特例法」	産業技術団地内の工場設立に対する特例
「中小企業基本法」	中小企業事業者の範囲
「中小企業振興に関する法律」	小企業工場設立に関する特例

環境に関する法律

法令	内容
「大気環境保全法」	「大気環境保全法」などで申告•許可対象排出施設の種類を決め、汚染物質排出量に応じて事業場「種」を規定
「水環境保全法」	
「騒音・振動管理法」	
「廃棄物管理法」	地域別に一定規模以上の土地開発の際には、立地の妥当性と環境に及ぼす影響を評価しなければならない。
「環境影響評価法」	
「化学物質管理法」	化学物質取扱い現場の安全管理、有害化学物質の予防管理、化学事故への備え・対応などの3部門に関するガイドライン
「化学物質の登録および評価などに関する法律」	化学物質の登録、化学物質の有害性・危害性に関する審査•評価、有害化学物質指定に関する事項を規定

租税支援

法令	内容
「租税特例制限法」	• 国税(所得税、法人税)に対する税制優遇措置 - 産業団地内の入居企業、創業企業、地方移転企業など • 地方税(取得税、財産税)に対する税制優遇措置 - 外国人投資企業
「地方税特例制限法」	• 取得不動産などの地方税(取得税、財産税)に対する税制優遇措置 - 産業団地内の入居企業、創業企業、知識産業センター入居企業、地方移転企業など

Environmental Policies in Korea 2022 (KOTRA)

外国人投資企業重点誘致地域

産業立地には、経済自由区域、外国人投資地域および自由貿易地域などの外国投資家を支援するための地域があり、立地は賃貸または分譲の形で支援される。これらの地域は、一定の要件を満たす場合、立地支援だけでなく、租税減免が適用され、他の法令によって制限される事項について例外が適用される場合もある。

01. 外国人投資地域

外国人投資地域は、団地型、個別型、サービス型の3つの形態がある。団地型と個別型外国人投資地域は、賃貸料が安く、一定の要件を満たせば、追加の賃貸料減免と租税減免を受けることができる。サービス型外国人投資地域は、租税減免支援は行っていないが、賃貸料補助などを受けることができる。

外国人投資地域指定の現況

2021年12月末基準

	団地型	個別型	サービス型
指定現況(個)	30	78*	3

* 公式集計は2022年3月以降に発表

地域別団地型外国人投資地域の現況

2020年12月末基準

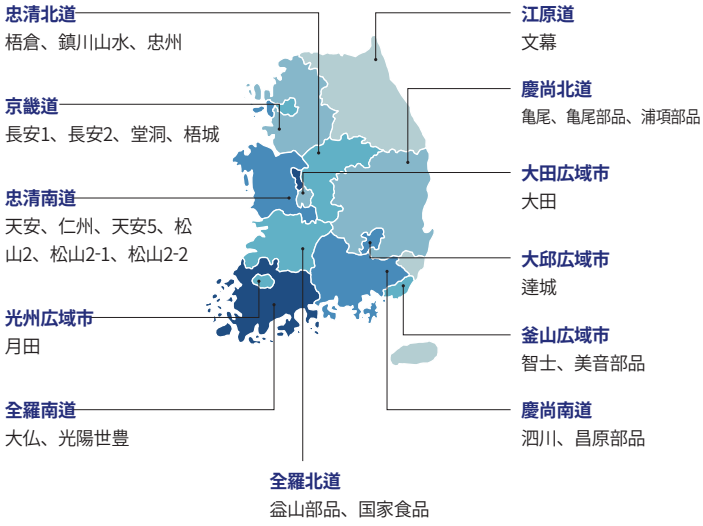

※ 個別型外国人投資地域の現況は、
韓国産業団地公団ホームページ(www.kicox.or.kr)内の主要事業 ▶ 外国人投資地域の運営ページを参照

地域別団地型外国人投資地域の賃貸料の水準

2021年12月末基準

団地名	賃貸料 (ウォン/㎡-月)	団地名	賃貸料 (ウォン/㎡-月)	団地名	賃貸料 (ウォン/㎡-月)
天安(忠南)	336	達城(大邱)	258	文幕(江原)	249
大仏(全南)	79	亀尾部品(慶北)	166	鎮川山水(忠北)	144
泗川(慶南)	248	梧城(京畿)	323	松山2(忠南)	290
亀尾(慶北)	183	浦項(部品)	127	国家食品(全北)	126
梧倉(忠北)	250	益山(部品)	103	忠州(忠北)	160
長安1(京畿)	289	昌原南門(部品)	451	松山2-1(忠南)	290
仁州(忠南)	178	美音(部品)	500	光陽世豊(全南)	248
堂洞(京畿)	383	天安5(忠南)	207	松山2-2	290
智士(釜山)	477	月田(光州)	(1次)244 /(2次)265	大田	384
長安2(京畿)	303	湯井	630	城本	202

02. 経済自由区域

経済自由区域は、外国人投資企業の経営環境を支援し、労働者の生活環境を改善するために指定された区域であり、各種の規制を緩和することで、企業の経済活動の自律性を最大化する。
また、様々な投資誘因を提供し、外国人投資を積極的に誘致するための特別経済区域としても活用される。
セマングム(2018.4. 経済自由区域指定解除)は、セマングム特別法で政府が直接開発・支援する国策事業で、投資家の創意的開発を支援するために、手頃な価格での用地供給と、土地利用計画の柔軟性を提供している。

経済自由区域およびセマングムの現況

2021年12月末基準

ifez 인천경제자유구역

仁川 / 仁川空港、仁川港

世界レベルの仁川国際空港と港湾インフラ、国際業務団地を中心に、効率性の高いビジネス環境、物流、医療、教育、先端産業などが発達

충북경제자유구역 CHUNGBUK FREE ECONOMIC ZONE

忠北 / 清州空港

中部内陸圏域に位置し、全国最短のアクセシビリティを確保。次世代戦略産業である太陽光、半導体、バイオクラスターを構築したIT、BT融合・複合産業の中枢であり、北東アジア航空整備産業のハブを目指す

efez 동해안권경제자유구역

東海岸圏 / 襄陽空港、東海港

非鉄金属鉱物資源の宝庫であり、2018年平昌冬季オリンピックの開催地。韓国最大の非鉄金属クラスター、グリーン素材産業、国際物流・ビジネス団地をはじめ、四季を通じて最高の海洋観光の中心地

京畿經濟自由区域庁 GYEONGGI FREE ECONOMIC ZONE AUTHORITY

京畿/平沢

環黄海圏中央に位置し、国際協力の拠点として、平沢港を玄関として、対中国輸出入の前進基地および知識創造型経済特区として開発。グローバル企業の先端クラスターを目指す

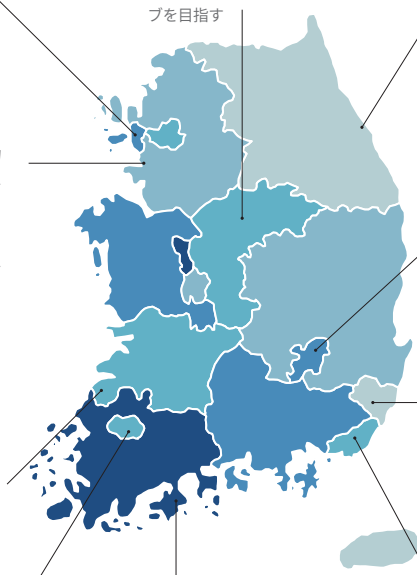

DGFEZ 대구경북경제자유구역청

大邱慶北 / 大邱空港

韓国最大の自動車部品、IT / SW 産業と医療、鉄鋼産業など、韓国内の主力産業クラスターの中心であり、豊富な人的資源を誇る

울산경제자유구역청

蔚山港 / 蔚山空港

北東アジアのエネルギーハブで、水素産業（水素自動車、燃料電池、部品製造、R&D実証、水素シティ）を誘致する計画

새만금개발청

セマングム

群山産業団地など豊富な産業基盤をもとに、経済と産業、観光を含めたグローバル自由貿易の中心地を目指す

Gfez 광양만권경제자유구역청

光陽港圏 / 麗水空港、光陽港

太平洋基幹航路の中心部に位置し、地理的な利点と秀麗な自然環境、便利で迅速な生産と物流インフラを構築。「新産業と文化観光が調和した国際貿易都市」ビジョンを掲げる

GJFEZ 광주경제자유구역청

光州空港 / 木浦港

共存とAIをベースとする融複合新事業ハブで、AI、未来型自動車、スマートエネルギー、バイオ医療業種を誘致する計画

BJFEZ 부산진해경제자유구역 Busan-Jinhae Free Economic Zone

釜山、鎮海 / 金海空港、釜山新港

取扱量世界6位の釜山港は、日本、中国、ロシアなどの主要なフィーダー港と連携された韓国最大の物流拠点として、造船、自動車、機械などの産業クラスターであると同時に、休養・レジャーの中心地

03. 自由貿易地域

自由な製造、物流、流通および貿易活動などが保障される特別地域であり、外国人投資については、関連法令に基づいて租税および賃貸料の減免、支援施設など、様々なメリットが適用される。特に、関税留保地域という点で、他の地域よりも輸出入活動に有利である。

自由貿易地域の概念図

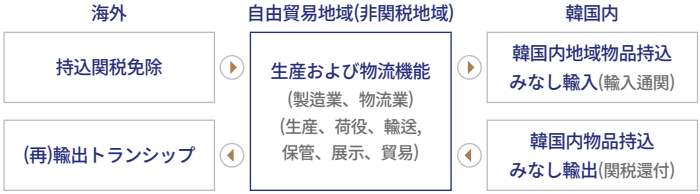

* 出所：産業研究院､「外国人投資誘致経済特区の充実化方案の研究」, 2013

自由貿易地域指定の現況

2020年3月末(単位：千㎡)

□ 空港型　□ 港湾型　□ 産業団地型

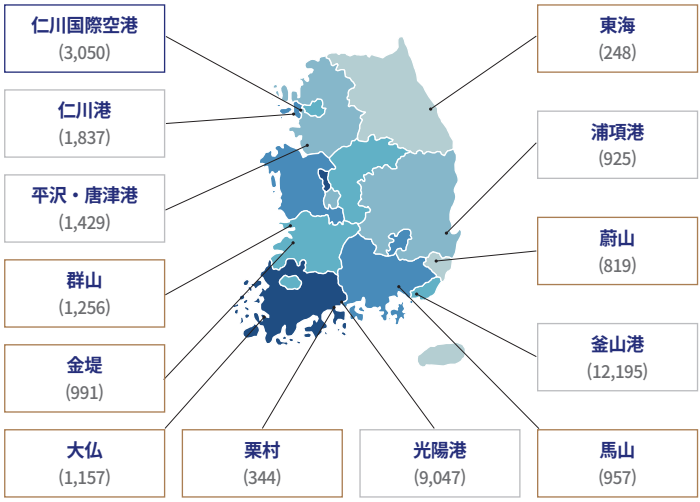

IN DETAIL

入居資格は、外国人投資企業、輸出を主な目的とする製造業・知識産業・韓国回帰企業・輸出入卸売業を営む企業で、過去3年間の売上高のうち輸出額の割合が50%以上の期間が連続1年以上の企業などに与えられる。その他、荷役運輸などのサービス業者と公共機関などの諸資格などがある。

※ 関連規定：「自由貿易地域の指定および運営に関する法律」第10条

04.
その他の立地

① 投資誘致重点地域

外国人投資地域のほかにも、セマングム、企業都市、済州特別自治道、先端投資地区が、外国投資家を含む国内外の投資家を誘致するためにそれぞれ個別の法律に基づいて指定されており、さまざまなインセンティブを提供している。

② 研究開発、技術、業種別集積地域

研究開発・技術・業種別に産業団地と重複してまたは個別に指定されている地域で、それぞれ個別の法律に基づいて運営されており、対象業種に対してインセンティブを提供している。また、当該特区地域に産業用地がある場合は、製造業と特化・連携産業が一緒に入居できるように規定している場合もある。団地の運営・管理はそれぞれの産業団地管理基本計画に基づいて行われているため、入居したい団地があれば事前に当該地域の入居及び管理に関する規定に基づき入居及び管理に関する規定に基づき入居できるか否かを確認する必要がある。

区分	指定地域	関連法令
先端医療複合団地	大邱新西革新都市 忠北五松生命科学団地	先端医療複合団地の指定及び支援に関する特別法
研究開発特区	大田、光州、大邱、釜山、全北	研究開発特区等の育成に関する特別法
国際科学ビジネスベルト	大徳研究開発特区内の新洞・屯谷・道龍地区	国際科学ビジネスベルトの造成及び支援に関する特別法
プリ産業特化団地	安山鍍金協同化団地など33地域	プリ産業の振興及び先端化に関する法律
物流団地	江陵など23物流団地を運営中	物流施設の開発及び運営に関する法律

※ 特定産業の育成のために指定されている地域のうち、代表的な種類のみを記載

CORPORATE BUSINESS

Procedure
投資の手続き

PART
6

査証

- 入国
- 企業投資査証発行および在留手続き
- 外国投資家在留許可専用窓口の運営
- 外国人在留民願訪問予約制
- 在留資格別査証申請
- 出入国優遇制度
- 高額投資家、投資企業役員に対する居住および永住権付与
- 公益事業投資移民
- 不動産投資移民制

韓国に入国する外国人は、原則として事前に査証(ビザ)の発行を受けなければならない。外国人が査証の発行を受けて入国したり、無査証国の国民が入国しても、許可なしの入・出国は許されない。上記の場合にも、国境や空港、港などで出入国申告手続きを踏む必要があり、入国条件を満たさない場合、入国が拒否されることもある。また、90日を超えて韓国に滞在しようとする外国人は、在留地を管轄する出入国・外国人官署などに外国人登録を行わなければならない。

入国

韓国に入国するには、以下の3つの方法がある。

<1>
在外公館から査証の発行を受けて入国する方法

在外公館が査証発行 → 空港入国審査(確認) → 韓国滞在

<2>
査証を発行する前に特に必要と認められる場合

事前に招待者の住所地を管轄する地方出入国・外国人官署から査証発行認定書(または認定番号)の発行を受けて在外公館に提示し、査証の発行を受けて入国する方法

出入国・外国人官署から査証発行認定書または認定番号を発行 → 在外公館が査証発行 → 空港入国審査 → 韓国滞在

<3>
査証なしで入国して出入国空港で入国審査を受ける際、在留資格および期間を与えられて入国する方法

査証なしで入国 → 空港入国審査(在留資格を付与) → 韓国滞在

企業投資(D-8)査証発行および在留手続き

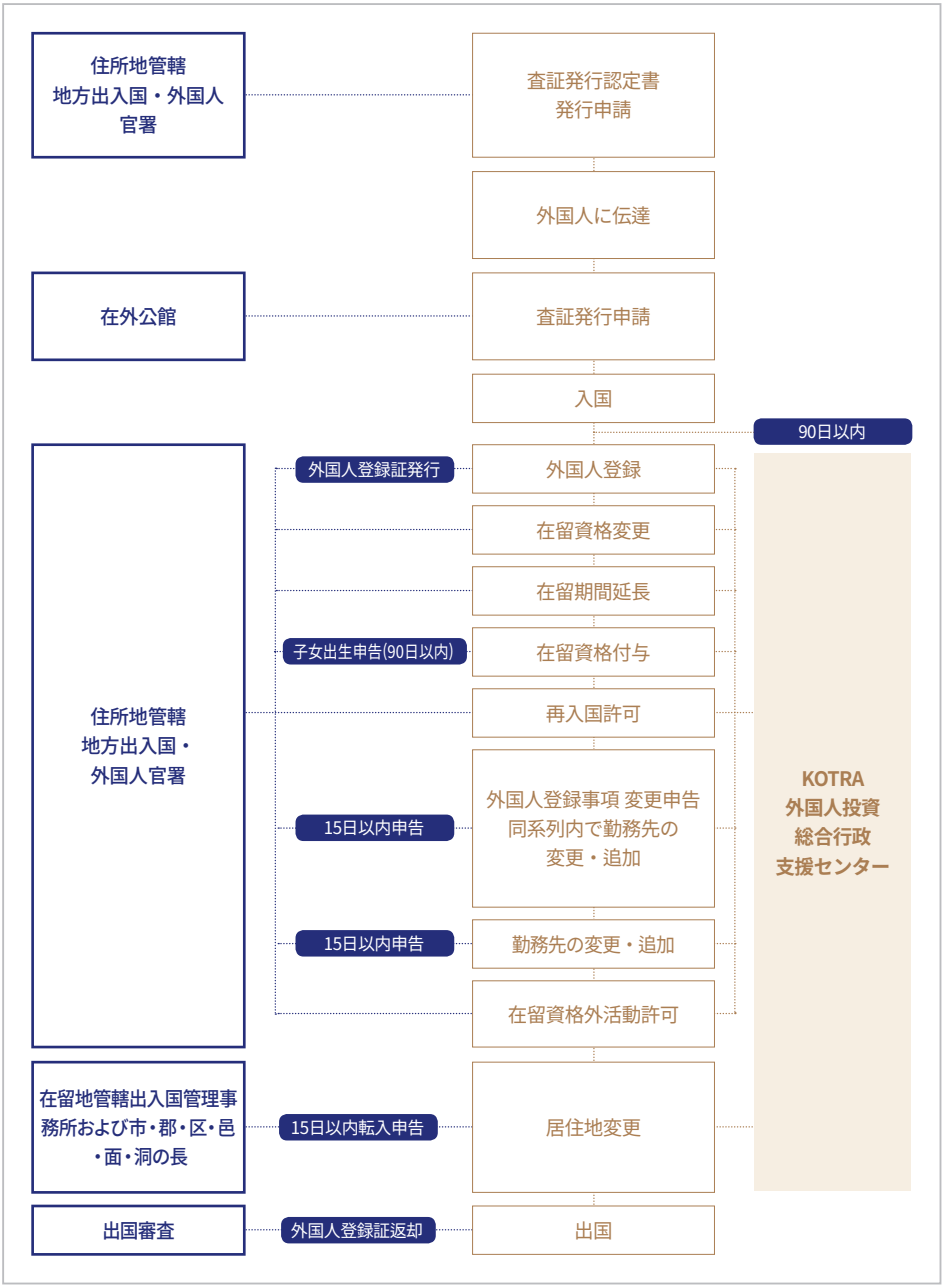

01. 査証発行

① 手続き

査証発行の権限は、法務部長官にあるが、大統領令で範囲を定め、在外公館の長に委任することができる。これにより、外国人の入国は、査証を在外公館長に申請して発行を受ける方法、短期訪問査証保有者、または査証免除国の外国人の場合、入国後に出入国審査を経て在留資格と期間を与えられる方法、そして招請者の住所地管轄の地方出入国・外国人官署で査証発行認定書(または認定番号)の発行を受けて、在外公館に提示して査証の発行を受ける方法がある。

② 査証発行方法

- 在外公館長に査証を申請して発行を受ける。 在外公館長査証発行範囲：法務部長官が委任した査証を定められた範囲内で発行する。
- 入国を希望する外国人が直接申請して発行を受けるか、韓国の招請者が本人の住所地管轄の出入国・外国人官署に申請して認定書、または発行番号を受ける。後者の場合、入国を希望する外国人が査証発行申請書に査証発行認定番号を記載して、在外公館長に提出することで査証の発行を受ける。
- 短期訪問査証保有、または無査証入国後に出入国・外国人官署で在留資格(D-8など)を変更する。

→ 査証発行認定申請書の認定有効期間：3ヶ月

02. 外国人登録

91日以上の長期査証を所持して入国した外国人は、入国した日から90日以内にその在留地管轄の地方出入国・外国人官署で外国人登録を申請しなければならない。

03. 在留資格の変更

外国人が既に承認された在留資格に該当しない他の活動をするためには、事前に在留資格変更許可を受けなければならない。変更許可を受けないまま在留資格に該当しない活動をして摘発されると、2千万ウォン以下の罰金または強制退去させられる場合がある。

INFORMATION

① 在留期間の延長

外国人が許可された在留期間を越えて韓国に滞在するには、在留期間が終了する前に在留期間延長許可を受ける必要がある。在留期間延長許可申請は、在留期間が終了する4ヶ月前から申請することを原則とする。

② 韓国で出生した外国人

韓国で出生して、在留資格を持たずに在留することになる外国人は、出生した日から90日以内に在留資格を取得しなければならない。

③ 在留に関する外国人本人申請義務

在留期間の延長などの在留許可申請は、原則として外国人本人が行わなければならない。但し、外国人本人が17歳未満の場合や疾病、家事、業務上の事情などの理由がある場合は、法定代理人または外国人から委任を受けた代理人が申請を代行することができる。
代理人申請の際にも、外国人本人は、韓国に在留していなければならない。海外に在留しながらパスポートを空輸して、韓国の代理人を通じて各種在留許可などを申請することは許されない。

④ 代理人申請の制限および許可取消しなど

地方出入国・外国人官署の長は、各種在留許可などの申請事由、申請人の在留実態などを審査するために、本人出席が必要な場合、代理申請を制限することができ、代理人が虚偽およびその他の不法な方法で各種の在留許可などを申請した事実が明らかになった場合、その許可などを取消しまたは変更することができる。

04. 変更時の申告事項

① 勤務先変更

外国人が在留資格範囲内で、その勤務先を変更したり、追加するには、事前に勤務先の変更および追加許可を受ける必要がある。ただし、専門的な知識・技術、または技能を有する者は(該当者-法務部告示)、その勤務先を変更したり、追加した日から15日以内に申告のみすればよい。勤務先の変更や追加の許可を受けずに外国人を雇用したり、斡旋して摘発された場合、1千万ウォン以下の罰金または強制退去させられることがある。

② 在留資格外活動

在留資格に該当する活動と並行して、他の在留資格に付随する活動をするには、事前に在留資格外活動許可を受ける必要がある。在留資格外活動許可に違反した場合、2千万ウォン以下の罰金または強制退去させられる場合がある。

③ 居住地変更

登録外国人がその居住地を変更した場合は、転入した日から15日以内に新しい居住地の市・郡・区の長、または邑・面・洞の長か、その居住地を管轄する地方出入国・外国人官署の長に居住地変更申告をしなければならない。未申告の場合、100万ウォン以下の罰金に処せられる。

④ 外国人を雇用した企業主の申告義務

就業活動資格が与えられた外国人を雇用した者が、外国人を解雇したり、外国人が退職、死亡したとき、外国人の所在が分からなくなったとき、雇用契約の重要な内容を変更したときは、その事実を知った日から15日以内に地方出入国・外国人官署の長に申告しなければならない。未申告の場合、200万ウォン以下の過料に処せられる。

* 出所：分かりやすい外国人雇用とビザ実務ガイド(パク・ギルナム、チョン・ボンス、江南労務法人刊)

外国投資家在留許可専用窓口の運営

外国投資家の査証および在留に関する便宜を図るために、KOTRAは外国人投資総合行政支援センターを運営している。法務部から出入国管理公務員が派遣され、在留地管轄区域の制限なしに、企業投資(D-8)資格該当者およびその同伴家族の在留資格変更許可、在留期間延長許可、再入国許可、韓国出生子女の在留資格付与および外国人登録、外国人登録事項変更申告業務、居住地変更申告と企業投資(D-8)在留資格所持者の勤務先の変更・追加などの業務を行っている。

ソウル出入国・外国人庁投資支援センター(ソウル南部出入国・外国人事務所を含む)も、外国投資家専用窓口を設置して、企業投資(D-8)資格所持者などに対する在留期間延長などの在留許可に関する業務を行っている。

外国人在留民願訪問予約制

在留外国人の民願業務の便宜を図るために、全国出入国外国人官署は外国人在留民願訪問予約制を実施している。インターネットハイコリアのホームページにアクセスして、日時を決めて予約した後、予約受付証を持参して地方出入国・外国人官公署を訪問すると、待機時間なしで民願業務を処理することができる。

INFORMATION

外国人総合案内センター：局番なし 1345

・査証と各種在留許可についてのご案内

ハイコリア：www.hikorea.go.kr

・査証および在留資格別案内マニュアル、在留民願訪問予約などのサービス

在留資格別査証申請

01. 企業投資(D-8)査証

① 発行対象

外国人投資企業の経営、管理、または生産、技術分野に従事する必須専門人材、または産業財産権や知的財産権を保有し、優れた技術力でベンチャー企業を設立した者で、ベンチャー企業確認を受けた者に発行される。

- 韓国に設立された外国人投資企業の海外親会社から必須専門人材として派遣された者は、「企業投資査証」を申請することができる。本社だけでなく系列会社の職員を出向させることもできるが、この場合は系列関係を証明する書類を提出しなければならず、出向命令書に出向期間が明示されていなければならない。
- 「外国人投資促進法」に基づいて、1億ウォン以上の投資資金を海外から持ち込んで法人を設立、運営する場合、企業投資査証を申請することができる。
- 必須専門人材は、経営・管理、生産技術分野に従事する役員、上級管理者、専門技術者であり、韓国で一般的に代替が可能な業務に従事している場合は除く。

IN DETAIL

必須専門人材の範囲

- **役員**
組織内で組織の管理を第1次的に指揮し、意思決定に幅広い権限を行使する、その企業の最高位の役員であり、取締役会、株主から一般的な指揮/監督のみ受ける者(役員はサービスの実質的な供給や組織のサービスに関連した業務は、直接実行することはできない)

- **上級管理者**
企業または部署単位の組織の目標と、政策の策定および施行に責任を負い、計画/指揮/監督に関する権限と、従業員の雇用および解雇権またはこれに関する推薦権を持ち、他の監督職/専門職/管理職従事者の業務を決定/監督/統制したり、日常業務に裁量権を行使する者(被監督者には専門サービス供給者ではない第一線監督者は含まれず、直接サービスを提供する行為に従事する者も含まれない)

- **専門家**
当該企業のサービスの研究/設計/技術/管理などに欠かせない高度な専門的かつ独占的な経験と知識を有する者

- 申請機関：申請人の住所地または外国人投資企業所在地管轄の出入国・外国人官署

② 韓国国内で変更できない場合

団体観光か、純粋な観光目的で入国した者、短期訪問(C-3)査証を所持して入国した一部の国の国民のうち、団体観光客の一員、または純粋な観光目的で個別入国した者、技術研修(D-3)、非専門就業(E-9)、船員就業(E-10)、訪問就業(H-2)、その他(G-1)の資格で在留している者、観光就業(H-1)資格で入国した一部の国(フランス、アイランド、英国)の国民などの場合、韓国でD-8査証に在留資格を変更することはできない。

③ 在留資格の変更および外国人登録

外国人投資企業の経営、管理、または生産、技術分野に従事する必須専門人材に該当する。

④ 在留期間の延長

在留期間の延長時の提出書類は、在留資格変更書類と同様で、実績に応じて異なる場合がある。

★ 必要書類

在留資格の変更および外国人登録時

[法人の設立者が外国会社の場合]

- 統合申請書1部(「出入国管理法施行規則」別紙第34号書式：統合申請書) / パスポート、パスポート用写真1枚
- 結核ハイリスク国の国民の場合、結核検診票(保健所発行確認書)
- 結核検査義務化対象国(35ヶ国)
  ネパール、東ティモール、ロシア、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、バングラデシュ、ベトナム、スリランカ、ウズベキスタン、インド、インドネシア、中国、カンボジア、キルギスタン、タイ、パキスタン、フィリピン、ラオス、カザフスタン、タジキスタン、ウクライナ、アゼルバイジャン、ベラルーシ、モルドバ共和国、ナイジェリア、南アフリカ共和国、エチオピア、コンゴ民主共和国、ケニア、モザンビーク、ジンバブエ、アンゴラ、ペルー、パプアニューギニア
- 外国人投資企業登録証明書のコピー / 事業者登録証のコピー / 3ヶ月以内の法人登記事項全部証明書 / 駐在活動の場合、派遣命令書(本社または、海外現地法人(最後の勤務地)発行、派遣期間明示)および在職証明書(本社または、海外現地法人(最後の勤務地)発行)
- 必須専門人材立証書類：資格証(技術者)、経歴証明書、組織図、学位証の中で1選択
- 営業実績(輸出入実績など) 証明書の中で - 納税事実証明(法人税、勤労所得税、付加価値税などを含む)
- 在留地証明書類(不動産賃貸借契約書など) / 株主変動状況明細書原本
- 投資資金導入証明書類_当該国の税関か、本国の銀行(金融機関)の外貨持出許可(申告)書(当該者)、投資資金導入内訳書(送金確認証、外国為替購入証明書、税関申告書) / 事務室賃貸借契約書
- 外国人職業および年間所得金額申告書

※ 全ての書類は業種と投資額により異なる場合があります。
* 所得金額証明書、在学証明書

[法人の設立者が外国人の場合]

- 統合申請書1部(「出入国管理法施行規則」別紙第34号書式：統合申請書) / パスポート、パスポート用写真1枚
- 結核ハイリスク国の国民の場合、結核検診票(保健所発行確認書)
- 結核検査義務化対象国(35ヶ国)
  ネパール、東ティモール、ロシア、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、バングラデシュ、ベトナム、スリランカ、ウズベキスタン、インド、インドネシア、中国、カンボジア、キルギスタン、タイ、パキスタン、フィリピン、ラオス、カザフスタン、タジキスタン、ウクライナ、アゼルバイジャン、ベラルーシ、モルドバ共和国、ナイジェリア、南アフリカ共和国、エチオピア、コンゴ民主共和国、ケニア、モザンビーク、ジンバブエ、アンゴラ、ペルー、パプアニューギニア
- 外国人投資企業登録証明書のコピー / 事業者登録証のコピー / 3ヶ月以内の法人登記事項全部証明書 / 株主変動状況明細書原本 / 在留地証明書類のコピー(不動産賃貸借契約書など) / 事務室賃貸借契約書のコピー / 法人口座および法人口座取引履歴のコピー / 事業場の写真(事業場の全景、事務空間、看板の写真などの資料) / 当該業種または分野の事業経験に関する国籍国の書類(必要に応じて徴求) / 投資資金導入証明書類_当該国の税関か、関連銀行の外貨持出許可(申告)書 / 外貨他発送金取引明細書(送金した場合)または税関申告書(携帯持込した場合) / 外国為替購入証明書
- 営業実績(輸出入実績など)証明書類(既存実績がある場合)_輸出申告済証(輸出入免状), 付加価値税課税標準証明投資資金使用履歴および証明書類_物品購買領収証、事務室インテリア費用、韓国国内銀行口座入出金明細書など
- 外国人職業および年間所得金額申告書

※ 全ての書類は業種と投資額により異なる場合があります。
* 所得金額証明書、在学証明書

02. 特定活動(E-7) 査証

国家競争力強化のために、専門的な知識・技術、または技能を保有する外国人材の導入が必要な場合、別途指定した分野で(85職種)勤労する者に与えられる査証である。

外国人労働者が、一定資格要件を備えた韓国国内企業と雇用契約によって勤務する形態として、原則的に査証認定発行申請により査証を取得することになるが、先端技術の専門的な技術者などに制限された場合は、在留資格変更が許可される場合がある。

03. 同伴(F-3) 査証

D-8またはE-7などの在留資格に該当する者の配偶者及び未成年の子供に付与される。同伴家族には、D-8またはE-7の在留資格に該当する者の在留期間の満了日まで在留期間を付与する。

IN DETAIL

査証申請時の注意事項

資料提出時の韓国国内発行書類の有効期間が別途設定されていない場合、発行日から3ヶ月以内とする。 地方出入国・外国人官署の長が、査証および在留審査のため、特に必要であると認める場合は提出書類が変更される場合があるので、注意が必要である。

★ 必要書類

在留資格変更および外国人登録

- 統合申請書1部(「出入国管理法施行規則」別紙第34号書式：統合申請書) / パスポート / パスポート用写真1枚 / 結核検査義務化対象国の国民の場合、結核検診票(保健所発行確認書) / D-8-1所持者の外国人登録証のコピー / 結婚証明書(家族関係証明書) / 在留地立証書類(不動産賃貸借契約書など) / 小中高在学有無申告書(6歳以上18歳以下) / 在学証明書
- 手数料(資格変更10万ウォン収入印紙(行政手数料用)、外国人登録証発行手数料3万ウォン(現金))

※ 全ての書類は、申請人の資格確認などの審査のため、一部の添付書類が異なる場合があります。
* 所得金額証明書、在学証明書

在留期間延長

- 統合申請書1部(「出入国管理法施行規則」別紙第34号書式) / パスポート / パスポート用写真1枚 / 外国人登録証 / 結核検査義務化対象国の国民の場合、結核検診票(保健所発行確認書) / D-8-1所持者の外国人登録証のコピー / 在留地立証書類(不動産賃貸借契約書など) / 小中高在学有無申告書(6歳以上18歳以下) / 在学証明書
- 手数料(延長手数料 6万ウォン)

※ 全ての書類は、申請人の資格確認などの審査のため、一部の添付書類が異なる場合があります。
* 所得金額証明書、在学証明書

INFORMATION

在留資格の種類 (36の在留資格区分)

区分	在留資格別対象
外交公用(A)	外交(A-1)、公用(A-2)、協定(A-3)
査証免除(B)	査証免除(B-1)、観光通過(B-2)
非営利短期(C)	一時取材(C-1)、短期訪問(C-3)、短期就業(C-4)
長期在留(D)	文化芸術(D-1)、留学(D-2)、技術研修(D-3)、一般研修(D-4)、取材(D-5)、宗教(D-6)、駐在(D-7)、企業投資(D-8)、貿易経営(D-9)、求職(D-10)
就業(E,H)	教授(E-1)、会話指導(E-2)、研究(E-3)、技術指導(E-4)、専門職業(E-5)、芸術興行(E-6)、特定活動(E-7)、非専門就業(E-9)、船員就業(E-10)、観光就業(H-1)、訪問就業(H-2)
同伴居住(F)	訪問同居(F-1)、居住(F-2)、同伴(F-3)、永住(F-5)：同胞、難民除外、結婚移民(F-6)
その他(G)	その他(G-1)

→ 外国国籍同胞在留資格：C-3(短期訪問)、F-1(訪問同居)、H-2(訪問就業)、F-4(在外同胞)、F-5(永住)

出入国優遇制度

韓国政府は、外国投資家に出入国と在留に対する様々な恩恵を提供している。外国投資家に対する出入国優遇サービスを提供するか、条件に合致した場合、永住権を与え、外国投資家の家事補助人の雇用を許可している。また、便宜を図るために、在留資格変更、外国人登録および在留期間延長などの業務を当日処理している。

01. D-8 査証所持者に対する出入国優遇

投資査証(D-8)所持者は、専用審査台(Fast track)を利用することができ、在留 許可時に各種手数料免除が適用される。

- 免除項目：外国人登録証発行(3万ウォン)、在留期間延長許可(6万ウォン)、在留資格変更許可(10万ウォン)、再入国許可(3～5万ウォン)

→ 在留資格外活動許可手数料(12万ウォン)、外国人登録事実証明書発行 手数料(2千ウォン)は免除されない。

02. 出入国優遇カード

一定の要件を満たしている外国人投資企業の海外本社、またはアジア地域本部の経営陣に対して、出入国専用審査台(Fast track)利用、セキュリティ検索専用窓口の利用などが可能な出入国優遇カード(Immigration Priority Card)を発行している。

出入国優遇カードの発行要件

区分	外国人投資額(申告基準)
製造業	15百万USドル以上
金融、保険	50百万USドル以上
卸小売、運輸、倉庫業	5百万USドル以上
その他	10百万USドル以上
研究開発	2百万USドル以上
新成長動力産業技術随伴産業	

→ 出入国優遇カードの有効期間が経過して更新する際、外国人投資額は、当初申告金額の50%以上に到達しなければならない。申請およびお問い合わせ：KOTRA 外国人投資総合行政支援センター02-3497-1971

高額投資家、投資企業役員に対する居住および永住権付与

01. 居住(F-2)査証

50万USドル以上を投資した外国人で、企業投資(D-8)在留資格で3年以上継続滞在している者と、50万USドル以上を投資した外国法人が外国人投資企業に派遣した社員として、3年以上継続滞在している者に、審査を経て居住資格(F-2)を与えることができる。

→ 30万USドル以上を投資し、2人以上の国民を雇用した者に対しても、F-2資格を与えることができる。

02. 永住(F-5)査証

50万USドルを投資した外国投資家で、5人以上の韓国国民を雇用している者に対して永住資格(F-5-5)を与える。
高額外国投資家だけでなく、投資企業の役員も永住資格申請することができる。5百万USドル以上投資した外国人投資企業に派遣した役員(監査または取締役のみ該当)で、3年以上滞在した者に対して法務部長官の審査を経て特別功労者永住資格(F-5-12)を与えることができる。

→ 正規職として雇用された韓国国民10人当たり役員1人に対して永住資格を与えるが、法人当たり最大10人の役員に対してのみ永住資格を与えることができる。

公益事業投資移民

高額投資家の条件付き永住権付与制度として、韓国に5億ウォン以上投資した外国人に、経済活動が自由な居住資格(F-2)を与えた後、5年間投資を維持した場合、永住資格(F-5)に変更する制度で、投資家本人だけでなく、配偶者、未婚子女まで同じ特典が与えられる。
また、15億ウォン以上を投資して、5年間投資状態を維持することを誓約した場合、本人、配偶者および未婚の子女まで永住資格(F-5)を付与する制度である。

高額投資条件付き永住手続き

事前審査 → 口座開設および送金(ウリ銀行) → 外国人本人入国 → 送金確認および居住資格(F-2)変更 → 投資維持5年後永住資格(F-5)付与

IN DETAIL

公益事業投資移民

- 法務部長官が定める現金保障無利息ファンドに5年以上投資した場合
  法務部、韓国産業銀行が投資移民ファンドを活用したスマート工場優遇金融貸付商品を準備して、中小企業のスマート工場建設に貢献する。

- 元金が保証され、いつでも投資金の回収が可能だが、投資金の一部、または全部回収時には、これまでに付与された居住資格を喪失する。

※ お問い合わせ：法務部 グローバル人材査証センター 032-740-7788, 7600

不動産投資移民制

法務部長官が指定・告示した地域の休養施設に5億ウォン以上投資した外国人に対し、経済活動が自由な居住資格(F-2)を与えた後、5年間投資を維持した場合、永住資格(F-5)を与える制度である。

IN DETAIL

不動産投資移民者に関する案内文 / 出所：www.visa.go.kr

1. **投資状態維持** 投資施設を他人に賃貸したり、担保設定、または差し押さえられた場合、売買した場合には、投資要件を喪失する。
   投資要件を喪失した場合、外国人登録は抹消され、投資ビザで継続して在留することはできない。
2. **就業、または経済活動** 不動産投資移民(F-5)査証を所持している場合、一般的な就業、経済活動、学業などは自由であるが、蛇行行為や善良な風俗に反する営業や就業は禁止される。
3. **再入国許可期間** 外国人登録をした場合、出国日から1年内に少なくとも1回以上韓国に入国する必要があり、入国しない場合は、外国人登録が抹消される。
4. **在留期間延長** 付与された在留期間満了日前に入国して、出入国管理事務所から在留期間延長許可を受けなければならない。許可を受けない場合は、外国人登録が抹消される。
5. **お問い合わせ：**法務部 投資移民センター (032-740-7888) / 外国人総合案内センター (1345)

韓国生活ガイド
2022 (KOTRA)

Frequently Asked Question & Answer

Q 01 査証と在留資格の違いは？

在留資格は、外国人が韓国に滞在しながら一定の活動を行うことができる法的地位を意味し、出入国管理法に基づいて在留資格に一定の権利を付与しており、計36種類の在留資格で管理している。これにより、VISAと在留資格は、事実上同じように扱われる。

BUSINESS IN
KOREA

外国人投資ガイド
2022

02

CORPORATE
BUSINESS

Incentive
インセンティブ

- 租税減免
- 外国人投資地域
- 現金支援
- R&Dセンター特例
- 経営支援

CORPORATE BUSINESS

Incentive
インセンティブ

PART
1

租税減免

- 対象および手続き
- 減免特典

外国人投資誘致を促進し、先端技術の移転を通じた国民経済の発展を実現するために、外国人投資と関連して取得税・財産税・関税・付加価値税などを減免し、外国人技術者の所得税の減免や外国人労働者に対する所得税課税特例などを提供している。

✦「租税特例制限法」などによる外国人投資に対する租税減免

適用対象	租税減免内容	関連規定
外国人投資企業	取得・保有している不動産に対する 取得税・財産税減免	「地方税特例制限法」第78条の3
	資本財導入による関税・個別消費税・付加価値税免除	「租税特例制限法」第121条の3 第①、②項
外国人技術者	勤労所得税50%減免(5年間)	「租税特例制限法」第18条
外国人労働者	19%単一税率が適用可能(5年間)	「租税特例制限法」第18条の2

対象および手続き

01. 対象

外国人投資企業に対する租税減免対象事業の範囲は、「租税特例制限法」第121条の2、同法施行令第116条の2による。

区分(関連規定)	投資要件など	
	対象事業	投資額
新成長動力・源泉技術分野別対象技術、新成長技術に直接関連する素材工程技術 ※「租税特例制限法施行令」別表7、同法施行規則別表14	関連事業を営為するために工場施設を設置/運営	2百万USドル以上
「外国人投資促進法」第18条第①項第2号による外国人投資地域(個別型)入居企業および経済自由区域、済州先端科学技術団地、済州投資振興地区などの入居企業で、各委員会の審議・議決を経る事業 ※ 従来の輸出自由地域入居企業は、外国人投資地域(個別型)入居企業として減免	製造業など	3千万USドル以上
	観光業	2千万USドル以上
	休養業	
	国際会議施設	
	青少年修練施設	
	物流業	1千万USドル以上
	SOC	
	R&D	2百万USドル以上
	共同事業	3千万USドル以上

区分(関連規定)	投資要件など	
	対象事業	投資額
経済自由区域入居企業 ※「経済自由区域の指定および運営に関する特別法」第2条第1号	製造業	1千万USドル以上
	観光業	
	休養業	
	国際会議施設	
	青少年修練施設	
	物流業	5百万USドル以上
	医療機関	
	R&D	1百万USドル以上
経済自由区域開発事業施行者 ※「経済自由区域の指定および運営に関する特別法」第8条の3	投資額が3千万USドル以上、または外国人投資比率が50%以上で、総開発事業費が5億USドル以上の場合	
済州投資振興地区開発事業施行者 ※「済州特別自治道設置および国際自由都市造成のための特別法」第162条	投資額が1千万USドル以上、または外国人投資比率が50%以上で、総開発事業費が1億USドル以上の場合	
「外国人投資促進法」第18条第①項1号の規定による外国人投資地域(団地型)入居企業	製造業	1千万USドル以上
	物流業	5百万USドル以上
企業都市開発区域入居企業 ※「企業都市開発特別法」第2条第2号	製造業など	1千万USドル以上
	物流業	5百万USドル以上
	R&D	2百万USドル以上
企業都市開発事業施行者 ※「企業都市開発特別法」第10条第①項	投資額が3千万USドル以上、または外国人投資比率が50%以上で、総開発事業費が5億USドル以上の場合	
セマングム事業地域入居事業または セマングム支援特別法による事業施行者 ※「セマングム事業推進および支援に関する特別法」第2条、第8条	製造業	1千万USドル以上
	観光業	
	物流業	5百万USドル以上
	R&D	1百万USドル以上
その他租税減免不可避事業 ※「自由貿易地域の指定および運営に関する法律」第10条第①項第2,5号	製造業	1千万USドル以上
	物流業	5百万USドル以上

INFORMATION

新成長動力・源泉技術分野別対象技術

12分野、48の細部分野、計235技術

区分	分野
未来型自動車	自動運転車、電気駆動車
知能情報	人工知能、モノのインターネット(IoT)、クラウド、ビックデータ、ウェアラブルスマート機器、IT融合、ブロックチェーン、量子コンピュータ
次世代SWおよびセキュリティ	基盤ソフトウェア(SW)、融合セキュリティ
コンテンツ	没入型コンテンツ、文化コンテンツ
次世代電子情報デバイス	知能型半導体・センサー、半導体などの素材・部品、有機発光ダイオード(OLED)など高機能ディスプレイ、3Dプリンティング、ARデバイス
次世代放送通信	5Gおよび6G移動通信、UHD
バイオ・ヘルス	バイオ・化合物医薬、医療機器・ヘルスケア、バイオ農水産・食品、バイオ化学
エネルギー新産業・環境	エネルギー貯蔵システム(ESS)、再生可能エネルギー、エネルギー効率向上、温室効果ガス低減および炭素資源化、原子力、リサイクル
融複合素材	高機能繊維、超軽量金属、ハイパープラスチック、タイタニウム、銅合金、モリブデン、特殊鋼、機能性弾性・接着素材
ロボット	先端製造および産業ロボット、安全ロボット、医療および生活ロボット、ロボット共通
航空・宇宙	無人移動体、宇宙
先端素材・部品・装備	先端素材、先端部品、先端装備

※ 関連規定：「租税特例制限法施行令」別表7(改正 2021.2.17)

新成長技術に直接関連する素材工程技術

11の素材技術、5つの工程技術、計16技術

類型分類	対象技術
素材技術	高集積度半導体素材技術
	フレキシブル伝導性素材技術
	マイクロLED素材技術
	電気自動車用バッテリー素材
	知能型・機能性センサー素材
	炭素複合体新素材技術
	3Dプリンティング用複合素材技術(エコ、医療用、審美用)
	高機能性化学品新素材技術
	遺伝子検査用超小型バイオ半導体素材
	有無機ナノハイブリッド素材(Organic-Inorganic Hybrid Nano-Materials)技術
	スーパーエンジニアリングプラスチック(SEP、Super Engineering Plastics)素材技術
工程技術	知能型電力半導体モジュール技術
	大画面フレキシブルOLED製作技術
	難削メタル素材加工および工程技術
	機能性(耐熱性、超小型)レンズ樹脂および製造工程技術
	OLED素材パターン精密化向上技術

※ 関連規定：「租税特例制限法施行規則」別表14(新設 2017.3.17.)

02. 手続き

外国人投資企業が租税減免の適用を受けようとする場合、または内容に変更があった場合、必ず企画財政部長官(自由貿易地域の場合、自由貿易管理権者)に租税減免申請を行わなければならない。※ 関連規定：「租税特例制限法」第121条の2第⑥項

申請書の提出先は、企画財政部対外経済総括課であり、外国投資家が外国人投資申告と租税減免申請を同時に希望する場合は、外国為替銀行(受託銀行)の本支店およびKOTRA本社に外国人投資申告書と一緒に租税減免申請書を提出することができる。

※ 関連規定：「租税特例制限法施行規則」第51条の3および企画財政部告示第2017-10号、2017.4.4.「外国人投資に対する租税減免規定」第5条第②項

申請期限は、新規投資の場合、事業開始日が属する課税年度の終了日までであり、租税減免決定を受けた事業内容を変更した場合、その変更事由が発生した日から2年になる日までに 変更申請をしなければならない。

租税減免申請の手順

租税減免対象事業事前確認申請(選択事項)	企画財政部
↓	
株式などの取得による外国人投資申告	受託機関(外国為替銀行およびKOTRA)
↓	
租税減免申請	企画財政部
↓	
租税減免の可否を決定	企画財政部、関連部処、地方自治団体
↓	
租税減免の可否を通知	企画財政部

★ 必要書類

租税減免申請 、または内容変更申請時

- 申告書(「外国人投資促進法施行規則」別紙第1号書式：株式などの取得 、または出捐方式による外国人投資申告および許可申請書)
- 申請書(「租税特例制限法施行規則」別紙第80号書式：租税減免申請書 、または租税減免内容変更申請書)
- 租税減免申請事由 、または租税減免内容変更申請の理由を具体的に証明、または説明する書類
  → 「外国人投資に対する租税減免規定」別表2による提出書類
- 事業者登録証のコピー / 外国人投資企業登録証明書

* それぞれ3部作成して提出する。

① 租税減免対象事業の事前確認

外国投資家が投資決定の参考にするために、外国人投資申告をする前に租税減免対象事業の可否の確認を事前に申請することができる。事前確認の効力は、租税減免の対象技術かどうかだけを確認するものであるため、投資申告後、別途の租税減免申請をしなければならない。

※ 関連規定：「租税特例制限法」第121条の2第⑦項

② 租税減免の決定および通知

企画財政部長官は、租税減免申請または租税減免内容の変更申請について、租税減免基準に該当するか否かを主務部長官および地方自治団体の長と協議して、20日以内に減免の可否または減免内容の変更可否を決定し、これを申請者、国税庁長、関税庁長、地方自治団体長に通知する。ただし、やむを得ない場合は、20日の範囲内でその処理期間を延長することができる。

③ 非減免事業の決定予告通知

企画財政部長官は、租税減免申請を受けて、非減免対象事業に決定するときは、当該申請日から20日以内に決定予告を通知する。申請者は、その通知を受けた日から20日以内に疎明資料を添付して、通知内容の適正性に対する審査を書面で要請することができる。企画財政部長官は、要請を受けた日から20日以内に減免の可否または減免内容の変更可否を決定して、その結果を通知しなければならない。

※ 関連規定：「租税特例制限法」第121条の2第⑧項、同法施行令第116条の3第①~⑥項

IN DETAIL

租税減免(租税減免内容 変更、租税減免対象 該当可否の事前確認) 申請事由を証明する書類

※ 関連規定：企画財政部告示第2017-10号、2017.4.4.「外国人投資に対する租税減免規定」別表2

★ 必要書類

租税減免対象事業かどうかを事前に確認する時

- 申請書
  (「租税特例制限法施行規則」別紙第81号書式：租税減免対象該当可否事前確認申請書)
- 租税減免申請事由 、または租税減免内容変更申請事由を具体的に証明、または説明する書類
  →「外国人投資に対する租税減免規定」別表2による提出書類

* それぞれ3部作成して提出する。

Check List

新成長動力産業租税減免申請チェックリスト

点検項目	YES	NO
1. 申請技術が、「租税特例制限法施行令」別表7または同法施行規則別表14のリストに明示されているか(租税減免申請書の租税減免申請内容に正確に作成) ex)「租税特例制限法施行令」別表7(新成長動力・源泉技術分野別対象技術)の2)知能情報 カ. 人工知能分野の内、3)視覚理解技術に該当	☐	☐
2. 韓国国内産業構造の高度化と国際競争力強化に緊要な新成長動力産業に属する事業に伴われる技術であることを証憑する資料提出 ・特許権、公認機関の認証書、試験合格書、評価書および技術性などを立証できる資料	☐	☐
3. 申請技術に対する説明書提出		
① 技術の核心部分を要約した要約本(1〜2p)提出	☐	☐
② 技術の特性および具体的な説明資料提出	☐	☐
③ 技術で営もうとする事業の範囲を記載	☐	☐
4. 申請技術を伴う事業を営むために、工場施設(事業場)を設置、または運営することを証明する資料提出		
① 生産方式および工程表(製造業に限る)などの説明資料提出	☐	☐
② 申請技術を活用して製品を直接生産しようとする工場の場所などを証明する資料	☐	☐
5. 新成長動力産業と直接関連した事業(以下、減免関連事業)の有無 ・減免対象事業と減免関連事業の生産方式および工程表などの資料提出	☐	☐
6. 株式などの取得、または出捐方式による外国人投資申告書提出	☐	☐
7. 英語など外国語の主な証憑資料は、韓国語翻訳本を併せて提出	☐	☐

* 出所：企画財政部

減免特典

01. 取得税および財産税減免

外国人投資企業が申告した減免事業を営むために取得・保有する不動産に対する取得税および財産税を減免する。

減免内容： 事業開始日後に取得・保有した財産

区分	事業	期間および減免比率
取得税および財産税	新成長動力産業企業または個別型 外国人投資地域入居企業などに対して、それぞれの委員会が審議議決した事業	事業開始日から5年間減免対象税額(控除対象金額)の100%、以後2年間50%税額減免(課税標準から控除)
	団地型外国人投資地域、経済自由区域、済州投資振興地域、企業都市開発区域、セマングム事業地域、自由貿易地域 などの入居企業および事業者など	事業開始日から3年間、減免対象税額の100%、以後2年間 50%税額減免

※ 関連規定：「地方税特例制限法」第78条の3第①項

IN DETAIL

例外：事業開始日前に取得・保有した不動産

事業開始日前でも、租税減免決定を受けた日後に取得した不動産については、減免対象取得に対する取得税は、全額減免する。 財産税の場合、減免期間の起算日を「事業開始日」ではなく、不動産を「取得した日」にして、上記の期間および比率だけ減免が適用される。

※ 関連規定：「地方税特例制限法」第78条の3 第②項

条例による地方税の減免拡大

地方自治団体が、「地方税特例制限法」第4条による条例として定めるところにより、減免期間または控除期間を15年まで延長したり、延長した期間の範囲で減免比率または控除比率を高めた場合、「地方税特例制限法」第78条の3による上記減免内容にもかかわらず、その期間および比率に従う。

02. 資本財に対する関税・個別消費税・付加価値税の免除

租税減免事業に必要な以下の資本財のうち、新たに発行される株式などの取得による外国人投資申告に基づいて導入される資本財の場合、「租税特例制限法」によって関税、個別消費税および付加価値税を免除する。

- 外国人投資企業が外国投資家から出資を受けた対外支払手段または内国支払手段で導入する資本財
- 外国投資家が出資目的物として導入する資本財

※ 関連規定：「租税特例制限法」第121条の3

① 申請

租税減免決定を受けた企業が資本財導入による関税、個別消費税および付加価値税の免除を受けようとするときは、次の書類を添付して税関長に提出しなければならない。

② 期間

資本財に対する租税減免は、「外国人投資促進法」による投資申告をした 日から5年以内に関税法による輸入申告を完了しなければならない。ただし、工場設立承認の遅延など、その他やむを得ない事由により、上記の期間内に輸入申告を完了することができない場合、その期間が終了する前に企画財政部長官に 延長申請をして、1年延長の承認を受けることができる(計6年)。

③ 除外

韓国の国民または法人が経営する企業が既に発行した株式または持分を取得した投資の場合は免除されない。

★ 必要書類

資本財に対する関税・個別消費税・付加価値税減免時

- 申請書1部
  (「租税特例制限法施行規則」別紙第83号書式：関税・個別消費税・付加価値税免除申請書(外国人投資)
- 該当事業が減免対象事業であることを証明する書類のコピー(租税減免決定書)1部
- 対外支払手段など、または出資目的物として導入する資本財に該当することを証明する書類のコピー1部
- 資本財の導入物品明細確認書のコピー1部

※ 関連規定：「租税特例制限法施行規則」第51条の5

追徴事由別関税および地方税減免の追徴範囲

追徴事由	対象租税	追徴範囲
登録抹消または廃業する場合	関税、個別消費税、付加価値税、取得税、財産税	抹消日・廃業日から遡及して5年(関税は3年)以内に減免された税額
所有株式を韓国国民または法人に譲渡する場合	関税,個別消費税、付加価値税	遡及して3年内の減免税額のうち、譲渡後の外国投資家の残余出資金額範囲を超過する資本財に対する減免税額
	取得税、財産税	譲渡日から遡及して5年以内に減免された税額 x 株式などの譲渡比率
外国人投資申告後5年(雇用関連租税減免は3年)以内に出資目的物の納入および借款導入または雇用人数が基準要件を満たしていない場合	関税、個別消費税、付加価値税、取得税、財産税	外国人投資申告後、5年(雇用関連租税減免は3年)が経過した日から遡及して5年(雇用関連租税減免基準は3年)以内に減免された税額
出資目的物が申告された目的以外に使用されるか、処分された場合	関税、個別消費税、付加価値税	輸入申告受理日から遡及して5年(関税は3年)以内に申告目的以外に使用したり、処分する資本財に対して減免された税額
外国投資家の株式などの比率が減免当時の比率に達していない場合	取得税、財産税	追徴税額＝株式などの比率の未達日前5年以内減免した税額 x 株式などの未達比率

※ 関連規定：「租税特例制限法」第121条の5、同法施行令第116条の8、9

④ 減免税額の追徴および排除

減免企業が「租税特例制限法」に規定する事項に該当する場合、税関長(税務署長)および地方自治団体の長は、減免された関税および地方税を追徴する。しかし、外国人投資企業の合併による解散など、一定の事由が発生した場合には、減免税額を追徴しない。

減免税額の追徴排除事由は、以下の通りである。

- 外国人投資企業が合併によって解散されたことで、外国人投資企業の登録が抹消された場合
- 関税などの免除を受けて導入・使用している資本財を、天災地変やその他の不可抗力的な事由があるか、減価償却、技術の進歩、その他の経済環境などの変動などにより、その本来の目的に使用できなくなり、企画財政部長官の承認を受けて本来の目的以外の目的に使用したり、処分する場合
- 「資本市場と金融投資業に関する法律」に基づいて、当該外国人投資企業を公開するために、株式などを韓国国民または韓国法人に譲渡する場合
- 「外国人投資促進法」に基づいて市・道知事が延長した履行期間内に出資目的物を納入して、該当租税減免基準を満たした場合
- その他に租税減免の目的を達成したと認められる場合と別途定める場合

※ 関連規定：「租税特例制限法」第121条の5第⑤項、同法施行令第116条の10第②項

IN DETAIL

外国人技術者適用対象

1. エンジニアリング技術導入契約による技術提供者
2. 企業付設研究所、政府出捐研究機関などで勤務する研究員

理工系分野など学士号以上保有者、海外の大学及び研究機関などでの5年以上の研究開発経験者、労働提供企業と特殊関係でない者

適用期限： 韓国で初めて労働を提供した日が2023年12月31日以前の場合のみ該当

※ 関連規定：「租税特例制限法」第18条、同法施行規則第9条

03. 外国人優秀人材に対する税制支援

① 外国人技術者に対する所得税の減免

外国人技術者が韓国で労働を提供して支払われる勤労所得として、その技術者が韓国で初めて労働を提供した日から5年になる日が属する日までに発生した勤労所得に対しては、所得税の50%の税額を減免する。ただし、外国人技術者のうち、大統領令で定める素材、部品、装備関連外国人技術者は、初めて労働を提供した日から3年になる日が属する月までに発生した勤労所得は、所得税の70%、その次の2年間は、所得税の50%の税額を減免する。

② 外国人労働者に対する課税特例

外国人労働者(外国人の役員または使用人を意味し、日雇労働者は除く)が得る勤労所得として、韓国で初めて労働を提供した日から(2023.12.31以前に韓国で初めて勤務を始めた場合に限定する日没条項)5年以内に終わる課税期間までに得る勤労所得に対する所得税は、総合所得税率適用する代わりに、当該勤労所得に19%を乗じた金額をその税額とすることができる。

③ 地域本部の労働者

外国人労働者が「外国人投資促進法 」で認められている地域本部で労働することで得られる勤労所得の場合、 労働期限の制限なしに韓国で初めて労働を提供した日から5年以内に終わる課税期間までに得られる勤労所得に対する所得税について、当該勤労所得に19%を乗じた金額をその税額とすることができる。

※ 関連規定：「租税特例制限法」第18条の2

④ 課税特例の適用方法

勤労所得税額の年末調整または総合所得課税標準確定申告をする際、勤労所得者所得・税額控除申告書に企画財政部令で定める「外国人労働者単一税率適用申請書」「(租税特例制限法 施行規則」別紙第8号書式)を添付して、源泉徴収義務者・納税組合または納税地管轄税務署長に提出する。

※ 関連規定：「租税特例制限法施行令」第16条の2

INFORMATION

政府は、外国人投資企業に対して提供してきた法人・所得税減免制度を2018年末に廃止したが、地方税(取得税、財産税)、関税、個別消費税、付加価値税の減免は、既存通りに維持した。ただし、法人税、所得税の減免がすでに決定された企業は、2019年以降も決定された減免期間は保証している。

04. 内・外国人同一適用税額控除

① 創業中小企業などに対する税額減免

製造業、建設業、飲食店業、通信販売業など「租税特例制限法」で定める18業種の創業中小企業に対し、所得発生年度から5年間、法人税の50～100%減免(対前年比の雇用実績により100%まで減免可能)

区分	事業場の所在地	
	首都圏過密抑制圏域	首都圏過密抑制圏域外
創業中小企業	-	5年間50%
青年創業中小企業、または収入金額8,000万ウォン以下	5年間50%	5年間100%
ベンチャー、エネルギー新技術事業	5年間50%	

1) 青年創業中小企業：創業当時の最大株主の代表者の年齢が15歳以上34歳以下の場合

2) 首都圏過密抑制圏域：ソウル全地域、仁川及び京畿道の一部地域(首都圏整備計画法施行令別表1参照)

※ 関連規定：「租税特例制限法」第6条、同法施行令第5条

② 中小企業に対する特別税額減免

製造業、鉱業、建設業など「租税特例制限法」で定める46業種の中小企業に対し、次の区分により法人税の5～30%減免(1億ウォン限度)

業種	規模	事業場の所在地	
		首都圏	首都圏外
卸小売業、医療業	小企業	10%	
	中企業	-	5%
一般的な減免業種	小企業	20%	30%
	中企業	- (知識基盤事業10%)	15%

1) 首都圏：ソウル特別市、仁川広域市、京畿道

2) 小企業とは、中小企業のうち業種別平均売上高が小企業の規模基準を満足する企業をいい、その他の企業は中企業に区分される(中小企業施行令別表3参照)。

※ 関連規定：「租税特例制限法」第7条、同法施行令第6条

③ 統合投資税額控除

法人が事業用の有形資産(土地・建物・車両などを除く)に投資した金額に以下の控除率を乗じた税額を、法人税から控除する。

区分	一般投資			新成長技術投資 国家戦略技術投資		
	中小	中堅	一般	中小	中堅	一般
① 基本控除	10%	3%	1%	12%	5%	3%
				16%	8%	6%
② 追加控除	投資額が直近3年間の平均投資額を越える場合、その金額の3%(国家戦略技術4%)、基本控除金額の2倍限度					

※ 関連規定：「租税特例制限法」第24条、同法施行令第21条

④ 研究・人材開発費の税額控除

法人が新成長・源泉技術などの研究・人材開発費に投資する場合、一定金額を法人税から控除する

区分	控除内容
R&D 税額控除	① 新成長・源泉技術の研究・人材開発費に対する税額控除 - 20～40%(中堅・大企業20～30%、中小企業30～40%)
	② 国家戦略技術(半導体・バッテリー・ワクチン分野)の研究・人材開発費に対する税額控除 - 30～50%(中堅・大企業30～40%、中小企業40～50%)
	③ 一般研究・人材開発費に対する税額控除MAX(ⓐ、ⓑ) - ⓐ 当期分方式：当該年度の支出額 × 0～2%(中小企業の卒業猶予期間以降3年間15%、その以降2年間10%、中堅企業8%、中小企業25%) - ⓑ 増加分方式：(当該年度の支出額 – 直前課税年度の支出額) × 25%(中堅企業40%, 中小企業50%)

※ 関連規定：「租税特例制限法」第10条、同法施行令第9条

⑤ 雇用増大企業に対する税額控除

企業の常時労働者数が直前課税年度の常時労働者数より増加した場合、雇用増加1人当たりの一定金額(4百万ウォン～13百万ウォン)を法人税から税額控除する。

(単位: 万ウォン)

区分	中小企業(3年間)	中堅企業(3年間)	大企業(2年間)
	首都圏内/外	首都圏内/外	首都圏内/外
青年正規職労働者 障がい者労働者	1,100/1,300	800/900	400/500
その他の常時労働者	700/770	450/450	-

※ 関連規定：「租税特例制限法」第29条の7、同法施行令第26条の7

⑥雇用または産業危機地域内創業企業の税額減免

危機地域に2023年12月31日まで別途定める業種*で起業したり、事業場を新設(既存事業場を移転する場合は除く)する企業については、所得が発生した年度から5年間は法人税の100%、その後2年間は法人税の50%を減免する。(中小企業以外の企業は減免限度を適用)

* 租税特例制限法第6条第③項の創業中小企業の減免業種

※ 関連規定：「租税特例制限法」第99条の9、同法施行令第99条の8

⑦ 企業都市、研究開発特区など地域特区入居時の税額減免

支援区分	減免要件の関連規定	法人税減免
研究開発特区	「租税特例制限法」第12条の2	3年間100%＋2年間50%減免
企業都市、地域開発区域	「租税特例制限法」第121条の17	
済州島	「租税特例制限法」第121条の8、9	
麗水海洋博覧会特区	「租税特例制限法」第121条の17	
アジア文化中心都市 投資振興地区	「租税特例制限法」第121条の20	
金融中心地	「租税特例制限法」第121条の21	
先端医療複合団地	「租税特例制限法」第121条の22	

INFORMATION

中小企業の定義

中小企業の基準は、規模基準と独立性基準を全て満たさなければ中小企業に該当しない。

1. 業種基準

消費性サービス業(ホテル業及び旅館業、酒場業)を主な事業としないこと

2. 規模基準

業種別規模基準と、上限基準を全て満たさなければならない。

- 業種別規模基準：主な業種の3年間の平均売上基準を満たすこと
- 上限基準: 業種に関係なく、資産総額5千億ウォン未満であること

※「中小企業基本法施行令」[別表1]主な業種別平均売上高などの中小企業規模基準を参照

3. 独立性基準

次の3項目の中でいずれにも該当しないこと

- 公示対象企業集団に属していない企業(編入・通知されたものと見なされる企業を含む)
- 資産総額5,000億ウォン以上の法人(外国法人を含む、非営利法人などを除く)が、株式などの30% 以上を直接または間接的に所有して最多出資者である企業
- 関係企業に属する企業の場合、出資比率に相当する平均売上などを合算して、業種別規模基準を満たしていない企業

* 猶予期間：中小企業がその規模の拡大または基準超過などによって中小企業に該当しなくなったとき、最初の1回に限り、特定期間まではこれを中小企業と見なす期間

※ 関連規定:「租税特例制限法」第6条及び同法施行令第2条

4. 中堅企業の定義

次の要件をすべて満足する場合、中堅企業に該当する。

- 中小企業でないこと
- 次に該当する業種を主な業種としないこと
  - ホテル業及び旅館業、酒場業、金融業、保険及び年金業、金融及び保険関連サービス業
- 所有と経営の実質的な独立性が、次のいずれにも該当しないこと
  - ① 相互出資制限企業集団に属する企業
  - ② 資産総額10兆ウォン以上の法人(外国法人含む)が当該企業の株式などの30%以上を直接的または間接的に所有しながら最大出資者である企業
- 直近３課税年度売上高の平均金額が3千億ウォン未満の企業であること

* 関連規定：「租税特例制限法」第7条の4及び同法施行令第6条の4

CORPORATE BUSINESS

Incentive
インセンティブ

PART
2

外国人投資地域

- 団地型外国人投資地域
- 個別型外国人投資地域
- サービス型外国人投資地域

「外国人投資促進法」では、外国人投資活性化のための立地支援として、外国人投資地域の指定・開発・告示・管理および解除などに関する事項を定めており、外国人投資地域の種類は団地型、個別型、サービス型がある。外国人投資地域は、広域地方自治団体長が、外国人投資委員会の審議を経て指定(告示)する。

※ 関連規定 :「外国人投資促進法」第18条～第20条、同法施行令第25条、同法施行規則第16条、「外国人投資地域運営指針」(産業通商資源部公告第2020-541号)

外国人投資地域への入居を希望する企業の入居要件を満たすための外国人投資額は、新株取得による外国人投資と5年以上の長期借款による外国人投資のみ認めており、旧株の取得や迂回投資による所有比率に該当する金額は、外国人投資額に算入しない。

団地型外国人投資地域

団地型外国人投資地域は、外国人投資企業専用に賃貸または譲渡するために指定された地域である。賃貸期間は計50年の範囲内で、10年毎に更新契約を締結しなければならない。安い賃貸料で敷地を提供しており、投資内容に応じて賃貸料および租税減免などが適用される。

01. 入居対象業種

団地型外国人投資地域の入居対象業種は、次の業種で、各地域別入居許容業種は、管理基本計画で定める。

- 新成長動力産業技術随伴事業「租税特例制限法」
- 先端技術および先端製品を適用または製造する業種「産業発展法」
- 企業付設研究所および研究開発業「国家科学技術競争力強化のための理工系支援特別法」
- 複合物流ターミナル事業「物流施設の開発および運営に関する法律」または共同集配送センター運営事業「流通産業発展法」
- その他、管理機関が当該地域の産業的特性を勘案して定める業種

02. 入居資格

入居資格は、外国人投資比率が30%(但し、複合物流ターミナル事業、共同集配送センター運営事業は50%)以上で入居時点まで外国人投資企業として登録された場合に限る。また、工場施設(事業場)を新築したり、既存建築物に機械または施設・装置を新たに設置する場合は、同じ法人が既存の工場施設と区分され、 会計上別途計理できる工場施設または機械・施設・装置を設置する場合であること。これと共に既存外国人投資工場施設は移転できない。ただし、外国人投資地域間移転の場合か、30%以上の外国人投資を増額する場合は、 当該団地型外国人投資地域管理権者の承認を得て移転することができる。

03. 入居限度

工場建築面積は、製造業種別基準工場面積率(最小12% 以上)を適用し、業者別賃貸面積の限度は、工場敷地価額の1倍以上でなければならない。つまり、入居限度とは、外国人投資企業が入居を希望する面積に応じて投資しなければならない外国人投資額のことである。

04. 賃貸料および賃貸保証金

年間賃貸料は、当該投資地域の取得価額(個別公示地価が取得価額より高い場合は、公示地価)の1% 以上とする。ただし、入居限度を設定する場合、適用された「外国人投資額および工場建築面積に達していない入居企業」、「入居資格を満たさなくなった入居企業」および「入居契約解除事由に該当する入居企業」の賃貸料は取得価額の5% 以上とし、産業通商資源部長官が企画財政部長官および市・道知事と協議して決定する。賃貸保証金は、取得価額の5% 以上の金額を現金で納付し、入居企業は保証保険証券または銀行支払保証書に置き換えることを要請することができる。

05. 賃貸料の減免

減免率は、外国投資家が納入を完了した投資額に比例して適用し、常勤者数の算定時点は、賃貸料納付告示前1ヶ月を適用する。国・共有財産の賃貸料は、取得価額の5%以上であるが、外国人投資地域に入居する場合、取得価額の1% 以上で賃貸する。

団地型外国人投資地域の賃貸料減免

減免率	事業	条件		備考
		投資金	常勤者数	
0%	入居企業	正常賃貸料(取得価額の1%)	-	
75%	製造業	500万USドル以上	-	-
		250万USドル以上	70-150人未満	-
90%	製造業	250万USドル以上	150-200人未満	-
100%	製造業	500万USドル	-	素材部品団地入居企業
	製造業	250万USドル以上	200人以上	-
	新成長動力産業技術	100万USドル以上	-	-

* 減免率は、正常賃貸料から減免される比率、現実賃貸料は取得価額の5%(国・共有財産賃貸)
※ 関連規定：「外国人投資促進法施行令」第19条

06. 協力業者入居制度

外国人投資地域の入居企業が、工程短縮やコスト削減などのために外国人投資持分がない協力業者に対して、その入居企業の工場の一部を使用できるよう要請する場合、評価委員会の評価を経て産業通商資源部長官の同意の下に入居を許可することができる。外国人投資企業の入居業者の残余賃貸期間内で入居契約を締結することができ、5年毎に契約を更新しなければならない。協力業者の入居許容面積は、該当入居業者の工場建築面積の30%を超過することはできない。

個別型外国人投資地域

外国投資家の希望に応じて指定する地域を意味し、主に大規模な投資誘致のための立地支援である。

01. 指定基準

工場施設(事業場)を新築したり、既存の建築物に機械や施設・装置を新たに設置する場合であり、同法人が既存の工場施設と区分され、会計上別途計理できる工場施設または機械・施設・装置を設置する場合および建築工事が完了していない建築物を取得して建築物の使用承認を得て営業活動をする場合に指定する。

02. 指定要件

業種別一定金額以上の投資額を満たすと同時に、工場施設(事業場)を新たに設置した場合に指定される。

金額基準	業種基準
3千万USドル以上	製造業、新成長動力産業技術事業、コンピュータプログラミング、システム統合および管理業、情報サービス業の中、資料処理、ホスティングおよび関連 サービス業
2千万USドル以上	休養コンドミニアム業、観光事業(観光ホテル業、水上観光ホテル業、韓国伝統ホテル業)、専門休養業、総合休養業、総合遊園施設業、国際会議施設、産業支援サービス業、青少年修練施設
1千万USドル以上	複合物流ターミナル 事業、共同集配送センター 運営事業、港湾施設を運営する事業、港湾背後団地内で経営する物流産業、空港施設を運営する事業および空港区域内で経営する物流産業、民間投資事業の施行で社会基盤施設を造成する事業
2百万USドル以上	「租税特例制限法施行令」による事業を遂行するための研究開発施設および事業と関連した分野の修士以上の学位を持つ者で、3年以上の研究経歴を持つ研究専門人材の常勤者数が10人以上の施設

※ 関連規定：「外国人投資促進法施行令」第25条

個別型外国人投資地域指定要件を満たしているかどうか検討する際、外国人投資額のうち、指定前に納入完了した金額は除外される。ただし、納入完了した外国人投資額に個別投資地域指定希望地域の不動産購入など外国人投資地域指定を受ける目的で使用されたことが認められる場合は、外国人投資額として認める。
2人以上の外国投資家が個別型外国人投資地域として指定を受ける場合、当該外国投資家間に投資計画の実行と履行義務に対する契約を締結しなければならない。

03. 指定申請

市・道知事は、個別型外国人投資地域を指定するために以下の内容が含まれた指定計画を策定し、産業通商資源部長官に提出しなければならない。

04. 賃貸料および入居限度

個別型外国人投資地域に対する賃貸料は、外国人投資委員会で国民経済に及ぼす影響を考慮して決定した場合、100%まで減免することができる。入居面積限度は、入居企業が投資した外国人投資額の50%に相当する価額の面積以下の範囲とする。

05. 指定変更

個別型外国人投資地域に指定された後、投資計画および指定告示などの内容に変更あった場合、外国人投資委員会の審議を経て指定告示変更をしなければならない。ただし、別途定める軽微な変更の場合、産業通商資源部長官との事前協議を通じて変更を告示することができる。

※ 個別型外国人地域指定の現況：
韓国産業団地公団ホームページ(www.kicox.or.kr) 内の主要事業 ▶ 外国人投資地域運営ページを参照

★ 必要書類

個別型外国人投資地域 指定計画(案)時

- 外国人投資地域に入居する外国人投資企業の投資内容、雇用規模および事業内容
- 「外国人投資地域運営指針」別紙第2号書式

誘致対象外国人投資の実行可能性/財源調達計画 / 外国人投資地域に対する主な施設の支援計画 管理機関 /開発事業の施行者/土地利用計画および主な基盤施設計画/受容・使用する土地、建築物、その他の物件や権利がある場合はその税目/その他に外国人投資委員会が定めた事項

※ 関連規定：「外国人投資促進法施行令」第25条第⑥項第2号

サービス型外国人投資地域

サービス業を営む外国人投資企業に賃貸したり、譲渡するために指定する地域をいう。大規模な敷地が必要な製造業中心の団地型外国人投資地域とは異なり、サービス型外国人投資地域は、研究施設などサービス業種として地域および建物に対する入居需要を支援する制度である。

01. 指定手続き

産業通商資源部長官は、市・道知事の指定計画に対して指定要件に適しているかなどを検討して、外国人投資実務委員会に上程する。市・道知事は、地域内にサービス型外国人投資地域の新規または拡張指定計画を提出する場合、誘致対象外国人投資の実行可能性、地域開発効果、雇用増大など国民経済的効果、財政資金支援効果などを総合的に考慮した妥当性検討報告書を添付しなければならない。

02. 指定要件

新規および追加指定地域(敷地)か、外国人投資企業の投資申告された入居需要が明示的に提示された建物は、即時入居が可能でなければならない。ただし、国・共有財産(建物を含む)に対して一定空間を先に指定する場合、投資申告金額が指定面積比30%以上の面積に相当する金額でなければならない。

03. 入居対象業種

研究開発業(自然科学および工学研究開発業)、金融および保険業、知識サービス産業「(産業発展法)」、文化産業「(文化産業振興基本法)」、観光事業(「観光振興法」、カジノ事業は除く)

04. 入居要件

入居資格は、外国人投資持分率30%以上の外国人投資企業で、入居契約時点まで登録した場合に限る。

サービス型 外国人投資地域産業別最小雇用人数

区分	雇用基準	外国人投資額 基準
研究開発業	研究専門人材 5人以上	賃貸面積に相当する敷地または 建物価額の100%以上投資
金融および 保険業	15人以上	
知識サービス 産業		
文化産業		

- 雇用人数とは、常勤者数を基準に算定して毎月「所得税法」による勤労所得を納付した労働者の数を意味する。
- 観光業は、「外国人投資促進法施行令」第25条第①項による個別型外国人投資地域の外国人投資額基準以上の投資要件を満たさなければならない。

※ 関連規定：「外国人投資地域運営指針」別表3、別表4

05. 賃貸

賃貸敷地の場合、計10年の範囲内で入居契約を締結することができ（研究開発業は50年）、賃貸建物の場合、計5年の範囲内で入居契約を締結することができる。ただし、1回に限り、同期間の範囲内で入居契約を更新することができる。

06. 建物賃貸料補助

国家および地方自治団体は、サービス型外国人投資地域の建物賃貸料を補助することができる。この場合、国と地方自治団体は、基準賃貸料の50%以内に相当する金額を補助することができる。ただし、基準賃貸料には賃貸保証金が含まれない。

Frequently Asked
Question & Answer

Q 01 外国人投資合弁で外国人投資地域に入居した企業が、ビジネスの拡大のために外国投資家から投資を受けることなく増資することとなり、外国人投資持分率が30%に満たない場合、入居資格未順守によって通常の賃貸料を支払わなければならないか？

入居企業が事業計画履行後、外国人投資額が減少することなく工場施設または機械・施設・装置を設置するために韓国国内資本のみ増資することによって、入居資格を維持できなくなる場合、減免率を引き続き適用する。この場合にも、外国人投資持分率10% 以上は維持しなければならない。

Q 02 外国人投資地域入居企業の投資履行期間は？

入居企業の事業履行期間は、入居契約日から5年とし、履行可否は5年になる時点以降、外国人投資残り金額および建築面積で判断する。

Q 03 長期借款を導入することで、外国人投資入居限度を満たした外国人投資地域入居企業は、借入金の満期が到来したとき、引き続き入居することができるか？また、賃貸料の減免が適用されるか？

「外国人投資促進法」によって長期借款の満期償還は可能だが、長期借款を償還して入居限度が未達になった場合、入居契約解除事由に該当し、通常賃貸料の取得価額の5%の賃貸料が適用される。

※ 団地型外国人地域指定の現況：立地ごとの特性 (p.055)

Q 04 サービス型外国人投資地域に入居した後、入居企業はいつまで事業計画書による投資を実施すべきか？

サービス型外国人投資地域の入居企業の事業計画(外国人投資額、建物建築面積、最小雇用人数) 履行期間は入居契約日から3年である。一方、団地型および個別型外国人投資地域の場合、事業計画の履行期間は5年である。

Q 05 サービス型外国人投資地域入居企業の場合、租税減免が適用されるか？

サービス型外国人投資地域入居企業の事業に対しては、租税減免は適用されない。

CORPORATE BUSINESS

Incentive
インセンティブ

PART
3

現金支援

- 支援対象
- 支援項目
- 現金支援申請の手順

現金支援とは、新成長動力技術随伴産業、先端技術および先端製品事業 または素材部品産業を営む企業、大規模な雇用を創出する企業、R&Dセンター または地域本部を設置する企業など、国家経済に大きく貢献する外国人投資を促進するために、一定要件を満たす外国人投資に対して審査や交渉を経て、事業費の一部を現金で支援する制度である。

✦ 現金支援の手順

KOTRA 投資拠点貿易館、Invest KOREA または地方自治団体の支援を通じて産業通商資源部(投資誘致課)に申請書などを提出する。Invest KOREAの外投現金支援センターとPMは、要件を満たしているかどうか、申請および審査手続きなどを相談・支援する。

手順	主体	詳細
現金支援申請 01	[申請] 投資家(企業) [受付] 産業通商資源部 [支援] KOTRA	申請書および投資計画書提出 交渉担当者指定 PM 指定および申請
審査 02	事前評価委員会(未処分利益剰余金の再投資のみ)及び評価委員会	現金支援事前評価委員会、評価委員会構成および評価
限度算定 03	限度算定委員会	限度算定委員会構成および評価
建議書(交渉案)作成 04	産業通商資源部 - 地方自治団体 - 企画財政部	建議書(交渉案)作成後外国人投資委員会に上程
審議・議決 05	外国人投資委員会	現金支援の可否を決定
契約締結 06	産業通商資源部 - 地方自治団体 - 投資家	契約締結後、現金支援金支給(一括・分割支給可能)
事後管理 07	産業通商資源部、地方自治団体、 KOTRA	投資履行および執行実績点検、現金支援金履行内訳検討

★ 必要書類

現金支援申請時

- 申請書1部(「外国人投資促進法施行規則」別紙第11号の3書式)
- 投資計画書および要約書
- 申請人の財務諸表(増額投資の場合、外国人投資企業の財務諸表も含む)
- 投資資金の調達源泉別の内訳及びその確認書 / 外国人投資申告書コピー1部(申告した場合)
- PMから外国人投資関連意見を提示された場合、その意見書

※ 関連規定：現金支援制度運営要領第6条

支援対象

新株取得方式(未処分利益剰余金使用方式による外国人投資も含む)による外国人投資で、外国人投資比率が30%以上の場合に限り、長期借款による投資は、支援対象から除外される。

01. 新成長動力

新成長動力・源泉技術分野別対象技術、新成長技術直接関連 素材工程技術

※ 関連規定：「租税特例制限法」第121条の2第①項第1号による産業、「租税特例制限法施行令」別表7、同法 施行規則別表14

02. 先端技術

先端技術および先端製品事業のための工場などを新・増設

※ 関連規定：「産業発展法」第5条、産業通商資源部告示第2020-40号、「先端技術及び製品の範囲」別表1

03. 素材・部品

繊維、パルプ、化学、医薬、ゴム、プラスチック、非金属鉱物、1次金属、金属加工、電子部品、コンピュータ、映像・音響・通信装備、医療・精密・光学機器、電気装備、機械・装備、自動車・トレーラー、その他の輸送装備、家具など

※ 関連規定：「素材・部品・装備産業の競争力強化のための特別措置法施行令」第2条及び別表1、施行規則別表1

04. 雇用創出

製造・建設・輸送・情報サービス業など300人以上、卸小売・宿泊・金融保険・専門科学技術・余暇サービス業など200人以上、教育サービス業、その他個人サービス業など100人以上、不動産業および賃貸業50人以上など雇用時

※ 関連規定：「外国人投資促進法施行令」第20条の2第4項、別表2

05. R&Dセンター

新成長動力技術事業、先端技術及び先端製品、素材部品装備事業の関連分野で5人以上の研究専担人材（関連分野の修士号以上、または学士号取得者で3年以上の研究経歴を有する者）を常時雇用する研究施設を新増設する場合

※ 関連規定：「外国人投資促進法」第14条の2第①項第5号

06.
地域本部

グローバル企業が2つ以上の海外法人の生産・販売・物流・人事などの核心 機能の支援・調整をする拠点を設立する場合(海外親会社の売上高が3兆ウォン以上、外国人投資持分率50%以上、核心機能別で常勤者10人以上など) 外国人投資委員会の審議を経て産業通商資源部長官が指定

※ 関連規定：「外国人投資促進法施行規則」第9条の3

07.
その他

地域雇用の創出、地域産業の競争力強化などに必要な地域特化産業および広域協力圏産業に該当し、地域経済発展への貢献が認められた場合

※ 関連規定：「国家均衡発展特別法」第2条第4号および第5号

支援項目

- 工場施設か研究施設の設置のための土地・建物の購入費または賃貸料
- 工場施設か研究施設の建築費
- 工場施設か研究施設で事業用か、研究用に使用する資本財および研究器資材の購入費
- 工場施設か研究施設の新築に必要な電気・通信施設など基盤施設の設置費
- 雇用補助金および教育訓練助成金

※ 関連規定：「外国人投資促進法施行令」第20条の 2

国・地方自治団体間財政資金の分担比率

項目	首都圏 (国:地方自治団体)	非首都圏 (国:地方自治団体)
土地の購入費用及び賃貸料	40:60	60:40
雇用補助金および 教育訓練補助金	50:50	

※ 先端産業及び研究開発分野の事業の場合、国の負担比率を10%引き上げ可能

現金支援申請の手順

01. 申請書類

現金支援を希望する外国投資家は、現金支援申請書と投資計画書などの添付書類とPMの現金支援関連の意見書を産業通商資源部に提出する。

02. 支援可否の審査

現金支援の可否を評価するために、交渉関係者の産業通商資源部・地方自治団体・Invest KOREAのPMは分野別専門家などで構成された評価委員会を開催して、技術レベル・技術移転効果(技術性)、韓国国内投資との重複可否(産業性)、投資の生存可能性(財務性)を評価する。

03. 支援限度評価

交渉関係者および2人以上の民間専門家で構成された限度算定委員会を開催し、韓国以外の投資の可能性、雇用創出効果および雇用の質、立地の適正性、地域および国の経済に及ぼす効果を考慮して、限度を算定し、結果報告書を産業通商資源部に提出する。同委員会で決定された限度内で 交渉担当者が外国投資家と 交渉を行う。

★ 必要書類

現金支援申請時

・投資計画書に含まれる事項

① 申請者の主な経営実績および財務状態(親会社および海外子会社の現況を含めて、事業報告書など利用可能な関連資料を別途提出)
② 総投資額および外国人投資額
③ 立地計画(地域、規模、取得 方式、費用などを含む)
④ 今後5年間の年度別投資および執行計画(土地、建物、設備など固定資産項目別)
⑤ 今後5年間の年度別投資資金および運転資金 調達計画(内部調達、外部調達、現金支援などに区分)
⑥ 細部事業計画(事業内容、製品、技術内容およびレベル、生産工程、前後方産業、親会社および海外子会社との具体的な事業関係などを含む)
⑦ 国内外市場の需給現況および今後展望(国内外の予想競争企業の現況および展望を含む)
⑧ 今後5年間の年度別新規雇用計画および総括表(理工系の学歴別人数、正規職/非正規職区分および内外国人区分)
⑨ 今後5年間の推定財務諸表(売上原価を構成する諸費用要素と売上に対する具体的推定内容および根拠資料を別途提出)
⑩ 研究開発計画がある企業は、今後5年間の研究開発計画(教育訓練費、付設研究所設立可否、学歴別研究開発人材規模、研究開発投資規模、韓国国内企業・研究機関との共同研究などを含む)
⑪ 韓国を投資対象国に選定した理由（韓国と代替投資国との比較において長所・短所を挙げること）
⑫ 今後5年間の地域および国民経済寄与効果(生産、輸出および内需販売、直・間接雇用規模、税金納付、原材料・副資材調達先および製品販売先に対する前後方関連効果、アジア地域本部機能遂行の可否などを含む)
⑬ その他必要な事項

→ 申請者が提出した申請書は、営業上の秘密として保護され、現金支援のための審査に必要な場合以外は、申請者の同意なしで公開されない。

※ 関連規定：「外国人投資促進法施行規則」別紙第11号の3書式・現金支援申請書添付書類、現金支援制度運営要領第 6条第3項、別紙第1号書式

04. 交渉および支援金の決定

現金支援は、産業通商資源部が企画財政部長官および関係地方自治団体と協議の上、外国人投資委員会の審議・議決を経て決定され、現金支援契約を締結した後に支給される。ただし、立地支援以外の現金支援金額が10億ウォン未満の場合、外国人投資実務委員会の審議・議決を経て決定することができる。

05. 支給方法

現金支援金は、契約締結日から1年以内に一括で支給するか、契約締結日から5年以内の期間で10回以内に分割して支給することができる。申請者は、交付された現金支援金に対して、別途の勘定を設定し、自らの収入および支出を明確に区分して会計処理しなければならない。
分割支給の場合、申請者が当該年度の現金支援金の規模と目的、内容などを記載した申請書を提出すれば、投資支出計画の履行実績または現金支援金の執行実績などを評価した後に支給し、支給金額および支給時期を調整することができる。

06. 契約締結

現金支援が決定されると、産業通商資源部長官、当該広域地方自治団体長および申請者が契約当事者として、現金支援契約期間、現金支援金の支給方法、賃貸用土地の取得および賃貸などの内容を反映して契約を締結する。

IN DETAIL

1. 事後管理

大韓貿易投資振興公社の長は、契約期間中において申請人の投資支出計画や研究開発などの履行状況を毎年点検し、その結果を地方自治体の長と産業通商資源部長官に提出しなければならない。
申請人は、支給を受けた現金支援金を使用した後、2ヶ月以内に大韓貿易投資振興公社の長に対して実績報告書を提出しなければならない。また、申請人は、現金支援が完了した場合においては、当該年度の残高及び生じた利息を返納しなければならない。

2. 申請者の責務

申請者は、現金支援契約上の義務と投資 支出計画を誠実に履行しなければならない。

- 全ての資産は、損害賠償保険加入または復旧および交換が行われるように措置を取らなければならない。
- 資産の取得のための契約は、公開入札、公認鑑定評価、2つ以上の見積書徴求など、現金支援金が効率的に使用される方法で締結しなければならない。

※ 関連規定：現金支援制度運営要領別紙第2号書式・現金支援契約履行報告書、第3号書式・現金支援金実績報告書様式を参照

- 資産を事業 以外の目的に使用したり、譲渡・交換またはレンタルしたり、担保として提供するには、事前に産業通商資源部長官の書面による同意を得なければならない。
- 現金支援金は、配当およびロイヤルティなどとして流出してはならず、当該外国人投資企業は、事業以外の目的とする債務保証をすることはできない。
- 申請人は、契約の履行を確認することができるように十分な情報を提供する必要があり、毎年外部監査を受けた決算報告書を産業通商資源部長官に提出しなければならない。研究開発分野は、決算報告書の他に、毎年研究開発活動の現況および成果に関する報告書を提出する。法第2条第1項第4号ラ目（未処分利益剰余金の再投資）に基づいて現金支援を申請した申請人は、現金支援契約締結後直ちに未処分利益剰余金として再投資を行い外国人投資として認定を受けようとする金額に対して別途口座を設けなければならない。

3. 支援金減額または還収

申請人が虚偽または不正な方法で申請するなどの一定の事由が発生した場合、外国人投資委員会の審議を経てその支援を取消し・撤回するか、支援金を減額 または還収する。

INFORMATION

Invest KOREA投資戦略チーム(外投現金支援センター)の役割

区分	内容
1. 相談	外投現金支援センターは、外国投資家や地方自治体及び関連機関を対象に、現金支援制度の支援要件、申請手続き、申請書類などに関する相談・支援を行う。
2. 需要調査	現金支援を希望する外国投資家や外国人投資企業に対する定期的な需要調査を行い、政府及び地方自治体と共有することで地域別、時期別の現金支援規模の予測能力を高める。
3. 評価及び審査	現金支援の評価及び限度の算定を行うために、事前評価委員会（未処分利益剰余金の再投資）、評価委員会、限度算定委員会を開いており、現金支援契約書の作成段階において検討などを支援する。
4. 交渉担当者及びPMの指定	外国投資家は、現金支援の申請前後において産業通商資源部に対して現金支援に関する相談または交渉を要請することができる。この場合、産業通商資源部と地方自治体は交渉担当者を指定して通知し、KOTRAはPMを指定して申請人を支援する。

※ 現金支援に関するお問い合わせ 02-3460-7852, 7834

事前審査制度

KOTRA社長は、国民経済的効果が大きいと予想される特定外国人投資を積極的に誘致するために必要な場合、現金支援申請前に事前審査を通じた現金支援交渉案を作成し、委員会に上程することを産業通商資源部長官に提案することができる。

産業通商資源部長官は、交渉案を企画財政部長官(地方自治団体が確定した場合、その地方自治団体長との協議を含む)と協議の上、外国人投資 委員会に上程する。

- 交渉案には、対象となる投資事業に関する事項、現金支援の最低要件、最低金額（または比率）及び上限金額、交渉過程で弾力的に対応できる項目などが含まれる。

交渉案が承認された場合、交渉担当者は1年以内に外国投資家と交渉（1年の範囲で延長可能）を完了し、申請人をして現金支援を申請させなければならない。現金支援の申請後、企画財政部長官と当該地方自治体の長による協議を経て現金支援契約を締結する。

- 現金支援申請時の必要書類のうち、国内外の市場動向、今後5年間の推定財務諸表、PM意見書は提出を省略する。

※ 関連規定：「現金支援制度運営要領」第14条~第17条

Frequently Asked Question & Answer

Q 01 外国人投資地域に入居して敷地を賃貸する企業も現金支援を申請することができるか？

外国人投資地域への入居など、賃貸敷地の提供を受ける企業も、現金支援を申請することができる。ただし、現金支援限度算定時に現金支援契約期間まで外国人投資地域入居などによって減免された賃貸料は現金支援限度に含まれるようになるため、支給される現金支援金は減ることになる。

※ 関連規定：「現金支援制度運営要領」第10条⑥項

CORPORATE BUSINESS

Incentive
インセンティブ

PART
4

R&Dセンター特例

- 企業付設研究所など
- 研究開発サービス業

韓国は、体系的な産業インフラと優れた人材資源を有しており、研究開発活動に最適な国と言える。また、韓国政府は、先端技術だけでなく未来の成長動力の創出など持続可能な発展を目指し、国家競争力の基盤となる研究開発活動に惜しみない支援を提供している。企業の研究開発活動は、企業付設研究所や研究開発部署からの申告に応じて、研究人材、租税、関税、資金および技術支援などのサポートを受けることができ、研究開発を支援する事業の場合、研究開発サービス業の申請を行うことで、研究人材、租税、金融など企業付設研究所と同様のサポートを受けることができる。特に、外国人投資企業は、一定の要件を満たした研究開発施設がある場合、現金支援、租税支援、立地支援などの投資インセンティブを追加で受けることができる。
また、産業通商資源部長官が指定した地域本部や研究開発施設は、企業投資(D-8)ビザを受けることができる。

企業付設研究所など

一定の要件を備えた企業の研究所または研究開発専門部署は、(社)韓国産業技術振興協会に申告・登録して、研究開発活動に伴う様々な支援の適用を受けることができる。

→ 現況：企業付設研究所40,693ヶ所、研究開発専門部署 27,787ヶ所(2019年9月現在)
※関連規定：「基礎研究振興および技術開発支援に関する法律」第14条の2、同法施行令第16条の2

01. 申告方法

研究所/専門部署を設立した後、一定の要件を備えた状態で準備書類を作成し、(社)韓国産業技術振興協会(KOITA： Korea Industrial Technology Association)に申告しなければならない。申告は、オンラインシステムを通じてのみ可能である。

申告手続き

研究所設立	設立申告登録	申告受理および審査	認証書発行	事後管理
事前相談	オンライン申告	KOITA	オンラインプリント	KOITA

* 処理期限：申告書が受理された日から7日以内に処理される。ただし、申請書および関連書類の不備による企業側の補完期間は、処理期間に算入しない。

※ お問い合わせ (付設研究所 / 研究開発専門部署申請)

KOITA研究所認定チーム 02-3460-9141~46, 9013~17

02. 認定要件

企業付設研究所/研究開発専門部署として認められるには、人的要件と物的要件をすべて満たさなければならない。

区分			申告要件
人的要件	付設研究所	ベンチャー企業	研究専門要員2人以上
		研究員創業中小企業	
		小企業	研究専門要員3人以上(創業3年以内は2名)
		中企業	研究専門要員5人以上
		国外所在企業研究所(海外研究所)	
		中堅企業	研究専門要員7人以上
		大企業	研究専門要員10人以上
	研究開発専門部署	企業規模に関係なく適用	研究専門要員1人以上
物的要件	研究施設および空間要件		研究開発活動に必要不可欠な独立した研究スペースと研究施設を保有していること

IN DETAIL

研究所の要件を満たす基準

① 研究専門要員の資格

企業規模に関係なく、全て適用される場合は、理工系(自然科学・工学・医学系列)分野学士号以上保有者で、研究開発活動と関連のある「国家技術資格法」に基づく技術・技能分野の技師以上でなければならず、中小企業、中堅企業および産業デザイン分野および知識基盤サービス分野を主な業種とする場合は、別途の資格認定基準を参照する必要がある。

※ 関連規定：「基礎研究振興および技術開発支援に関する法律施行規則」第2条第③項

② 研究スペースおよび研究施設

四方が他の部署と区分されるように、壁面が固定された壁材で区切り、別の出入扉を備えた独立した空間を確保する事。小企業などの場合には、小規模(専用面積30㎡以下)の研究スペースを別途の出入扉を設けず、他の部署と仕切りなどで区分し、研究所であることが分かるプレートを仕切りに取り付ける事でも構わない。

研究開発活動に直接使用する機械、器具、装置および材料などは、研究スペースに配置すること。

03. 支援内容

企業付設研究所 / 研究開発専門部署を登録した企業は、租税、関税、人材、資金、販路、技術などの支援を受けることができる。

① 租税および関税支援

支援項目		関連規定
研究および人材開発費税額控除	一般研究	「租税特例制限法」第10条(別表6)
	新成長動力	「租税特例制限法」第10条(別表7)
統合投資税額控除		「租税特例制限法」第24条
企業付設研究所用不動産の地方税減免		「地方税特例制限法」第46条第①項
技術移転および貸与などに対する課税特例		「租税特例制限法」第12条
外国人技術者の所得税減免		「租税特例制限法」第18条
研究開発関連出捐金などの課税特例		「租税特例制限法」第10条の2
研究開発特区先端技術企業など法人税減免		「租税特例制限法」第12条の2
研究専門要員研究活動費の所得税非課税		「所得税法施行令」第12条第12号タ(다)目
産業技術研究開発物品の関税減免		「関税法」第90条第1項第4号

② 資金支援

事業部処	主な内容	関連事業 情報
科学技術情報通信部	技術開発事業支援	韓国研究財団 www.nrf.re.kr 韓国科学創意財団 www.kofac.re.kr 情報通信産業振興院 www.nipa.kr
産業通商資源部	産業など核心技術開発など	韓国産業技術振興院 www.kiat.or.kr 韓国産業技術評価管理院 www.keit.re.kr
中小ベンチャー企業部	新製品技術開発事業など	中小企業技術情報振興院 www.tipa.or.kr 中小ベンチャー企業部 www.smtech.go.kr

③ 人材支援

支援項目	関連 内容	お問い合わせ
専門研究要員制度	兵役代替服務制度	KOITA 02-3460-9124
中小企業 研究人材支援事業 (採用、派遣)	研究人材採用時、 人件費支援	KOITA 02-3460-9082
中堅企業 核心研究人材 成長支援 事業	研究人材採用時、 人件費支援	KIAT 02-6009-3541
青年ネイルチェウム共済	青年資産形成支援	中小ベンチャー企業部 1357
ICT単位連携プロジェクト インターンシップ	インターンプログラム経費支援	情報産業連合会 02-2132-0726
産業専門人材 力量強化事業	専門人材養成支援金	KIAT 02-6009-4375
海外高級科学者 招聘(Brain Pool) 事業	誘致経費、研究支援費	研究財団 042-869-6377
雇用推薦書(Gold Card) 制度	海外技術人材 雇用推薦状	KOTRA 02-3460-7338
グローバル人材発掘サービス	海外専門人材誘致支援	KOTRA 02-3460-7337
青年追加雇用奨励金支援事業	採用奨励金支援	雇用労働部 1350
理工系人材仲介センター	理工系人材仲介	KOITA 02-3460-9033

④ 技術支援

事業部処	主な内容	関連事業情報
産業通商資源部	信頼性バウチャー事業 (素材開発支援)	www.신뢰성바우처.org
科学技術 情報通信部	K-Global プロジェクト	k-global@nipa.kr www.nipa.kr
	産学研協力クラスター支援	www.koita.or.kr
	学研共同研究所連携後続 研究開発事業	
中小ベンチャー 企業部	中小企業 コンサルティング支援	www.smbacon.go.kr
	海外規格認証獲得支援	www.exportcenter.go.kr
特許庁	IP-R&D戦略支援事業	http://biz.kista.re.kr/ ippro
	事業化連携特許技術評価支援	www.kipa.org

研究開発サービス業

研究開発サービス業は、研究開発のアウトソーシングを担当する産業で、営利を目的に研究開発を独立的、または受託して行う研究開発業と、研究開発遂行を支援する研究開発支援業がある。研究開発サービス業者は、(社)研究開発サービス業協会(科学技術情報通信部の代行運営機関)に研究開発サービス業を申告・登録すると、国家研究開発事業などに参加したり、政府の様々な支援を受けることができる。

→現況：研究開発業821件、研究開発支援業710件(2019年8月現在)
※関連規定：「国家科学技術競争力強化のための理工系支援特別法」第2条、第25条

区分	事業内容	申告対象業種
研究開発業	研究開発の需要を社内で満たすことができない企業などに対する研究開発 活動の一部または全部を代行(委託研究)したり、市場で必要とされる技術を独自に開発して供給する事業	• 物理・化学および生物学の研究開発業 • 農学研究開発業 • 工学および技術研究 開発業 • その他の自然科学研究開発業 • 理学・工学分野の業種と関連する融合分野の研究開発業
研究開発支援業	R&Dコンサルティング、R&D企画および評価、研究機器の貸与および取引、技術経営および技術戦略、科学技術情報の分析と、これに必要な技術者の確保と支援を通じて研究開発主体の研究開発活動を支援する事業	• 研究開発 コンサルティング 専門業 • 技術市場調査専門業 • 特許管理・代行専門業 • 技術開発投融資、技術取引仲介および斡旋業 • 物質成分検査業 • 構築物および製品検査業 • 研究開発製品デザイン業 • 研究人材供給および教育訓練業 • 理学・工学分野の業種と関連する融合分野の研究開発支援業

* 出所：韓国研究開発サービス業協会、研究開発サービス業申告および支援制度

01. 申告方法

一定の要件を備えた研究開発サービス業者は、(社)韓国研究開発サービス業協会にオンラインで申告すれば、書類審査と現地確認を経て申告証の発行を受けることができる。

申告の手順

書類受付	オンライン登録
補完要請	
書類審査	協会
現地確認	協会/申請者
申告承認	協会
申告証発行	オンライン

→ 処理期限：申告書受理日から30日以内に処理される。ただし、申請書および関連書類の不備による補完期間は、処理期間に算入しない。

※ お問い合わせ(研究開発サービス業申請)

韓国研究開発サービス業協会 TEL 02-540-4172 / FAX 02-540-4132
メール：korsia@rndservice.or.kr / ホームページ：www.rndservice.or.kr

02. 認定要件

認定要件は、人的要件と物的要件、売上要件をすべて満たさなければならない。

区分	研究開発業	研究開発支援業
人的要件	理工系人材 5人以上	理工系人材2人以上
物的要件	独立した研究施設を保有	該当なし
売上要件	総売上のうち研究開発サービスの売上割合が50%以上	

03. 支援内容

研究開発サービス業として申告・登録した企業は、国家研究開発事業参加支援、研究人材支援、租税支援、金融支援などのサポートを受けることができる。

① 人材支援

支援項目	関連内容	お問い合わせ
専門研究要員(兵役特例)選定企業指定制度	兵役指定業者指定など「兵役法」第36条、第39条	KOITA 02-3460-9124

→ 専門研究要員(兵役特例)選定企業指定申請は、韓国産業技術振興協会(KOITA)に申請する。

② 参加支援

科学技術情報通信部	産業通商資源部	中小ベンチャー企業部	国土交通部	農林畜産食品部
・基礎研究事業	・エネルギー技術開発事業	・研究装備共同活用支援事業	・建設技術研究事業	・家畜疾病対応技術開発
・宇宙技術開発事業	・技術移転・事業化促進事業	・中小企業技術革新開発	・プラント研究事業	・高付加価値食品技術開発
・原子力研究開発事業	・電力産業関連技術開発事業	・中小企業融合・複合技術開発事業	・国土空間情報研究事業	・農生命産業技術開発
・核融合・加速器研究支援事業		・中小企業商用化技術開発事業	・鉄道技術研究事業	・先端生産技術開発
・情報通信放送研究開発事業		・ESP(技術専門企業)	・航空安全技術研究事業	・ポストゲノム多部処遺伝体事業
・産業技術開発事業				

→ 研究開発サービス業者の人件費現金計上) 研究開発サービス業者が国家研究開発事業に参加する場合、研究開発費のうち、人件費を現金として計上させることで研究活動を支援している。

③ 金融支援

支援項目	内容
技術保証制度	技術力を保有している中小企業の技術性を審査し、技術保証基金が技術保証書を発行し、金融機関などから資金支援
技術評価制度	無形の技術を対象に、該当技術の技術性、事業性、市場性などを評価し、金額、等級、点数、意見を表示する制度
お問い合わせ	技術保証基金：1544-1220

④ 租税支援

支援項目	内容
創業中小企業などに対する税額減免	首都圏過密抑制圏域以外の地域で起業した中小企業者として指定された企業と、創業保育センター事業者として確認された研究開発サービス業者に対して、所得税や法人税の一定率を減免
中小企業特例適用	中小企業のうち、研究開発業と研究開発支援業の規模および所在地に基づいて、所得税または法人税の一定率を減免
研究開発業に対するR&D費用税額控除	企業で発生した研究開発費の一定率を法人税または所得税から控除
研究および人材開発に関する設備投資時に減免	内国人の研究および人材開発または新成長技術の事業化のための施設投資(中古品を除く)に対して投資金額の一定率を所得税または法人税から控除
技術移転および技術取得金額税額控除	内国人が特許権、実用新案権、技術ノウハウまたは技術を移転・取得した場合の取得金額の一定率を、当該年度の所得税または法人税から控除
中小企業特別税額減免	中小企業に対し所得税または法人税の一定率を軽減する制度
研究開発関連出捐金など課税特例	研究開発のために出捐金などの資産を受け取った場合、所得金額の計算時に相当額を益金不算入
研究開発特区に入居時の先端技術企業に対する減免	研究開発特区に入居した先端技術または研究所企業で、減免対象事業を営んでいる場合、所得税(法人税)を減免

04. 処理手順

研究開発サービス業設立申告は、オンラインを通じてのみ可能であり、オンライン書類の受理および審査後に現地確認が行われ、会社に関連する追加書類を提出する。

Frequently Asked
Question & Answer

Q 01 研究のみ担当する企業として研究専門部署だけがあり、他の部署はなく、他の業務(管理など)は代表取締役が一人で担当している場合、研究専門部署の申請は可能か？

申請企業には、企業付設研究所、または研究専門部署に勤務する研究員に加えて、他の部署が必ず必要で、他の部署に少なくとも1人以上の常時従業員(代表取締役を除く)が勤務していなければならない。研究専門要員および常時従業員はすべて4大社会保険加入者でなければならない。

Q 02 経済動向などに関する研究活動も付設研究所/研究専門部署として認められるか?

市場調査、経済動向研究などの 科学技術分野以外の研究活動は認定対象ではない。最終的な産出物が科学技術の進歩と関連するものであり、科学技術の不確実性に対する体系的な解決を目的とするもので、会社内の電算システム運用など、日常の反復的なソフトウェア関連活動や製品の試験段階が終わり、商業的生産段階に移行した場合などは、研究開発活動には当たらない。

Q 03 付設研究所と研究開発専門部署の設立方法とサポート内容の違いは？

付設研究所と研究開発専門部署の申請登録の物的要件は同じだが、人的要件において、研究開発専門部署は、専門要員の数が1人以上に緩和されている。研究開発専門部署は、租税、関税などの税制優遇は企業付設研究所と同じだが、一部地方税(取得税、財産税など)および兵役特例制度で違いがある。

Q 04 企業付設研究所の研究員は、研究開発活動以外の時間に営業支援など他の業務に従事することができるか？

企業付設研究所などに勤務する研究員は、研究開発活動と関連した業務以外に、生産・販売・営業などの企業活動に関連する他の業務を兼任することはできない。ただし、設立3年以内の小企業で、企業付設研究所の研究員が企業の代表を兼ねることは可能である。

※ 関連規定：「基礎研究振興および技術開発支援に関する法律」第14条の4

CORPORATE BUSINESS

Incentive
インセンティブ

PART
5

経営支援

- インキュベーション
- 外国人投資企業の採用支援
- 出入国支援レッドカーペットサービス

インキュベーション

KOTRAが運営するIKP(Invest KOREA Plaza)は、外国投資家専用インキュベーション施設として、初期の投資定着支援のためにオフィスなどを提供する。行政支援やコンサルティングなどのサービスはもちろん、フロアごとに秘書サービスが提供される外国投資家専用オフィス、専用ビジネスラウンジ、ミーティングルーム、映像会議室、睡眠・シャワー室などの諸施設を提供し、外国投資家の便宜を図っている。

外国人投資促進法に定められた手続きに従って投資申告を予定している外国投資家、または既存の外国人投資企業で入居から1年以内の投資受入額が1億ウォン以上の企業は、審査を経て入居できる。

① IKP 施設現況

ロビー全景

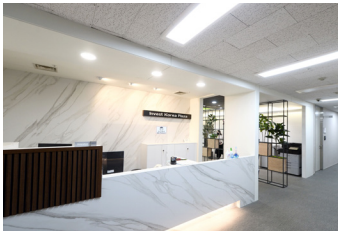

ビジネスラウンジ

賃貸オフィス(2名用)

賃貸オフィス(5名用)

会議室

ピッチングラウンジ

* 出所：Invest KOREA ホームページ/入居オフィスの規模：21.82m²～32.4m²(2人部屋)、50.24 m²(5人部屋)、状況に応じてサイズと入居可能スペースは変動する。

② IKP インキュベーション施設入居

区分	主な内容
選定基準	• 外国人投資企業： 最小投資(申告)金額および事業計画などを検討して、入居条件などを協議した上で、内部審査 * 海外貿易館および外国人投資誘致専門PMの推薦書がある場合は追加点を付与
契約期間	• 外国人投資企業：2年、戦略投資誘致分野は追加延長が可能
賃貸料	• 33,000ウォン/㎡(付加価値税を含む)、入居保証金： 賃貸料6ヵ月分
支援内容	• 外国人投資企業の初期定着のためのオフィスおよびビジネスセンターの活用支援 • 入居後のプロジェクトマネージャーを通じた情報交流およびネットワーキングを支援

③ 申請手続き

入居相談 ▶ 入居申請/受付 ▶ IKP入居選定委員会 開催 ▶ 結果案内(1-2週間所要) ▶ 賃貸借契約締結 ▶ IKP 入居

④ IKP入居相談

Invest KOREA 投資戦略チーム

お電話：02-3497-1003, メール：ikp@kotra.or.kr

外国人投資企業の採用支援

① 事業概要

外国人投資企業や潜在外国投資家を対象に、韓国での経営活動に必要な人材の採用を支援する。外国人投資企業採用博覧会、外国人投資企業と求職者の出会いの日、圏域別の大学連携採用説明会、優秀外国人投資企業紹介集の発刊及び外国人投資企業採用専用館を活用し、外国人投資企業の採用を支援する。

② 対象企業

外国人投資企業、潜在外国投資家

③ 支援内容

事業名	主な内容	開催周期
外国人投資企業採用博覧会	韓国最大規模の外国人投資企業採用博覧会で、会場及びオンラインでの採用相談、就業特別講演、就業コンサルティングなど多様なイベントを実施	年1回
外国人投資企業と求職者の出会いの日	外国人投資企業と休職者間のニーズに合わせた小規模のオフライン採用説明会	年2回
圏域別の大学連携採用説明会	採用計画のある地方の外国人投資企業及び地方求職者向けのオンライン・オフライン採用支援	年4回(暫定)
優秀外国人投資企業紹介集の発刊	優秀外国人投資企業常時広報の一貫として社内文化、人事・採用制度などを紹介	年1回
外国人投資企業採用専用館	オンライン随時採用館への外国人投資企業採用情報掲載、人材検索など付加サービスを支援 http://www.jobkorea.co.kr/Theme/kotra	常時

④ 参加費：無料

⑤ 申請方法：採用博覧会：ホームページ www.jobfairfic.org
その他：公式メール(jf@kotra.or.kr)を通して申請

⑥ お問い合わせ

Invest KOREA 外投企業採用支援チーム
02-3460-7846, jf@kotra.or.kr

出入国支援 レッド カーペット サービス

① 事業概要

訪韓投資家の韓国滞在期間中、ワンストップで必要なサービスを提供する。

② 支援対象 [外国投資家]

条件に合致する外国投資家で、中央政府機関、KOTRA海外貿易官、地方自治体、経済自由区域庁、駐韓外国機関が推薦する者

③ 支援内容

区分	詳細	基本	プレミアム
入国手続き支援	ゲートピックアップ及び CIQサポート	○	○
車両支援	仁川空港 ▶ ホテル	○	○
	全滞在期間	-	○
PM随行	-	必要時	○
投資相談手配	政府関連機関、業界の重要関係者との面談	-	○
産業視察	-	-	必要時
お食事の提供	-	-	必要時
空港への お見送り	ホテル ▶ 仁川空港	-	○
	金浦空港/ソウル駅 ▶ 仁川空港	-	○

④ **参加費：**無料

⑤ **選定基準**

- 高度技術保有企業、高付加価値サービス企業、大規模な雇用創出が見込まれる企業など、積極的な投資誘致が必要であると認められる外国企業
- MOU、投資申告、立地（工場）確保、M&A契約締結など、対韓投資につながる可能性が高いプロジェクトを推進している外国企業

* 但し、韓国と既にビジネス関係を構築していて定期的に韓国を訪れている投資家、または特定の民間企業のみを訪れる投資家は対象外
* プレミアムサービスは、基本的に投資決定に影響を及ぼすことができる役員クラスの者に限る。

⑥ **申請方法：**KOTRA ームページ www.kotra.or.kr ▶ 外国人投資誘致支援 ▶ 投資家の訪韓支援

⑦ **お問い合わせ**

Invest KOREA 投資戦略チーム
02-3460-7834 / mjpark@kotra.or.kr

BUSINESS IN
KOREA

外国人投資ガイド
2022

03

CORPORATE
BUSINESS

Practice
事業運営

- 租税制度
- 通関および資本財の導入
- 人事·労務
- 知的財産権
- 外国人投資オンブズマン
- 解散および清算

CORPORATE BUSINESS

Practice
事業運営

PART
1

租税制度

- 国税
- 地方税
- 移転価格税制
- 利子費用控除制限制度
- 租税条約

Taxation in Korea 2022 (KOTRA)

[One Point Lesson]
Tax reduction/exemption for Small and Medium Start-up Businesses

韓国の租税制度は、課税権の主体によって国税と地方税に区分され、国税の場合、所得に対して賦課される法人税や所得税などの内国税があり、輸入物品に賦課される関税がある。また、地方自治団体から賦課される地方税には、取得税、登録免許税、財産税などがある。

また、外国人投資企業は、外国投資家など特殊関係人との国際取引に関する移転価格税制と、借入金に対する過小資本税制などの処理について留意しなければならない。

✦ 外国人投資に関する主な税金の種類

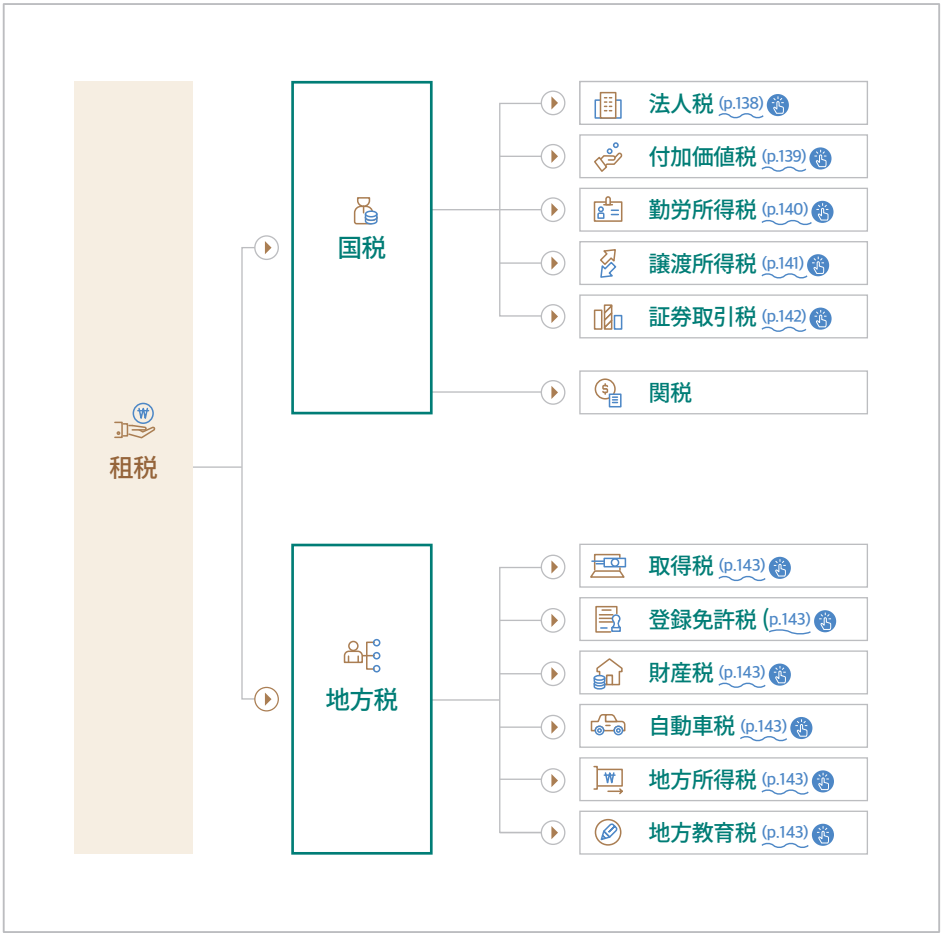

国税

01. 法人税

法人税とは、法人の所得を課税対象として賦課される租税であり、企業に課される所得税といえる。営利法人と非営利法人を含む社・財団法人なども一般法人と同様に課税される。

① 納税義務者と課税所得

内国法人（本店、主事務所、または事業の実質的管理場所が韓国内にある法人）は韓国内外で発生する全ての所得に対し法人税の納税義務があり、外国法人は韓国内で発生する所得（韓国源泉所得）に限り法人税の納税義務がある。

→ 外国人投資企業は韓国内で設立しているため、「内国法人」に分類される。

申告対象の課税所得は、各事業年度の所得、清算所得、未還流所得、土地などの譲渡所得である。
各事業年度の所得は、法人の当期純利益から「法人税法」上の益金と損金を加減して計算する。

② 事業年度

事業年度は、法令や法人の定款などで定められた期間を1会計期間とする。ただし、その期間は、1年を超えることはできない。

③ 申告期限

各事業年度の終了日が属する月の末日から3ヶ月以内に、その事業年度の所得に対する法人税の課税標準と税額を納税地の管轄税務署長に申告しなければならない。

税率

課税標準	税率
2億ウォン以下	課税標準の10%
2億ウォン超過 200億ウォン以下	2千万ウォン+(2億ウォン超過金額 x 20%)
200億ウォン超過 3千億ウォン以下	39億8千万ウォン+(200億ウォン超過金額 x 22%)
3千億ウォン超過	655億8千万ウォン+(3,000億ウォン超過金額 x 25%)

→ 法人税納付時に地方所得税(法人税の10%)が別途賦課される。

02. 付加価値税

付加価値税は、商品や用役の提供、財貨の輸入過程で発生する付加価値について申告・納付する税金である。

① 納税義務者と課税所得

納税義務者は、事業者、または財貨を輸入する者を指し、付加価値税額は、売上税額(総売上高x税率)から仕入税額(総購入額x税率)を差し引く形で課税される。

② 事業年度および申告期限

付加価値税の課税期間は1月1日から6月30日までを1期とし、7月1日から12月31日までを2期とする。ただし、予定申告期間があり、四半期別に申告義務がある。

	1期		2期	
対象期間	01.01 - 03.31	04.01 - 06.30	07.01 - 09.30	10.01 - 12.31
申告および納付期間	04.01 - 04.25	07.01 - 07.25	10.01 - 10.25	翌年 01.01-01.25

税率

課税標準	税率
韓国国内売上	10%
財貨の輸出、用役の韓国外供給など	0%

IN DETAIL

外国人に提供される用役でも、売上高の10%税率が適用される場合があるため、要件を詳しく確認する必要がある。 例えば、外国法人が賃借した韓国内不動産は、10%の付加価値税を納付しなければならない。

③ 税金計算書の発行義務

事業者が財貨または用役を供給する場合、計算書(以下「税金計算書」という)をその供給を受ける者に発行しなければならない。

法人事業者の場合、電子税金計算書を発行する義務があり、国税庁のホームページ(hometax.go.kr ▶ 共同・金融認定書ログイン ▶ 照会 / 発行サービス)を通して発行することができる。

税金計算書の発行時期は、財貨または用役の供給時期であるが、まざまな特例があるため、「付加価値税法」第34条に基づいて発行時期を遵守しなければならず、遵守しない場合は加算税が賦課される。

03. 勤労所得税(労働者)

勤労所得税とは、労働の提供と引き換えに受け取る対価に課される租税であり、徴収対象になる勤労所得は、その名称と形式を問わず、金銭以外の物品や株式なども含まれる。

① 納税義務者と課税所得

労働を提供して賃金を得る労働者が納税義務者であり、労働によって得た対価(給与、賞与)を簡易税額票に基づいて計算し、当該税金を申告・納付する。毎月源泉徴収義務者である会社が所得税を源泉徴収して納付し、翌年2月には年末調整を通じて労働者が前年度に納付すべき勤労所得税を最終的に確定し、源泉徴収税額を精算する。

② 申告期限

給与支給日が属する月の翌月の10日までに申告しなければならない。

税率

課税標準	税率
1,200万ウォン以下	課税標準の6%
1,200万ウォン超過4,600万ウォン以下	72万ウォン+(1,200万ウォン超過金額の15%)
4,600万ウォン超過8,800万ウォン以下	582万ウォン+(4,600万ウォン超過金額の24%)
8,800万ウォン超過1億5千万ウォン以下	1,590万ウォン+(8,800万ウォン超過金額の35%)
1億5千万ウォン超過3億ウォン以下	3,760万ウォン+(1億5千万ウォン超過金額の38%)
3億ウォン超過5億ウォン以下	9,460万ウォン+(3億ウォン超過金額の40%)
5億ウォン超過10億ウォン以下	1億7,460万ウォン+(5億ウォン超過金額の42%)
10億ウォン超過	3億8,460万ウォン+(10億ウォン超過金額の45%)

→ 所得税納付時、地方所得税が別途賦課される。

IN DETAIL

非居住者から得る勤労所得に対する納税義務

① 外国機関や韓国に駐屯する国連軍(米軍を除く)から得る勤労所得
② 韓国外にいる非居住者、または外国法人(韓国支店、または韓国営業所を除く)から得る勤労所得(韓国事業場の韓国の源泉得金額計算上、必要経費や損金として計算されたものを除く。)
上記の場合は、源泉徴収義務者が事実上源泉徴収できないため、納税所得者が自ら課税標準と税額を計算して申告・納付しなければならない。これらは納税組合による源泉徴収制度を推奨しており、このときは納税組合税額控除5%を許容している。

※ 関連規定:「所得税法」第150条

04.
譲渡所得税(株式など)

譲渡所得税は、資産の売却、交換、または法人に対する現物出資などを通じてその資産を有償で移転する場合、課税される。本書では、外国投資家の間で頻繁に起こる株式、または持分に対する譲渡所得税のみ扱うこととする。内国法人の株主が外国法人や非居住者の場合、株式譲渡所得の課税有無を判断するためには、韓国税法とともに居住地国と韓国間で締結された租税条約を検討する必要がある。

① 韓国税法

内国法人の株主である外国法人や非居住者が韓国法人が発行した株式を譲渡する場合、株式譲渡所得は韓国税法上、課税対象となる。但し、上場法人の株式を譲渡する場合には、譲渡日が属する年度とその直近の5年間持分の25%未満を継続保有している場合、課税しない。

② 租税条約

株式譲渡所得については、租税条約により株主の居住地国に課税権を付与し、株式譲渡所得の源泉地国である韓国では非課税となる場合もある。

課税有無は国別に締結された租税条約により異なるため、韓国で課税されるか否かを確認するためには、各国と締結された租税条約を確認する必要がある。

③ 申告手続き

韓国税法上の課税対象で、租税条約において源泉地国に課税権を付与している場合、源泉徴収義務者(株式譲渡所得を支払う者)は、①株式譲渡価額の10%と②株式譲渡差益(譲渡価額-取得価額及び譲渡費用)の20%のうち、少ない金額を源泉徴収し納付する。但し、取得価額と譲渡費用が確認できない場合には、①の方法に従う。

株式譲渡所得が租税条約により課税されない場合、譲渡者は非課税・免除申請書を所得支払者に提出し、該当所得支払者は支払日が属する月の翌月9日までに所得支払者の納税地管轄税務署長に提出しなければならない。

→ 非課税・免除申請書：所得税法施行規則［別紙第29号の2書式(2)］

05. 証券取引税

証券取引税は、株券や持分が契約上、または法律上の原因によって有償でその所有権が移転される場合、当該株券などの譲渡価額に対して課税される租税である。

① 納税義務者と課税標準

納税義務者は、株券などの譲渡者であり、課税標準は株券の譲渡価額である。

② 申告期限

譲渡日が属する四半期の末日から2ヶ月以内に申告しなければならない。ただし、非上場株式の申告期限は、譲渡日が属する半期の末日から2ヶ月以内である。

③ 税率

証券取引税率(非上場株式)は、0.43%である。

INFORMATION

国税庁業務相談

- 国税庁 一般相談 : 126 (平日) 09:00-18:00
- 英語相談: 1588-0560

地方税

01. 課税対象および納付期限

税目	課税対象、または課税目的	納付期間・納付期限
取得税	・不動産(土地、建築物)、車両、機械機器*、航空機、船舶、立木、鉱業権、漁業権、ゴルフ会員権、乗馬会員権、コンドミニアム会員権、総合体育施設 利用会員権、またはヨット会員権を取得した者に課税	・取得日から60日以内
登録免許税	・取得のほか、各種登記 ・ 登録などに賦課される登録分と認可 ・ 許可などに賦課する免許分に分けられる	・毎年1.16～1.31(免許に対する登録免許税に限る) ・登録免許税(登録分)：登記・登録前まで ・登録免許税(免許分)：免許証書の交付前まで
地方教育税	・地方教育の質の向上に必要な地方教育財政の拡充に必要な財源を確保するために賦課	・取得税・タバコ消費税納付期限まで ・住民税(均等分)、財産税、自動車税 (非営業用乗用車に限る) 納付期限まで
住民税	・地方自治団体に住所を置く個人に対して賦課する個人分、事業所及びその延べ面積を課税標準として賦課する事業所分、従業員の給与総額を課税標準として賦課する従業員分で区分	・均等分：普通徴収(納期 8.16～8.31) ・財産分：申告納付(申告納付期間 8.1~8.31) ・従業員分：毎月納付する税額を翌月10日までに申告納付
地方所得税	・「所得税法」による個人地方所得税と「法人税法」による法人地方所得税に区分	・法人分：事業年度終了日から4ヶ月以内 ・譲渡･総合所得分：所得税と同時申告納付 (翌年度の5.1～5.31) - 特別徴収：特別徴収税額 徴収日が属する月の翌月10日までに申告納付
財産税	・土地、建築物、住宅、航空機、船舶など5種の財産が課税対象 ・住宅は、建物と付属土地を含めて一括評価するため、別途の課税対象	・定期分 ・7月(16～31)：住宅分財産税 1/2 納付 建物分財産税全額納付 ・9月(16～30)：住宅分財産税 1/2 納付 土地分財産税全額納付 ※ 住宅分財産税 算出税額が20万ウォン以下の場合、7月に全額を告知
自動車税	・自動車の所有に対して課税する所有分と走行分に分けられ、「自動車管理法」の規定によって登録、または申告された車両と、「建設機械管理法」の規定によって登録されたダンプトラックおよびコンクリートミキサートラックが課税対象 ・乗用自動車の年税額は、営業用と非営業用によって異なる	・定期分：第1期(6.16～6.30)/ 第2期(12.16～12.31) ・随時分：中古自動車の日割計算申請時、随時賦課 ・年税額一括納付(1、3、6、9月) / 分割納付(3、6、9、12月)

* 出所：2019地方税ガイド､韓国地方税研究院
* 機械機器：建設工事用､荷物荷役用および鉱業用として使用される機械機器で､「建設機械管理法」で定められた建設機械およびこれに類似した機械機器のうち､行政安全部令で定めるもの

→ 関連税率は付録を参照

02. 減免対象

「地方税特例制限法」上の減免

規定	主な内容	税目(減免率%)		
		取得税	登録免許税	財産税
第45条の2	基礎科学研究機関などに対する減免	100		100
第46条第①項	企業付設研究所(中堅企業)減免(大企業 過密抑制圏内は除く)	35		35
第46条第②項	企業付設研究所(大企業過密抑制圏外)減免	35		35
第46条第③項	企業付設研究所	60		50
第58条第①項	ベンチャー企業などに対する減免	50		50
第58条第②項	ベンチャー企業集積施設など入居企業減免	重課除外		重課除外
第58条第③項	新技術創業集積地域に対する減免	50		50(3年)
第58条第④項	ベンチャー企業育成促進地区に対する減免	37.5		37.5
第58条の2第①項	知識産業センター事業施行者減免(従前取得税減免を1年猶予)	35		37.5
第58条の2第②項	知識産業センター入居者減免	50		37.5
第58条の3	創業中小企業 不動産に対する減免	75	100	100/50
第71条第①項	物流団地事業施行者減免	35		35
第71条第②項	物流団地入居企業 減免	50		35
第75条の2第①項1	企業都市開発区域内の起業、事業場減免	50		50
第75条の2第①項2	企業都市開発区域内事業施行者 減免	50		50
第75条の2第①項3	地域開発事業区域内の起業、事業場減免	50		50
第75条の2第①項4	地域開発事業区域内事業施行者の減免	50		50

規定	主な内容	税目(減免率%)		
		取得税	登録免許税	財産税
第75条の3	危機地域内中小企業の減免	50		50
第78条第④項(가)	産業団地内入居企業の減免(新築)	50		35-75
第78条第④項(나)	産業団地内入居企業減免(大修繕)	25		
第78条の3	外国人投資に対する減免	100/50		100/50
第79条第①、②項	法人の地方移転減免	100	100	100/50
第80条第①項	工場の地方移転減免	100		100/50

INFORMATION

地方税 ONE CALL 相談センタ

- お電話：1577-5700 (各地方自治団体管轄の税務部署に接続)
- ホームページ：www.wetax.go.kr

移転価格税制

移転価格税制は、居住者などが国外特殊関係人と国際取引の際、正常価格よりも高い対価を支払うか、低い対価を受けて課税所得を国外に移転させる場合に適用される。課税当局は、国際取引において租税回避の意図の有無を問わず、移転価格を否認し、正常価格で課税することで、自国の課税権を保護し、国際的な租税回避を防止する。

01. 正常価格

正常価格とは、居住者、内国法人、または韓国国内事業場が国外特殊関係人ではない者との通常の取引で適用されるか、適用されると判断される価格をいい、次の方法のうち、最も合理的な方法で計算した価格とする。

正常価格算出方法

① 比較可能第三者価格方法	④ 利益分割方法
② 再販売価格方法	⑤ 取引純利益率方法
③ 原価加算方法	⑥ その他、合理的と認められる方法

→ 正常価格の算出方法の詳細については、法制処ホームページ「国際租税調整に関する法律」第8条を参照

02. 正常価格による租税賦課

企業が国外の特殊関係人との取引において、正常価格より高いか、低い価格を適用することで課税所得が減少する場合、課税当局がその取引について正常価格を基準に課税所得金額を再計算して租税を賦課する制度である。

IN DETAIL

国際取引時に必ずチェックしておくべき注意点

① 国際取引明細書の提出不誠実過料

国際取引明細書の提出義務がある者が、正当な事由なく国際取引明細書の全部または一部を提出しないか、偽って提出する場合、国外特殊関係人ごとに500万ウォンの過料が課される。

※ 関連規定：「国際租税調整に関する法律施行令」第100条第②項

② 資料の提出を求められた者の不履行に対する過料

課税当局は、納税義務者に法人税申告時に漏れた書式、または項目などの関連資料*の提出を要求することができ、このように課税当局から提出を求められた者が、資料提出を要求された日から60日以内に当該資料を提出しないか、虚偽の資料を提出した場合、最高1億ウォン以下の過料を課されることがある。

*資料：正常価格算出方法申告書、原価などの分担額調整明細書、国際取引明細書、支払保証用役取引明細書、国外特殊関係人の要約損益計算書、取引価格調整申告書など

※関連規定：「国際租税調整に関する法律」第60条第①項

利子費用控除制限制度

韓国税法では、出資と借入の果実に対する課税上の違いや国家間の税法の違いを利用した租税回避を防止するために、国外支配株主などに支払う利子費用のうち一定の要件に該当する利子費用については、法人税の計算において損金として認めない制度を設けている。

01. 過小資本税制

法人所得の計算上、借入金に対する支払利子は損金として控除されるが、出資金に対する配当は損金として控除されないため、法人は株主から必要な資金を調達するとき、法人税の負担を減らすために、出資の代わりに借入を増やそうとする傾向がある。これを防止するために、一定の借入金を超えた分の利息分は損金として認めないことを過小資本課税制度（Thin Capitalization Rule：Thin-Cap）という。
内国法人の借入金のうち国外支配株主から借り入れた金額と、国外支配株主の支払保証によって第三者から借り入れた金額が、その支配株主が出資した出資額の2倍（金融業は6倍）を超える場合、その超過分に対する支払利子及び割引料は、その内国法人の損金に算入しないものとする。

02. 所得比の過大利子費用の控除制限

内国法人（金融保険業を除く）が国外の特殊関係人から借り入れた金額に対する純利子費用が調整所得金額の30%を超える場合、その超過金額は損金に算入しない。

① 純利子費用：内国法人が国外の特殊関係人に支払う借入金利子及び割引料の額から国外特殊関係人より受け取る利子受益の総額を差し引いた金額
② 調整所得金額：当該事業年度の所得金額 + 減価償却費 + ①純利子費用

過小資本税制と同時に適用される場合は、損金に算入されない金額が大きい方のみを適用し、金額が等しい場合は、過小資本税制を適用して損金に算入しないものとする。

IN DETAIL

国外支配株主支払利息の損金不算入など

国外支配株主などに支払う利息に対する課税調整に関する詳細は、
法制処のホームページ「国際租税調整に関する法律」第22条～第26条参照

03. 複合金融商品の利子費用の控除制限

① 概念

内国法人(金融保険業を除く)が国外特殊関係人との資本及び負債の性質を併せて有する金融商品の取引により支払った利子及び割引料のうち、適正期間内にその国外特殊関係人が所在する国で国外特殊関係人の課税所得に含まれない場合(または課税所得の10%未満で含まれる)、課税されない利子などの金額は適正期間の終了日が属する事業年度の所得金額を計算する際に当該法人の益金(受益)に算入する。

この場合、内国法人は次の利子相当額(①×②)を適正期間の終了日が属する事業年度の法人税に合わせて納付する。

①利子費用を支払った事業年度の損金控除前の法人税と損金控除後の法人税との差額
②損金控除した事業年度の翌事業年度の開始日から益金に算入した事業年度の終了日までの期間の1日当たり0.025%

② 複合金融商品の条件

複合金融商品とは、負債と資本の両方の性質を持つ金融商品(例：利益参加社債)で、以下の2つの要件をすべて満足する金融商品をいう。

イ. 韓国：韓国の税法により当該金融商品を負債と見なし、内国法人が当該金融商品の取引により国外特殊関係人の外国法人(以下、「取引相手方」)に支払う利子及び割引料を利子費用として取扱う。

ロ. 相手国：当該国の税法により当該金融商品を資本と見なし、取引相手が内国法人から受け取る利子及び割引料を配当所得として取扱う。

③ 適正期間とは

内国法人が複合金融商品の取引により利子及び割引料を支払う事業年度の終了日以降12カ月以内に開始する取引相手方の事業年度の終了日までの期間

租税条約

所得・資本・財産に対する租税、または租税行政の協力に関して、韓国が他国と締結した条約・協約・協定・覚書など国際法に基づいて規律されるすべての種類の国際的合意をいう。租税条約は、国際法であるため、一般的な国際法理論によって韓国税法との関係が設定され、以下のような法的効力を有する。

01. 租税条約の特性および主な機能

韓国の租税条約は、所得に関する租税の二重課税および脱税防止のためのもので、適用対象となる人的範囲である居住者、韓国国内事業場の範囲および課税対象所得の範囲、所得源泉地国の問題、適用税率の最高限度(制限税率)をその主な内容と定めている。法人税と所得税および地方所得税がその対象であり、付加価値税、特別消費税などの間接税は、その対象ではない。

02. 租税条約の地位

租税条約は、韓国法と同じ効力を持ち、租税条約と韓国税法が衝突した場合、租税条約が韓国税法に優先する特別な法的地位にある。ただし、租税条約は韓国税法上の規定なしに租税条約だけを根拠として課税することはできず、韓国税法で定められた租税負担額以上に、他の締約国の居住者に対する租税負担額を増加させることはできない。

INFORMATION

租税条約締結国(94ヶ国)

ガボン共和国、ギリシャ、南アフリカ共和国、オランダ、ネパール、ノルウェー、ニュージーランド、デンマーク、ドイツ、ラオス、ラトビア、ロシア、ルーマニア、ルクセンブルク、リトアニア、マレーシア、メキシコ、モロッコ、マルタ、モンゴル、アメリカ、ミャンマー、バーレーン王国、バングラデシュ、ベネズエラ、ベトナム、ベルギー、ベラルーシ、ブルガリア、ブラジル、ブルネイダルサラーム、サウジアラビア王国、セルビア共和国、スリランカ、スウェーデン、スイス、スペイン、スロバキア、スロベニア、シンガポール、アラブ首長国連邦、アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルジェリア、エストニア、エクアドル共和国、エチオピア連邦民主共和国、イギリス、オマーン、オーストリア、ヨルダン、ウルグアイ、ウズベキスタン、ウクライナ、イラン、イスラエル、エジプト、イタリア、インド、インドネシア、日本、ジョージア、中国、チェコ、チリ、カザフスタン、カタール、カンボジア、カナダ、ケニア共和国、コロンビア共和国、クウェート、クロアチア、キルギス、タジキスタン共和国、タイ、トルコ、トルクメニスタン、チュニジア、パナマ共和国、パキスタン、パプアニューギニア、ペルー共和国、ポルトガル、ポーランド、フランス、フィジー、 フィンランド 、フィリピン、ハンガリー、オーストラリア、香港

国別租税条約内容

国税庁ホームページ

https://www.nts.go.kr/ ▶国税情報▶国際租税情報▶租税条約国税法令情報システムホームページ

国税法令情報システムホームページ

https://txsi.hometax.go.kr ▶法令▶租税条約

※ 注意事項：租税条約は、改正事項が本文に反映されず、最後に反映されるため、租税条約を必ず最後まで確認し、改正事項がないか確認する。

制限税率(租税条約締結国別の適用対象租税および源泉徴収税率)

締約国	制限税率		
	利子	配当	使用料
ガボン	10%	25%以上 法人：5% / その他：15%	10%
ギリシャ	8%	25%以上 法人：5% / その他：15%	10%
南アフリカ共和国	10%	25%以上 法人：5% / その他：15%	10%
オランダ	7年超過：10% / その他：15%	25%以上 法人：10% / その他：15%	その他：10% / 著作権：15%
ネパール	10%	25%以上 法人：5% / 10%以上 法人：10% / その他：15%	15%
ノルウェー	15%	15%	その他：10% / 著作権：15%
ニュージーランド	10%	15%	10%
デンマーク	15%	15%	産業的投資：10% / その他：15%
ドイツ	10%	25%以上 法人：5% / その他：15	機器使用：2% / その他：10%
ラオス	10%	10%以上 法人：10% / その他：15%	5%
ラトビア	10%	10%以上 法人：5% / その他：10%	産業的投資：5% / その他：10%
ロシア	免除	30%以上 法人：5% / その他：10%	5%
ルーマニア	10%	25%以上 法人：7% / その他：10%	特許権など：7% / その他：10% 手数料：10%
ルクセンブルク	銀行：5% / その他：10%	10%以上 法人：10% / その他：15%	産業上情報：5% / その他：10%
リトアニア	10%	25%以上 法人：5% / その他：10%	産業上情報：5% / その他：10%
マレーシア	15%	25%以上 法人：10% / その他：15%	その他：10% / 著作権：15%, 10%
メキシコ	銀行：5% / その他：15%	10%以上 法人：0% / その他：15%	使用料：10% / その他：15%
モロッコ	10%	25%以上 法人：5% / その他：10%	著作権など： 5% / その他：10%
マルタ	10%	25%以上 法人：5% / その他：15%	0%
モンゴル	5%	5%	10%
アメリカ	12%	10%以上 法人：10% / その他：15%	著作権：10% / その他：15%
ミャンマー	10%	10%	情報対価：10% / その他：15%
バーレーン	5%	25%以上 法人：5% / その他：10%	10%
バングラデシュ	10%	10%以上 法人：10% / その他：15%	10%
ベネズエラ	銀行：5% / その他：10%	10%以上 法人：5% / その他：10%	機器対価：5% / その他：10%
ベトナム	10%	10%	特許権など：5% / その他：15%
ベラルーシ	10%	25%以上 法人：5% / その他：15%	5%
ベルギー	10%	15%	10%
ブルガリア	10%	15%以上 法人：5% / その他：10%	5%
ブラジル	7年借款：10% / その他：15%	10%	商標権：25% / その他：10%
ブルネイ	10%	25%以上 法人：5% / その他：10%	10%

締約国	制限税率		
	利子	配当	使用料
ジョージア	10%	10%以上 法人：5% / その他：10%	10%
チェコ	10%	25%以上 法人：5% / その他：10%	10%
カザフスタン	10%	10%以上 法人：5% / その他：15%	産業的機器：2% / その他：10%
カナダ	10%	25%以上 法人：5% / その他：15%	10%
クウェート	5%	5%	15%
ケニア	12%	25%以上 法人：8% / その他：10%	10%
タジキスタン	8%	25%以上 法人：5% / その他：10%	10%
トルコ	2年超過：10% / その他：15%	25% 以上 法人：15% / その他：20%	10%
チュニジア	12%	15%	15%
パキスタン	12.5%	20%以上 法人：10% / その他：12.5%	10%
ペルー	15%	25%以上 法人：10% / その他：15%	10%
ポーランド	10%	10%以上 法人：5% / その他：10%	5%
フィジー	10%	25%以上 法人：10% / その他：15%	10%
フィリピン	公募債：10% / その他：15%	25%以上 法人：10% / その他：25%	10%, 15%
オーストラリア	15%	15%	15%
サウジアラビア	5%	25%以上 法人：5% / その他：10%	機器使用：5% / その他：10%
セルビア	10%	25%以上 法人：5% / その他：10%	著作権：5% / その他：10%
スリランカ	10%	25%以上 法人：10% / その他：15%	10%
スイス	銀行：5% / その他：10%	25%以上 法人：5% / その他：15%	5%
スウェーデン	7年借款：10% / その他：15%	25%以上 法人：10% / その他：15%	その他：10% / 著作権：15%
スペイン	10%	25%以上 法人：10% / その他：15%	10%
スロバキア	10%	25%以上 法人：5% / その他：10%	著作権：0% / その他：10%
スロベニア	5%	25%以上 法人：5% / その他：15%	5%
シンガポール	10%	25%以上 法人：10% / その他：15%	15%
アラブ首長国連邦	10%	10%以上 法人：5% / その他：10%	0%
アイスランド	10%	25%以上 法人：5% / その他：15%	10%
アイルランド	0%	10%以上 法人：10% / その他：15%	0%
アゼルバイジャン	10%	7%	産業的投資：5% / その他：10%
アルバニア	10%	25%以上 法人：5% / その他：10%	10%
アルジェリア	10%	25%以上 法人：5% / その他：15%	機器使用：2% / その他：10%
エストニア	10%	25%以上 法人：5% / その他：10%	機器使用：5% / その他：10%
エチオピア	7.5%	25%以上 法人：5% / その他：8%	5%

締約国	制限税率		
	利子	配当	使用料
エクアドル	12%	10%以上 法人：5% / その他：10%	機器使用：5% / その他：12%
イギリス	10%	25%以上 法人：5% / その他：15%	機器使用：2% / その他：10%
オマーン	5%	10%以上 法人：5% / その他：10%	8%
オーストリア	10%	25%以上 法人：5% / その他：15%	機器使用：2% / その他：10%
ヨルダン	10%	10%	10%
ウルグアイ	10%	20%以上 法人：5% / その他：15%	10%
ウズベキスタン	5%	25%以上 法人：5% / その他：15%	機器対価：2% / その他：5%
ウクライナ	5%	20%以上 法人：5% / その他：15%	5%
イラン	10%	10%	10%
イスラエル	銀行：7.5% / その他：10%	10%以上 法人：5% , 10% その他：15%	機器使用：2% / その他：5%
カンボジア	10%	10%	10%
エジプト	3年超過：10% / その他：15%	25%以上 法人：10% / その他：15%	15%
イタリア	10%	25%以上 法人：10% / その他：15%	10%
インド	10%	15%	10%
インドネシア	10%	25%以上 法人：10% / その他：15%	15%
日本	10%	25%以上 法人：5% / その他：15%	10%
中国	10%	25%以上 法人：5% / その他：10%	10%
チリ	銀行：4% / 取引所債券 ：5% その他：15%	25%以上 法人：5% / その他：10%	機器対価：2% / その他：10%
カタール	10%	10%	5%
カンボジア	10%	10%	10%
コロンビア	10%	20%以上 法人：5% / その他：15%	10%
クロアチア	5%	25%以上 法人：5% / その他：10%	0%
キルギス	10%	25%以上 法人：5% / その他：10%	5%, 10%
タイ	銀行：10% / その他：15%	10%	ソフトウェア：5% / 特許権：10% 産業的機器：15%
トルクメニスタン	10%	10%	10%
パナマ	5%	25%以上 法人：5% / その他：15%	機器使用：3% / その他：10%
パプアニューギニア	10%	15%	10%
ポルトガル	15%	25%以上 法人：10% / その他：15%	10%
フランス	10%	10%以上 法人：10% / その他：15%	10%
フィンランド	10%	25%以上 法人：10% / その他：15%	10%
ハンガリー	0%	25%以上 法人：5% / その他：10%	0%
香港	10%	25%以上 法人：10% / その他：15%	10%

* 実際適用時は、必ず原文確認が必要である。(国税庁 www.nts.go.kr 国際租税情報-租税条約)
* 台湾、マカオは租税条約未締結国である。
* アメリカ、フィリピン、南アフリカ共和国は住民税が別途賦課される。

Frequently Asked Question & Answer

Q 01 接待費のうち、損金として処理される金額の限度と認定範囲は？

接待費とは、接待、交際、謝礼、又はその他いかなる名目でも関係なく、同様の目的のために支出した費用として、内国の法人が直・間接的に業務と関連がある者と業務を円滑に進めるために支出した金額をいう。接待費の限度は次のとおりである。

接待費限度 = 基本限度(1,200万ウォン、中小企業は3,600万ウォン) x 該当 事業年度 ヶ月数/12 + 収入金額 x適用率

収入金額	適用率
100億ウォン以下	総収入金額 x 0.3%
100億ウォン超過～500億ウォン以下	３千万ウォン+(100億ウォン超過金額 x 0.2%)
500億ウォン超過	１億１千万ウォン+(500億ウォン超過金額 x 0.03%)

接待費証明： 1回の支出接待費のうち、1万ウォンを超える時、税金計算書、現金領収書、法人クレジットカード(役職員記名式法人カードを含む) 売上伝票などが適格な証明となる。現金や個人用のクレジットカードを使用して、1万ウォンを超えて支出した経費は損金として認められないが、慶弔費の場合、1回の支出額の限度は20万ウォンで、結婚式の招待状などが適格な証明となる。

Q 02 外国法人非居住者の韓国国内源泉有価証券譲渡所得に対する課税はどのように行われるのか？

原則的に支払金額の10%を申告・納付する。ただし、有価証券の取得価額および譲渡費用が確認できる場合、次のうち少ない金額を税額とする。

① 支払金額 x 10%

② (収入金額 – 取得価額および譲渡費用) x20%

Q 03 過小資本課税に適用される国外支配株主の支払保証の範囲は、第三者に支払保証書などを発行した場合のみ該当するか？

過小資本課税に適用される国外支配株主の支払保証の範囲には、支払保証書の有無、支払保証書の種類または支払保証方法を問わず、内国法人などの債務不履行時に事実上国外支配株主が債務を履行しなければならない形態のすべての支払保証を含む。

Q 04 韓国国内事業場が支配株主から無利子で借入した場合、過小資本課税が適用されるか？

実際に利息または割引料を発生させない借入金は、過小資本課税の対象外となる。

CORPORATE BUSINESS

Practice
事業運営

PART
2

通関および資本財の導入

- 通関
- 関税納付と還付
- 資本財の導入

Customs Clearance in Korea (KOTRA)

[One Point Lesson] Customs Clearance Procedures for your Business in Korea

通関とは、「関税法」で定められた手続きを履行し、物品を輸出・輸入、または返送することをいう。輸入通関は、輸入される物品を税関に輸入申告し、税関長は適法な場合、これを申告受理した後、輸入申告済証を交付して輸入物品を持出する一連の過程をいう。一方、輸出通関は輸出する物品を税関に輸出申告後、申告受理を経て物品を輸送手段に積載するまでの手順をいう。韓国に持ち込まれた物品を輸入申告をせずに外国に送り返すことを返送といい、返送に関連する手順を返送通関という。

✦ 輸入通関手続き

物品持込(保税区域)
外国から物品が到着した後、保税区域に物品保管

↓

要件具備(輸入荷主)
輸入荷主は通関要件、税率推薦、減免推薦を備えて申告

↓

輸入申告(申告人)
輸入申告書を作成して通関システムに送信

↓

申告書処理(税関)
物品、書類提出、電算画面の審査結果 、異常がなければ決裁登録

↓

関税など事前納付
事後納付要件に該当しない
輸入荷主が納付

申告受理(通関システム)
税金収納、担保設定時、自動で申告受理、
申告人および荷物システムに
受理内訳を通知

物品引渡(保税区域)
申告受理事実を確認して物品を引渡

↓

申告受理(通関システム)
税金収納、担保設定時、自動で申告受理、
申告人および荷物システムに
受理内訳を通知

物品引渡(保税区域)
申告受理事実を確認して物品を引渡

関税など事後納付
事後納付要件に該当する輸入荷主は
申告受理後15日以内に税金を納付

通関

01. 通関手続き

① 輸入通関

物品を輸出・輸入、または返送するには、当該物品の品名・規格・数量および価格とその他の関連規定で定められた事項を税関長に申告しなければならない。輸入の申告は、該当物品を積載した船舶(航空機)が入港した後にできるが、輸入しようとする物品の迅速な通関が必要な場合は、入港前に輸入を申告することができる。入港前に輸入申告された物品は、韓国に到着したものと見なす。

* 輸入申告時期：船舶(航空機)の出港前、入港前、入港後物品が保税区域に到着する前、保税区域に保管した後の中から選択して税関長に輸入申告する。

② 輸入申告書類

輸入者はINVOICE、船荷証券、包装明細書、原産地証明書、その他輸入要件確認書類などを備えて輸入申告を依頼する。 ただし、依頼された申告者は、税関における通関審査のために資料提出を要求されるときは書類を提出するが、そうではない場合は内部で保管する。

* 関税庁では、輸入申告時に税関に提出する書類を電子的な方式、または電子イメージ化して送信できるシステムが構築されている。

③ 輸入申告処理

輸入申告書は、画面審査、書類審査、物品検査などの方法によって審査を行い、輸入申告が適法になされたときは直ちに受理される。ただし、申告書の項目の記載事項に不備がある場合、輸入申告書の補完を求めたり、通関保留措置をする場合がある。

④ 輸入物品検査

輸入申告された物品が輸入申告事項と一致するか、および関連法規で定められた規定に違反しているかどうかなどを現品検査で確認することをいう。検査率は、輸入業者別の法規遵守度、検査摘発実績、原産地などを考慮して差等適用される場合があり、検査方法は検査対象物品によって抜き取り検査、全量検査、分析検査による場合がある。輸入物品検査に要する費用は、輸入荷主が負担する。

⑤ 輸入申告済証の交付

税関長が輸入申告を受理したときは、税関特殊庁印を電子的に押印した申告済証を申告者に交付する。

★ 必要書類

輸入申告時

- 送り状(INVOICE)。ただし、暫定価格で輸入申告するとき、送り状が海外から届いていない場合は、契約書(送り状は確定価格で申告時に提出)
- 価格申告書(該当物品に限る)
- 船荷証券(B/L)の写し、又は航空貨物運送状(AWB)の写し(電子的な方法で提出した場合を除く)
- 包装明細書〔包装箱別に品名(規格)·数量を記載、税関長が不要と認める場合、又は電子的な方法で提出した場合を除く〕
- 原産地証明書(当該物品に限る)
- 検査・検疫・許可・推薦など輸入要件必要書類(電算で確認できない場合に限る)
- 関税減免(分納)
- 用途税率適用申請書(該当物品に限る)
- 合意税率適用承認(申請)書
- 地方税納税担保確認書(該当物品に限る)
- キンバリープロセス証明書(ダイヤモンド原石に限る)
- 割当・譲許関税および税率推薦証明書類および種畜・稚魚の繁殖・養殖用該当税率証明書類(電算で確認できない場合に限る)

INFORMATION

原産地基準率および関税率検索方法

(FTA 協定国別原産地 基準率) 関税庁 総合ソリューションYes FTA
https://www.customs.go.kr/ftaportalkor/main.do
FTA資料室 ▶ 協定別原産地決定基準 ▶ HSコード検索

(協定国別HSコード関税率) 関税庁 総合ソリューションYes FTA
https://www.customs.go.kr/ftaportalkor/main.do
FTA資料室 ▶ 協定別税率情報 ▶ HSコード検索

02. インターネット通関ポータル(ユニパス)

ユニパス(UNI・PASS)は、個人と企業が輸出、または輸入する時に必要な税関申告、税金納付、要件申請など全ての通関手続きをオンラインで処理するシステムである。

* ユニパス：unipass.customs.go.kr

① 主なサービス

ユニパスの主なサービスは、電子申告、電子納付、情報照会および個人通関固有符号の付与がある。

サービス	内容
電子申告	輸出入申告、還付申請など申告業務を行った後に結果を確認することができ、通関書類を出力することができる。
電子納付	輸入申告後、関税などの税金を納付することができ、処理履歴を照会することができる。
情報照会	関税行政業務に必要な通関情報、法規遵守度、通関符号などを照会することができる。
個人通関固有符号	個人物品輸入申告時に使用する個人通関固有符号を発行し、これを照会することができる。

② 申請手続き

ユニパスを利用するには税関から利用承認を得る必要がある。申請者は、共同認証機関に共同認証書発行を申請、取得した後、ユニパスの使用者登録メニューを利用して会員加入すると、税関担当者は、申請者の資格を確認した後、利用を承認する。

※ 関連規定：「国家関税総合情報網の利用および運営などに関する告知」(関税庁告示 第2021-40号、2021.3.30.)

INFORMATION

ユニパス業務相談

ユニパス技術支援センター

- お電話：1544-1285

(ユニパス電算業務(輸出入通関、荷物、還付など)関連相談およびサービス利用案内)

関税行政業務

- お電話：125(一般関税相談: 20, 外国人: 40)

(関税業務、品目分類などの業務全般、関税に関する法令などの制度案内)

③ 利用方法

ユニパスが提供する申告書作成画面に内容を入力して、送信するウェブ画面入力方式と、申請者のPCで申告書を作成した後ソフトウェアを利用して、複数の件をユニパスに一括送信する方式がある。大量のデータを処理したり、申請件数が多い場合に便利である。

使用可能ウェブブラウザ ：インターネットエクスプローラ(IE)、クローム(Chrome)、サファリ(Safari)、ファイヤーフォックス(FireFox)

業務処理手順

01 ユニパスアクセス	https://unipass.customs.go.kr
02 申告書作成	• 電子申告 > 申告書作成 • 申告書式を選択、共同認証書にログイン後、申告内容を作成
03 申告書検討および送信	作成された申告書内容を検討した後、申告書を送信
04 処理現況照会	受付/エラー、決裁、受理など申告書の処理状況を照会
05 エラー通知照会	申告書にエラーがある場合、その内容を確認し、 申告書を修正した後に再送信
06 添付書類提出	• 税関から書類の提出や補完要求を受けた場合、関連書類を税関に提出 • 訪問または[添付書類事後提出] メニュー利用可能
07 申告受理	申告書を税関担当者が審査後、受理処理
08 申告済証発行	申告受理された件について、申告者が申告済証を出力

関税納付と還付

一般的に、輸入物品に対しては国家財政収入の確保および韓国国内産業の保護・育成のために関税が賦課されるのが原則である。しかし、特定の政策目的のために関税の一部、または全部を免除しており、また輸出用原材料を輸入する場合、納付しているか、納付する関税などを輸出者、または輸出物品の生産者に返す関税還付制度がある。

01. 関税納付

輸入物品に対する関税は申告納付が原則であるため、納税義務者が自ら輸入物品に対する課税標準および税率を申告しなければならず、輸入申告受理前、または受理後15日以内に関税を納付しなければならない。一方、申告納付制度の例外として、旅行者の所持品などについて課税官庁である税関が納付税額を確定して告知する賦課告知もある。関税は、金融機関(国庫収納)窓口を訪問して納付するか、インターネットバンキングで電子納付書を照会して、振替納付する方式がある。また、関税納付代行機関のインターネットホームページでのクレジットカード納付も可能である。

INFORMATION

クレジットカード決済のお問い合わせ：カードロタックス

金融決済院
・お電話：1577-5500
http://cardrotax.or.kr 韓
(納付代行手数料は納税者が負担：納付税額の0.8%)

02. 関税減免

関税減免は、輸入する際の特定の事実に基づいて、税金を無条件で減免する無条件減免税と、一定の用途に使用することを条件として関税を減免する条件付き減免税に区分される。関税減免は「関税法」で定めることを原則とするが、「外国人投資促進法」、「租税特例制限法」、「海底鉱物資源開発法」などと、国家間の多者間の協約と両者協約によっても減免を受けることができる。

03. 関税還付

関税還付は輸出用原材料などを輸入する際に徴収した関税などを、その原材料を加工した製品として輸出する時に、再び輸出者または生産者に返す制度である。この際、原材料の加工および輸出は、原材料輸入から2年以内に行われなければならず、還付申請期限は輸出時点から2年である。

資本財の導入

外国投資家が導入資本財に対する関税の免除を受けたり、現物出資のために資本財を導入した場合、資本財導入物品明細を検討・確認した後に通関手続きを経なければならない。

資本財導入の手順

01 外国人投資申告 [KOTRA、外国為替銀行]
02 導入物品明細確認 [最初申告機関]
03 輸入通関 [関税庁]
04 現物出資完了確認 [KOTRA関税庁派遣官]
05 設立/増資登記 [登記所]
06 外国人投資企業登録 [最初申告機関]

01. 資本財導入物品明細の検討・確認

外国人投資申告後に受託機関(外国為替銀行、またはKOTRA)に資本財導入による資本財導入物品明細の検討・確認を申請しなければならない。検討・確認対象資本財は以下の通りである。

- 関税・個別消費税および付加価値税の免除対象の資本財
- 外国投資家が出資(出捐)の目的物として導入する資本財
- 外国人投資企業が外国投資家から出資を受けた対外支払手段か、この交換で生じる内国支払手段として導入するもので、産業通商資源部長官が指定・告示する物品のうち、資本財

※ 関連規定：「外国人投資促進法施行令」第38条
※ 資本財の定義：「外国人投資促進法」第2条第①項第8号

02. 確認申請の期限

資本財などの数量・規格・価格および製作者などを明示した導入物品明細書を作成して、輸入申告受理前までに確認を申請しなければならない。

03. 現物出資完了の確認

出資目的物として納入される資本財は、KOTRAに派遣されている関税庁投資協力官に現物出資完了の確認を受けた後、会社設立登記および外国人投資企業登録を行う。

★ 必要書類

資本財導入物品明細確認時

- 申請書3部
  (「外国人投資促進法施行規則」別紙第24号書式：資本財など導入物品明細 検討·確認申請書)
- 物品売渡確約書など価格を証明する書類

※ 関連規定：「外国人投資促進法施行規則」第23条

現物出資完了確認時

- 申請書2部(「外国人投資促進法施行規則」 別紙第25号書式：現物出資完了確認申請書)
- 輸入申告済証のコピー
  (行政情報の共同利用を通じた当該輸入申告済証の確認に申請者が同意した場合は省略可能)

※ 関連規定：「外国人投資促進法 施行規則」第24条第①項および第②項

CORPORATE BUSINESS

Practice
事業運営

PART
3

人事・労務

- 労働契約書
- 賃金
- 労働時間
- 休日および休暇
- 4大社会保険
- 退職給付
- 解雇
- 就業規則
- 母性の保護
- 仕事と家庭の両立支援
- 安全と保健
- 非正規職
- 職場におけるハラスメントの禁止
- 集団的労使関係

Labor Laws in Korea 2022 (KOTRA)

[One Point Lesson] 52 hour workweek for your Business in Kore

有能な人材の採用と円満な労使関係は、外国人投資企業の成功のカギである。韓国の労働関連法規は、労働者の穏やかな生活を保障し、労働者と使用者間における実質的な平等を図っている。
労働者を採用する際、契約書を作成して、賃金、労働時間、休日および休暇、解雇などに関する事項を定めなければならず、労働期間中には4大社会保険、退職給付などを保障し、安全と保全に対する事業主の義務を果たさなければならない。最近、政府は労働時間に関する法律の改正を通じて、長時間勤労の改善、労働者の仕事・家庭の両立、非正規労働者の保護、職場内のハラスメントの禁止などのために努力している。

労働契約書

労働契約書は、賃金、労働時間などの核心となる労働条件を明確に定める必要があり、労働者と事業主の両方の権利保護のために必ず必要である。

01. 表示事項

労働契約書には、賃金、労働時間、休日、年次休暇、勤労場所、業務、休暇、退職金などの内容を明示しなければならない。標準労働契約書は、雇用労働部のホームページに掲載されている。

02. 見習い試用

雇用を確定、労働契約を締結した後、作業能力や適応能力を向上させるための勤労形態を意味する。見習い(試用)期間中の労働者にも「勤労基準法」が適用されるため、正当な理由がない場合は解雇することはできない。

※ 関連規定：「最低賃金法」第5条第②項、同法施行令第3条

IN DETAIL

注意事項(採用時の出身地域など個人情報要求の禁止)

「採用手続きの公正化に関する法律」第4条の3 改正

常時30人以上の労働者を雇用する企業は、採用時に求職者に対しその職務の遂行に必要ではない次の情報の記載を要求したり、立証資料を収集してはならない。(2019.7.17. 施行)

- 求職者本人の容貌・身長・体重などの身体条件
- 求職者本人の出身地域・婚姻状況・財産
- 求職者本人の直系尊卑属および兄弟姉妹の学歴・職業・財産

賃金

賃金は、使用者が労働の対価として労働者に賃金、ボーナス、その他いかなる名称であれ、支払う一切の金品を意味し、「勤労基準法」、「賃金債権保障法」、「最低賃金法」の適用を受ける。雇用労働部告示に基づいて2022年に適用される最低賃金額は、時給9,160ウォン、月換算額（209時間）で1,914,440ウォンである。

01. 支払

賃金は通貨で直接労働者にその全額を支払わなければならない。ただし、法令または団体協約に特別な定めがある場合、賃金の一部を控除したり、通貨以外のもので支払うことができる。

02. 支払時期

賃金は、毎月1回以上、一定の日付を定めて支払わなければならない。ただし、一時的に支払う賃金、手当、その他にこれに準ずるもの、または大統領令で定められた賃金については、この限りではない。労働者が出産、疾病、災害、その他大統領令で定める緊急の場合(婚姻、死亡、やむを得ない事由による1週間以上の帰郷)の費用に充てるために請求する場合、支払い期日前であっても既に提供した労働に対する賃金を支払わなければならない。

03. 延長・夜間および休日労働手当

使用者は、延長労働に対しては通常賃金の50%以上を加算して労働者に支払い、夜間労働(午後10時から翌日午前6時の間の勤労)に対しては通常賃金の50%以上を追加加算して労働者に支払わなければならない。一方、使用者は、休日労働に対しては8時間以内の場合は通常賃金の50%、8時間を超えた場合は通常賃金の100%以上の金額を加算して労働者に支払わなければならない。

労働時間

1週間の労働時間は休憩時間を除き、40時間を超えることはできず、1日の労働時間は休憩時間を除いて、8時間を超えることはできない。労働時間の算定に当たり、作業のために労働者が使用者の指揮・監督の下にある待機時間も労働時間と見なす。

01. 延長労働の限度

2018年3月に改正された「勤労基準法」によると、2018年7月から300人以上を雇用した企業は、1週間に12時間を限度に労働時間を延長することができ、1週間で可能な労働時間は52時間である。2020年1月1日からは50人以上の企業、2021年7月1日からは5人以上の企業に順次適用される。2021年7月1日から2022年12月31日まで常時30人未満の労働者を雇用している使用者は、労働者代表と書面で合意した場合、上記のように延長された労働時間に加えて、1週間に8時間を超えない範囲で労働時間を延長することができる。

02. 休憩時間

使用者は、労働時間が4時間の場合は30分以上、8時間の場合は1時間以上の休憩時間を労働時間中におかなければならない。

03. 柔軟労働時間制度

労働時間の決定および配置などを弾力的に運用することができる制度で、業務の量に応じて労働時間を適切に配分したり、労働者の選択に任せて労働時間を柔軟かつ効率的に運営することができる。

区分	内容
弾力的労働時間制度	期間ごとの業務量に応じて、特定日の労働時間を延長する代わりに別の日の労働時間を短縮し、一定期間の平均労働時間を法定労働時間に合わせる方式
選択的労働時間制	１ヶ月(３ケ月)の期間内に延長労働を含めて1週間平均52時間を超えない範囲で労働者が労働時間を自由に決める方式
事業場外の見なし労働時間制	労働者が出張やその他の事由で労働時間の全部、または一部を事業場の外で労働しているため、労働時間算定が困難な場合、所定労働時間を労働したものと見なす方式
裁量労働時間制	業務の性質に照らし、業務遂行方法を労働者の裁量に委任する必要がある業務として、大統領令で定める業務は、使用者が労働者代表と書面合意で定めた時間を労働したものと認める方式
報償休暇制	使用者は、労働者代表との書面による合意に基づいて、「勤労基準法」第56条による延長労働・夜間労働および休日労働に対する賃金支給を休暇で代替する方式

※ 関連規定：「勤労基準法」第51条、第52条、第57条、第58条

休日および休暇

01. 休日

使用者は、1週間の所定勤労日を皆勤した労働者に、1週間に平均1回以上の有給休暇を保障し、大統領令で定められた休日を有給として保障しなければならない。 ただし、労働者代表と書面で合意した場合、特定の勤労日に替えることができる。

02. 公休日

公休日の規定は、常時労働者5人以上の企業に適用される。2018年6月29日に改正された「勤労基準法施行令」によって、民間企業も「官公署の公休日に関する規定」による公休日および振替休日を有給休暇として与えなければならない。300人以上の企業および公共機関は2020年1月1日から、30～300人未満の企業は2021年1月1日から施行され、5～30人未満は2022年1月1日から順次施行される。

03. 法定年次休暇

使用者は、1年間の所定労働日数の80%以上を出勤した労働者に、その翌年に15日の有給年次休暇を与えなければならない。その後、2年毎に1日を加算するが、加算休暇を含む総休暇日数は25日を限度とする。1年未満の勤務者の場合、1ヶ月皆勤時、1日の有給休暇を与えることとする。未使用年次休暇に対しては手当を支払い、年次休暇を1年間使用できなかったため、休暇請求権が消滅しても賃金請求権は消滅しない。使用者が年次有給休暇の使用を促進するために、所定の措置を講じたにもかかわらず、労働者が休暇を使用しなかったため消滅する場合、使用者はその使用しなかった休暇に対しては補償する義務はない。

4大社会保険

4大社会保険は、雇用保険、労災保険、国民年金、健康保険に区分される。

料率

(2021年基準)

	雇用保険	労災保険	国民年金	健康保険
労働者	報酬総額の0.8%	なし	基準所得月額の4.5%	標準報酬月額の3.43%
使用者	報酬総額の0.8%	業種別に異なる	基準所得月額の4.5%	標準報酬月額の3.43%

長期療養保険料は、健康保険料 × 10.25%として計算され、健康保険料と併せて徴収される。雇用安定職業能力開発事業は、従業員数に応じて事業者が報酬総額の0.25～0.85%の範囲で支払う。

* 労災保険料率：雇用労働部ホームページ www.moel.go.kr を参照

IN DETAIL

外国人労働者の4大社会保険加入義務

外国人労働者は、4大社会保険のうち、健康保険（外国人は一定の要件を満たせば加入除外申請可能）と労災保険は韓国人労働者と同じく義務として加入する必要があり、 雇用保険は在留資格および国籍によって当然加入または任意加入が可能である。国民年金は、相互主義によって国籍別に適用の可否が異なる。

退職給付

01. 退職

① 金品清算
労働者が死亡または退職した場合、支払事由が発生した日から14日以内に賃金、報償金、その他の金品を支払わなければならない。

② 使用証明書の交付
使用者は、労働者が退職した後でも、使用期間、業務の種類、地位と賃金その他の必要な事項に関する証明書を請求された場合、事実を記載した証明書を直ちに交付しなければならない。この証明書には、労働者が要求した事項のみを記載しなければならない。

02. 退職給付制度

① 種類
労働者が相当な期間勤続して退職する場合に支払われる年金または一時金をいい、積立方法によって退職金制度と退職年金制度がある。

② 退職金制度
使用者が退職労働者に継続労働期間1年に対して30日分の平均賃金以上を一時金で支払う制度である。

③ 退職年金制度
使用者が退職給付財源を社外の金融機関などに積み立て、労働者の退職時に積立金を年金、または一時金として支払う制度で、確定給付年金制度(DB)、確定拠出年金制度(DC)および個人型退職年金制度(IRP)をいう。退職年金加入時、労働者は退社後退職給付が未払いになる心配がなく、安全に退職金を受け取ることができ、使用者は納入分に対して「法人税法」上の損金として認められるため、税金を節約することができる。

- **確定給付年金(DB):** 継続労働期間1年に対して30日分の平均賃金に相当する金額以上に労働を提供した期間(勤続年数)を乗じた値とする。労働者が受け取る退職給付の水準が事前に決定される。
- **確定拠出年金(DC):** 毎年加入者の年間賃金総額の12分の1以上に相当する負担金を、加入者の年金口座に納入しなければならない。使用者が負担する負担金の水準が事前に決定される。
- **個人型退職年金(IRP):** 加入者の選択に応じて加入者が納入した一時金や、使用者、または加入者が納入した負担金を積立て・運用するために設定した退職年金制度として、給付の水準や負担金の水準が確定されない退職年金制度をいう。

IN DETAIL

退職年金制度の導入

企業設立後、1年以内に退職年金制度を設定しなければならず、設定しない場合は退職金制度を運営するものと見なされる。したがって、退職年金制度の未設定に対する処罰規定はない。ただし、退職金または退職給付未払いに対しては3年以下の懲役、または2千万ウォン以下の罰金が課せられる。

※ 関連規定：「勤労者退職給与保障法」第5条、第11条

解雇

01. 解雇の正当性

解雇は、労働者の意思に反して行われる勤労関係の終了を意味し、使用者は正当な理由なく解雇、休職、停職、転職、減給、その他の懲罰を下すことはできない。

① 懲戒解雇

労働者に雇用関係を維持し続けることができないほどの帰責事由があり、その懲戒形態として雇用関係を終了する形態をいう。懲戒目的、事業性格、労働者の業務、不正内容、企業秩序に及ぼす影響など、さまざまな事情を総合的に判断する。

② 経営上の解雇

経営上の必要性により、企業の維持と存続を前提に、緊迫した経営上の必要性によって解雇することをいう。正当な要件としては、解雇回避努力、合理的かつ公正な基準による対象選定、労働者側への50日前の事前通知および誠実な協議などがある。

02. 解雇の予告

使用者が労働者を解雇(経営上の理由による解雇を含む)するには、少なくとも30日前に予告をし、30日前までに予告をしなかった場合は、30日分以上の通常賃金を支払わなければならない。

03. 解雇の書面通知

使用者が労働者を解雇するには、解雇事由と解雇の時期を書面で通知しなければ効力を持たない。

04. 解雇時期の制限

労働者が業務上の負傷、または疾病の療養のために休業した期間とその後30日間、または出産前・後の女性が法に基づいて休業した期間とその後30日間は、解雇が制限される。

就業規則

01. 就業規則の作成および申告

常時10人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成して雇用労働部長官に申告し、変更する場合にも申告しなければならない。

02. 就業規則に含まれるべき事項

- 業務の開始と終了時刻、休憩時間、休日、休暇およびシフト勤務に関する事項
- 賃金の決定・計算・支払方法、賃金の算定期間・支払時期および昇級に関する事項
- 家族手当の計算・支払方法に関する事項
- 退職に関する事項 / 退職給付、賞与および最低賃金に関する事項など

※ 関連規定：「勤労基準法」第93条

03. 就業規則の変更

労働組合がある場合はその労働組合労働者の過半数、労働組合がない場合は労働者の過半数の意見で変更することができる。ただし、就業規則が労働者に不利に変更される場合、労働者の過半数の同意が必要である。

04. 違反の効力

就業規則で定められた基準に達しない労働条件を定めた労働契約は、その部分については無効とし、無効とされた部分は、就業規則に定められた基準に従う。

母性の保護

01. 出産前・後の休暇

妊娠中の女性に対し、出産前と出産後を合わせて90日間(双子以上の場合は120日間)の休暇を与え、休暇期間の配分は、出産後に45日間(双子以上の場合は60日間)以上とする。

02. 妊娠期の労働時間短縮

妊娠後12週間以内、または36週間以降の女性労働者が1日2時間の労働時間短縮を申請する場合、これを許容し、労働時間の短縮を理由に当該労働者の賃金を削減することはできない。1日労働時間が8時間未満の労働者に対しては、1日の労働時間が6時間になるように労働時間短縮を許容することができる。

03. 配偶者の出産休暇

事業主は、労働者が配偶者の出産を理由に休暇を申請する場合、有給で10日間の休暇を与えなければならない。ただし、配偶者が出産した日から90日が経過すると休暇を請求することができない。

仕事と家庭の両立支援

01. 育児休職

妊娠中の労働者が母性を保護したり満８歳以下、または小学2年生以下の子女(養子を含む)を養育するために休職を申請する場合、これを許容しなければならない。育児休職の期間は1年以内で、育児休職を理由に解雇や不当な待遇をすることはできず、育児休職期間には、その労働者を解雇することはできない。育児休職期間は勤続期間に含まれる。

02. 育児期の労働時間短縮

育児休職を申請することができる労働者が、育児休職の代わりに労働時間の短縮を申請する場合、これを許容し、育児期の労働時間短縮を理由に解雇したり、その他の不利な待遇をすることはできない。事業主は、労働者に週15時間以上、35時間の範囲以内で労働時間短縮を許容することができる。

※ 関連規定：「男女雇用平等と仕事・家庭の両立支援に関する法律」第19条～第19条の3

安全と保健

01. 安全衛生教育の実施

使用者は、定期的に安全衛生教育を実施しなければならない。有害または危険な作業のために採用した場合、あるいはその作業内容の変更時に有害または危険な作業に必要な安全衛生教育を追加で実施しなければならない。

02. 労働者の健康診断実施

労働者の健康を保護・維持するため、健康診断を実施し、販売業務の直接従事者を除く事務職労働者は2年に1回以上、その他の労働者は1年に1回以上実施しなければならない。

非正規職

01. 期間制労働者

名称にかかわらず、期間の定めのある労働契約を締結した労働者を意味し、使用者は2年を超えない範囲で期間制労働者を使用することができる。2年を超えて使用する場合、期間の定めのない労働契約を締結したものと見なされる。期間制労働者であることを理由に事業場で同種、または類似の業務に従事する正規職労働者に比べて差別的な待遇をすることはできない。

02. 派遣労働者

派遣事業主が雇用した労働者で、労働者派遣契約の内容に応じて使用事業主の指揮・命令を受けて事業使用主のために労働に従事する者を意味する。派遣対象業務は、製造業の直接生産工程業務を除いて、専門知識・技術・経験、または業務の性格などを考慮して適切と判断される業務として大統領令で規定する。

職場におけるハラスメントの禁止

使用者、または労働者は、職場における地位や関係などの優位を利用して、業務上の適正範囲を超えて、他の労働者に身体的・精神的苦痛を与えたり、勤務環境を悪化させる行為をしてはならない。

01. 労働者の保護

使用者は、調査期間中に被害労働者を保護するため、必要に応じて当該被害労働者などに対して勤務場所の変更、有給休暇命令など適切な措置を講じる必要があるが、被害労働者などの意思に反する措置を取ってはならない。

02. 措置

使用者は、調査の結果、職場内ハラスメント発生の事実が確認された場合、被害労働者が要求すれば、勤務場所の変更、配置転換、有給休暇命令などの適切な措置を講じる必要があり、遅滞なく行為者に対して懲戒、勤務場所の変更など必要な措置を講じなければならない。

※ 関連規定：「勤労基準法」第6章の2(2019.7.16. 施行)

集団的労使関係

01. 労働組合

労働組合は、労働者が自主的に組織する団体を意味し、その形態に制限はない。韓国は、総連合団体を頂点に、同種産業の単位労組を構成員とする産業別連合団体、全国規模の産業別労組と企業別労組が一般的である。

02. 不当労働行為

使用者の労働3権を侵害する行為を禁止し、不当労働行為救済制度を通じて「憲法」上の労働基本権を保障している。不当労働行為の種類としては、労働組合加入などに対して労働者に不利益を与えたり、特定労組加入を雇用条件とする行為、団体交渉などを拒否・懈怠する行為、労働組合組織を支配・介入・援助するなどの行為、使用者の規定違反事項の申告・証言に対して労働者に不利益を与える行為などがある。

※ 関連規定：「労働組合および労働関係調整法」第81条

03. 労働委員会

労働関係に関する判定および調整業務を迅速・公正に行うために設置された行政機関である。労働委員会は、「労働組合および労働関係調整法」、「勤労基準法」などによる判定・決定・議決・承認・認定、または差別的待遇是正などに関する業務、労働争議調整・仲裁、または関係当事者の自主的な労働争議解決支援に関する業務、これに関連した業務遂行と関係調査・研究・教育および広報などに関する業務を遂行する。労働委員会は、事務執行に必要な場合、関係行政機関に協力を要請する権利と事実確認のための調査をする権利をもつ。

※ 関連規定：「労働委員会法」第1条、第2条の2、第22条～第26条

04. 労使交渉制度

労働者と使用者の双方が、共同の利益のために経営上のさまざまな事項について交渉したり、共同で決定する制度を意味する。常時労働者数が30人以上の事業場は、労使協議会を義務的に設置する必要があり、これは労働者と使用者を代表する同数の議員で構成される。通常3人以上10人以下で構成される。

INFORMATION

障がい者、国家有功者の雇用に対する事業主の法的義務事項

1. 障がい者の雇用義務

常時50人以上の労働者を雇用する事業主は、その労働者総数の3.1%以上に該当する障がい者を雇用しなければならない。障がい者義務雇用率を満たしていない事業主(常時50人以上100人未満の労働者を雇用する事業主は除く)は、毎年、雇用労働部長官に負担金を納付しなければならない。

※ 関連規定：「障がい者雇用促進および職業リハビリテーション法」第28条、第33条、同法施行令第25条、第36条

2. 国家有功者

日常的に一日20人以上を雇用する企業体は、全体の雇用人数の3%以上8%以下の範囲で対象業者別雇用比率* 以上で就業支援対象者を優先的に雇用しなければならない。国家報薫処長が就業支援対象者の雇用を命じたが、正当な事由なくこれに従わない者には、1千万ウォン以下の過料を賦課する。経済自由区域に入居した外国人投資企業は、障がい者および国家有功者雇用義務適用が免除される場合があり、自由貿易地域に入居した外国人投資企業は障がい者雇用義務適用が免除される場合がある。

* 関連規定：「国家有功者など礼遇および支援に関する法律」第33条の2、第86条

参照資料『外国人投資企業の労使実務 2020』(KOTRA)

Frequently Asked Question & Answer

Q 01 職務に適した従業員の採用と、そうではない従業員の解雇が難しいため、従業員の資質を検証するための期間を置くことはできるか？

労働契約書に試用期間を置く事で資質検証のための時間を持つことができる。試用期間については、「労働基準法」では別途の定めはないが、労働者が継続労働した期間が3ヶ月未満の場合、解雇予告を適用しないという「労働基準法」第26条に基づいて3ヶ月の試用期間を置く場合が大部分である。

Q 02 最低賃金を算定する時、209時間はどのように算定されたものか？

1年でひと月あたりの平均週数は4.345週(365日÷7日÷12月)であり、1日8時間労働、週休8時間を含めると一週間あたり48時間労働という計算になる。月平均週数に週48時間をかけると208.56、つまり209時間と算定される。(4.345 X 48 = 208.56)

Q 03 1日に15時間ずつ、週3日勤務した場合、1週間の労働時間が45時間であるため週52時間を超えないが、労働時間違反に当たるのか？

「勤労基準法」は、1週間の延長労働時間が12時間を超えないように規定しているため、問のケースでは毎日7時間ずつ3日間(21時間)を延長勤務しているため、1週間の総労働時間が52時間以内であっても、1週間の延長労働時間が12時間を超えた場合は法律違反に該当する。

Q 04 外国人投資企業の役員は雇用保険加入が可能であるか？

雇用保険が適用される事業の労働者は、雇用保険被保険者となり、代表取締役などは被保険者ではない。労働者は事業主の指揮・監督の下で労働を提供し、その対価として賃金を受ける者であり、法人の取締役、監査など代表者や執行機関の地位にある者は労働者ではない。ただし、名称が専務取締役、副社長などでも実質的な業務執行権がなく、会社経営の責任を持たず、従属的な関係で労働を提供する場合は、労働者になるため、その具体的な事実に応じて、労働者に該当するかどうかを判断する必要がある。

Frequently Asked Question & Answer

Q 05 外国人労働者の国民年金加入が免除される場合は？

- その外国人労働者の本国法が、「国民年金法」による「国民年金に相応する年金」に関して韓国国民に適用されていない場合
- 滞在延長許可を得ずに滞在している場合
- 外国人登録をしなかったり、強制退去命令書が発行された場合
- 滞在資格が外交(A-1)、公務(A-2)、協定(A-3)、査証免除(B-1)、観光通過(B-2)、一時取材(C-1)、短期総合(C-3)、短期就業(C-4)、文化芸術(D-1)、留学(D-2)、技術研修(D-3)、一般研修(D-4)、宗教(D-6)、訪問同居(F-1)、同伴(F-3)、その他(G-1)の場合
- 他の法令または条約において「国民年金法」の適用を受けない場合

Q 06 外国人投資企業に勤務している外国人(D-8の査証所持者)も、国民健康保険を義務的に加入する必要があるか？

原則的に義務加入対象に該当する。しかし、「国民健康保険法」第109条第⑤項および同法施行規則第61条の4によると、韓国に滞在する外国人が外国の法令、外国の保険または使用者との契約などにより、療養給付に相当する医療保障を受けることができ、使用者または加入者が加入免除を申請した場合は加入しなくも構わない。

Q 07 外国人が本国に帰国する場合、国民年金を返してもらうことはできるのか？

返還一時金支払対象の外国人が本国に帰国するとき、以下のいずれかに該当する場合は、返還一時金をもらうことができる。(出所：www.nps.or.kr)

ⓐ 外国人の本国法において、韓国国民に「変換一時金に相当する給付」を支払う場合
ⓑ 韓国と外国人の本国間に返還一時金支給に関する社会保障協定が締結されている場合
※ 社会保障協定による対象国（2019.5.1.基準18ヶ国）：ドイツ、アメリカ、カナダ、チェコ、ハンガリー、オーストラリア、フランス、ベルギー、ブルガリア、ポーランド、スロバキア、ルーマニア、オーストリア、インド、トルコ、スイス、ブラジル、ペルー
ⓒ E-8(研修就業)、E-9(非専門就業)、H-2(訪問就業)に該当する滞在資格で国民年金に加入した外国人の場合

Q 08 解雇予告通知時、法定解雇予告期間の30日に5日足りない場合、5日分に対する解雇予告手当を支払わなければならないか？

労働者を解雇(経営上の理由による解雇を含む)する時は、少なくとも30日前までにその予告をする必要があり、30日前に予告をしない場合、30日分以上の通常賃金(解雇予告手当)を支払わなければならない。解雇予告期間は労働日ではなく、暦日で計算するため、休日があっても延長されず、予告期間に1日でも足りない場合は、全体法的期間である30日分以上の通常賃金を支払わなければならない。

CORPORATE BUSINESS

Practice
事業運営

PART
4

知的財産権

- 知的財産制度
- 特許庁の主なサービス
- 産業財産権紛争調整委員会

韓国は、世界4位の知的財産権の出願国であり、世界5位のPCT(特許協力条約)国際特許出願国で、自他ともに認める特許強国である。一般的に特許は、産業財産権、著作権、新知的財産権に区分されるが、韓国では産業財産権が主流である。
1999年にPCT国際出願国際調査機関、国際予備審査機関として指定された韓国の特許庁は、急変する世界貿易環境に能動的に対応するために、関連法令と制度を強化、行政手続きを簡素化するなど、積極的にシステムを改善しており、知的財産権の獲得と保護のための様々な支援を提供している。

知的財産制度

知的財産権は、産業財産権、著作権、新知的財産権に区分され、産業財産権は特許権、実用新案権、デザイン権、商標権を意味する。本書では、一般企業に適用される産業財産権のみ扱うこととする。

01. 産業財産権の登録

「産業財産権の登録」とは、特許に関する権利の発生・変更・消滅その他特許権に対する一定の事項を、特許庁長の職権、当事者の申請、または裁判所等国家機関からの嘱託によって特許庁に備え付けられている特許(登録)原簿に記載すること、またはその記載事項を総称するものである。

「登録原簿」とは、特許庁長が産業財産権及びこれに関する権利に対して法令で定める所定の登録事項を記載するために特許庁に備え付ける公的帳簿である。産業財産権に関する登録原簿には以下の4種類があり、各登録原簿に対して別途信託原簿が存在する。特許発明の明細書及び図面、デザインの図面と商標を表示する書類は、登録原簿の一部とみなされる。

区分	定義	存続期間
特許原簿	自然法則を利用した技術的思想の創作で、発明の水準が高度化されたものである特許を登録する公的帳簿	設定登録日から出願日後20年まで
実用新案登録原簿	自然法則を利用した技術的思想の創作で、物品の形状・構造・組合せに係るものである実用新案を登録する公的帳簿	設定登録日から出願日後10年まで(旧法適用分は15年)
デザイン登録原簿	物品の形状・模様・色彩またはこれらの結合であって視覚を通じて美感を起こさせるものであるデザインを登録する公的帳簿	設定登録日から出願日後20年まで(旧法適用分は設定登録日から15年)
商標原簿	他人の商品と識別されるようにするために使用する記号・文字・図形・立体的形状・色彩・ホログラム・動作またはこれらを結合したものである商標を登録する公的帳簿	設定登録日から10年(10年ごとに更新可能、半永久的権利)

02. 特許権

特許権制度は、発明を保護・奨励することで、国家産業の発展を図るための制度であり、そのために技術公開の対価として特許権を付与することをいう。権利を獲得した国にのみ効力が発生し、韓国は特許出願において最初の出願者に特許権を与える先出願主義を採用している。

特許出願の主要な手順

① 方式審査 ▶ ② 出願公開 ▶ ③ 実体審査 ▶ ④ 特許決定 ▶ ⑤ 登録公告

① 書式の必須事項記載、期間の遵守、証明書添付、手数料納付などの手続き上の欠缺を点検する審査である。

② 出願公開制度は、出願後1年6ヶ月が経過すると、その技術内容を特許庁が公告の形態で一般に公開する制度であり、審査が遅延する場合、出願技術の公開が遅れることを防止するためである。

③ 産業上の利用可能性、新規性および進歩性などの特許要件を判断する審査であり、情報公開の対価として特許を与えることになるため、一般人が容易に理解できる記載となっているかを同時に審査する。

④ 当該出願が、特許要件を満たしている場合、審査官が特許を与える処分を意味する。

⑤ 特許が決定されると、出願人は登録料を納付して、特許権を設定登録する。この時から権利が発生し、設定登録された特許出願の内容を登録公告として発行することで一般に公表する。

特許出願の方法

区分	電子出願	書面出願	
	オンライン	郵便	訪問
内容	電子文書作成用ソフトウェアを利用してオンラインで送信	様式に従って作成した後、特許庁に郵送	直接訪問提出
受付先	www.patent.go.kr ▶ 出願申請 ▶ 韓国国内出願 ▶ 文書作成ソフトウェア設置	(35208) 大田広域市西区庁舎路189 政府大田庁舎特許庁長	特許庁特許顧客サービスセンター(大田) 特許庁ソウル事務所(ソウル)
受付時間	月-土は24時間可能で、それ以外の公休日と日曜日は09:00-21:00まで出願可能	郵便局消印日付を出願日として認める(PCT国際出願は、特許庁到達日を出願日として認める)	09:00-18:00(冬季、土曜日09:00-13:00)

INFORMATION

特許の電子出願と情報検索

1. 特許電子出願「특허로(トゥクホロ、特許路)」は、特許庁が運営する特許電子出願サービスで、出願から登録、手数料納付まで申請できる。
www.patent.go.kr ・顧客相談センター: 1544-8080

2. 特許情報ネットキプリス(KIPRIS: Korea Intellectual Property Rights Information Service) は、特許庁が韓国特許情報院(KIPI)を通じて提供する特許検索サービスである。特許および実用新案、デザイン、商標を含む韓国知的財産情報と海外特許情報に対する検索および照会が可能である。
www.kipris.or.kr

03. 実用新案権

特許権の保護対象が発明であるとするならば、実用新案権の保護対象は考案である。 したがって、実用新案とは、既に発明されたものを改良して、より便利で役に立つようにする考案そのものを意味する。実用新案権については、実体審査を経て、実用新案登録の可否を決定する審査後登録制度を導入した。

04. デザイン権

デザイン権とは、物品の形状、模様、色彩、またはこれらの結合など、視覚を通じて美感を刺激するすべてのデザインに対して登録者が享受する独占的権利をいう。既に出願された基本デザインと類似したデザインの出願を希望する場合、基本デザインの登録出願日から1年以内に出願する時は関連デザインとして認められ、デザイン権を獲得することができる。

05. 商標権

商標権とは、自身の商品と他人の商品を識別するために使用する標章を独占的に使用する権利をいう。標章とは、記号、文字、図形、音、匂い、立体的形状、ホログラム・動作、または色彩などで、その構成や表現方式に関係なく、商品の出所を示すために使用されるあらゆる表示をいう。商標権の存続期間は、設定登録日から10年であり、更新を希望する場合は、10年毎に更新登録出願が必要である。

特許庁の主なサービス

第4次産業革命などにより、技術革新と知的財産政策が国家戦略の核心となっている今、韓国の特許庁は、信頼される審査、審判サービスの提供、強力な特許創出支援と保護強化、優秀知的財産の事業化促進に加え、関連人材養成および対国民サービス改善政策などを推進している。

01. オーダーメイド型3トラック特許審査制度

特許庁は、知的財産権の審査処理期間および審査品質に対する競争力のあるサービスを提供するため、優先審査、一般審査、遅い審査で構成されたオーダーメイド型3トラック特許審査制度を運営している。これを通じて迅速に特許権を獲得し、独占的地位を先取りすることができ、遅い審査を通じては十分な事業化時間を確保することができるため、必要に応じて審査期間を調整できるというメリットがある。

- 優先審査：専門機関に先行技術調査を依頼し、優先審査出願の処理期間を調整
- 一般審査：平均審査所要期間以内に審査結果を提供
- 遅い審査：遅い審査を希望する申請者のために審査猶予申請制度を導入

02. 特許審査 3.0

従来の一方向(One-Way)サービスから脱却し、特許審査の全過程に渡って出願人と審査官がコミュニケーションしながら高品質の特許を共に作り上げる新しい審査のパラダイムで、予備審査、一括審査、補正案レビューの段階がある。

審査段階別の主な制度

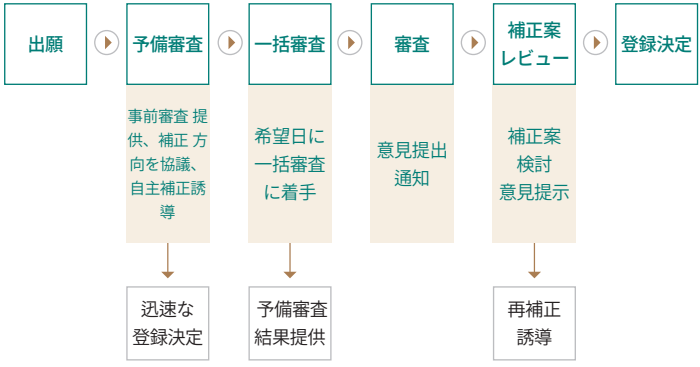

03. 予備審査

審査官の事前審査結果に基づいて意見を交換し、予備審査を通じて出願人は拒絶理由を公式審査前に把握して対応し、審査官は出願人と直接技術および審査意見を交換することにより、正確な審査と迅速な特許権の付与が可能である。

04. 一括審査

希望する時期に合わせて、複数の出願を同時に審査することで、企業の立場では経営戦略に応じて、製品発売時期などに合わせて一括的な知的財産権確保が可能になり、国家的にはR&D結果物の事業化、技術移転活性化などが可能になる。

05. 補正案レビュー

出願人が通知を受けた拒絶理由への対応として、最終補正書を提出する前に審査官との面談を通じて、補正案に対する意見を交換する制度である。出願人は、補正案の拒絶理由が解消されたかどうかなどを最終補正書の提出前に把握できるため、不要な手続きを減らし、特許決定時期を前倒しすることが可能になり、審査官は、出願人と直接技術および審査意見を交換することにより、正確な審査を図ることができる。

06. インターネット技術公知サービス

特許庁ホームページに「Cyber Bulletin」を開設し、「インターネット技術公知サービス」を運営している。先出願制度により特許権行使が困難な技術も防御目的の出願をすることで、時間と費用が浪費されているケースが多いため、特許権を確保する意図はないが、他人の特許権行使から保護を受けようとする者は、「Cyber Bulletin」にその技術内容を掲載すると、特許庁が技術内容と日時を公証し、先行技術として認めることで、他人の特許権行使による事業上の不利益を防止できるようにしている。

IN DETAIL

インターネット技術公知サービスが利用できない場合

出願手続きを経て特許権を行使しようとする者および営業秘密として保護すべき技術に該当する場合

産業財産権紛争調整委員会

特許庁は、訴訟によって発生する国民の経済的・時間的負担を軽減し、産業財産権紛争の迅速かつ公正な解決を補助するために、「発明振興法」による産業財産権紛争調整委員会を運営し、産業財産権紛争調整を支援している。産業財産権紛争調整委員会を通じた紛争調整は、訴訟よりも速く、調整費用が無料である。すべての手順を非公開で行うという長所があり、以下のような効果がある。

効果	内容
時間と費用の節約	複数の訴訟(民・刑事)や、審判を1回の手続きで解決できるため時間を節約でき、別途の調整申請費用がかからないためコスト節約にもなる。
専門的で中立的なアドバイス	専門家で構成された調整委員が調整会議を通じて産業財産権 紛争に対する専門的、かつ客観的なアドバイスを提供することで、当事者が合理的な判断ができるようにサポート。
両当事者がWIN-WINできる紛争解決	訴訟とは異なり、当事者が満足できる妥協案を導き出すことができる。
調整成立時、裁判上和解の効力発生	調整が成立すると、確定判決と同じ裁判上和解の効力が発生。
迅速性、非公開性	特別な事由がなければ、調整申請日から3ヶ月以内に調整手続きが完了し、調整過程が非公開で行われるため、紛争事実を知られたくない場合や、情報流出が懸念される場合に有用。

01. 申請資格

紛争調整を申請できる資格は、産業財産権者、実施権者、使用権者、職務発明者、権利実施利害関係者である。

02. 申請対象

- 産業財産権 (特許権、実用新案権、商標権、デザイン権) 紛争
- 職務発明関連紛争
- 技術上の営業秘密に関する紛争

→ 産業財産権の無料および取消しの可否、権利確認審判などに関する判断だけ要請する事項を除く

INFORMATION

産業財産権紛争調整申請

- 申請方法：ホームページからダウンロードした申請書を作成してオンライン受付、郵便、ＦＡＸ、またはメールで提出 https://www.koipa.re.kr/home/login.do?menu_cd=000077
- お問い合わせ: 1670-9779(電話), 02-2183-5897(FAX), Ip.adr@korea.kr(メール)
- 郵送先：ソウル特別市 江南区 テヘラン路 131 韓国知的財産センター 6階、産業財産権紛争調整委員会事務局

CORPORATE BUSINESS

Practice
事業運営

PART
5

外国人投資オンブズマン

- 外国人投資オンブズマンの機能と権限
- 苦情処理機構とホームドクター制度

1999年「外国人投資促進法」によって導入された外国人投資オンブズマン制度は、外国人投資企業が韓国で経営活動を行う中で発生するさまざまな隘路の解決を支援する制度である。これは、既に設立された外国人投資企業に対する密着型投資後支援として、企業の苦情を効率的に解決・支援するだけでなく、韓国の投資環境の改善を通じて、外国人投資企業の増額投資と新規投資の誘致を促進する効果をもたらしている。

外国人投資オンブズマンの機能と権限

01. 委嘱および機能

外国人投資オンブズマンは、産業通商資源部長官の推薦と、外国人投資委員会の審議を経て大統領が委嘱する。外国人投資オンブズマンは、外国投資家および外国人投資企業の隘路に関する調査と処理、外国人投資制度の改善方案の策定と関係行政機関および公共機関に対する履行の建議およびその他の外国投資家や外国人投資企業の隘路処理業務に必要な諸業務を遂行する。

02. 権限

① 外国人投資オンブズマンは、外国投資家および外国人投資企業が抱える隘路を処理するために必要な場合、関係行政機関および関係機関の長に次の事項に対して必要な協力を要請することができる。この場合、要請を受けた関係行政機関などの長は、特別な事由がない限り、これに従わなければならない。

- 関係行政機関などに対する説明、または大統領令で定められた基準による資料の提出
- 関連職員・利害関係者などの意見陳述
- 現場訪問協力

② 外国人投資オンブズマンは、外国投資家および外国人投資企業の隘路処理結果に基づき、必要な場合は関係行政機関および公共機関の長に関連事項の改善を勧告することができる。

- 改善勧告を受けた行政機関及び公共機関の長は、外国人投資オンブズマンに対して30日以内にその処理結果を書面で通知しなければならない。
- 外国人投資オンブズマンは、改善勧告の履行状況を確認・点検することができる。当該行政機関及び公共機関の長が改善勧告を履行しない場合は、当該改善勧告に関する事項を外国人投資委員会に案件として上程するよう求めることができる。

※ 関連規定：「外国人投資促進法」第15条の2 第③項、第④項、第⑤項、第⑥項、
「外国人投資促進法施行令」第21条の3 第⑤項、第⑥項

苦情処理機構と ホームドクター制度

01. 苦情処理機構

外国人投資オンブズマンの業務を支援するためにKOTRAに苦情処理機構を置き、苦情処理機構の長は外国人投資オンブズマンである。
苦情処理機構の長(外国人投資オンブズマン)は、外国投資家および外国人投資企業の隘路を処理するために、関係行政機関や関係機関に協力を要請することができる。この場合、協力要請を受けた機関は、7日以内にそれに対する処理結果、または意見を通知しなければならない。

※ 関連規定：「外国人投資促進法施行令」第21条の4第②項、第③項

02. ホームドクター制度

外国投資家および外国人投資企業の隘路を効率的に処理するために、地域別・投資企業別に専門のホームドクター(苦情処理専門要員)を指定して運営している。

- 支援分野：金融、労務、税務/会計、消費財、認証/安全/環境、IT/自動車/機械、出入国/査証など

※ 関連規定：「外国人投資促進法施行令」第21条の4 第⑤項

03. 苦情処理の手順

外国投資家、または外国人投資企業の隘路の苦情処理手順は、以下のように行われる。

① 隘路を外国人投資オンブズマンポータル(https://ombudsman.kotra.or.kr)からオンラインで受付
② 担当専門委員が当該苦情の内容を検討し、関連部処または機関と協議して解決策を探る
③ 苦情の処理結果を当該企業に個別通知

* 出所：2019 外国人投資オンブズマン 年次報告書(2020.9)

INFORMATION

外国人投資企業の苦情受付連絡先

- 電話：02-3497-1824
- Fax：02-3497-1699
- 住所: ソウル特別市瑞草区献陵路 7、インベストコリアプラザ6階、外国人投資企業苦情処理室

04. 外国人投資関連規制情報サービス

外国人投資オンブズマン事務所は、国務調整室規制改革委員会と共に、規制立法の過程で疎外されがちな外国人投資企業の現場意見を取りまとめ・反映するために、オンラインサービスである「外国人投資関連規制情報サービス」を運営している。政府と国会で立案される外国人投資関連規制内容を英訳して提供しており、外国人投資企業から提起される意見を関連部処に伝達している。

* 外国人投資オンブズマンポータル(規制情報サービス) : http://ombudsman.kotra.or.kr

サービス内容

区分	サービス内容
政府立法	・政府発議規制関連新設および強化法案(施行令、施行規則)に対する英訳、要約提供
	・関連法案内容に対する外国人投資企業の意見収斂、英訳及び政府担当部処への伝達
議員立法	・議会発議規制関連新設および強化法案に対する英訳、要約提供
	・関連法案内容に対する外国人投資企業の意見収斂、英訳及び政府担当部処への伝達
規制改革申聞鼓(既存規制改善建議)	・施行中にある既存の規制関連建議事項収斂、政府所管部処 の回答を伝達

* 出所 : 2019外国人投資オンブズマン年次報告書(2020.9)

INFORMATION

規制情報サービスニュースレター申請

・ニュースレター申請 : 外国人投資オンブズマンポータル(お知らせ ▶ メーリング申請)にて申請
・お問い合わせ : 02-3497-1829, 1827

Frequently Asked Question & Answer

Q 01 苦情処理が可能な分野は？

企業経営と投資家の生活環境に至るすべての分野に渡って支援しているが、企業間の私的な紛争、訴訟中で司法的判断が必要な場合、個別企業の営業に関する事項、国際標準に反する要求、他の企業や産業に否定的な影響を及ぼす事項などは除く。

* 出所 : 2019外国人投資オンブズマン年次報告書(2020.9)

CORPORATE BUSINESS

Practice
事業運営

PART
6

解散および清算

- 解散
- 清算
- 許認可の抹消
- 事業者登録の抹消
- 外国人投資企業登録の抹消
- 海外送金

外国人投資企業が事業を中断する場合、解散、清算、許認可および事業者登録の抹消、外国人投資企業登録抹消などの過程を経て法人格が消失する。このような過程を正しく行った場合、債務を清算した後、残余財産を外国投資家の持分率で配分し、海外に送金することができる。別途の清算人を置いて清算業務を行う。

解散

法人が事業を中断する場合、裁判所での解散および清算登記、許認可抹消、事業者登録の抹消、外国人投資企業登録抹消などの段階を経て約2ヶ月の以上の時間がかかる。「商法」第535条による債権者に対する催告期間が2ヶ月であるため、2ヶ月以内に短縮することはできない。

解散および清算の手順

会社の法人格を消滅させるには、解散と清算手続きを経る必要がある。解散事由は以下の通りであるが、ほとんどの場合は株主総会の決議で解散する。

株式会社の解散事由

- 存立期間の満了、その他定款で定めた事由の発生
- 合併
- 破産
- 裁判所の命令、または判決
- 会社の分割、または分割合併
- 株主総会の決議(出席株主の議決権の2/3以上の数と発行株式総数の1/3 以上の数)

★ 必要書類

- 解散登記

最高裁インターネット登記所 www.iros.go.kr ▶ 資料センター ▶ 登記申請様式 ▶ 法人登記 ▶ 検索(解散登記)

※ お問い合わせ：最高裁登記所法人登記担当 1544-0773→2→3

清算
(株式会社の場合)

01. 清算人の選任

会社が解散した場合、合併・分割・分割合併、または破産の場合を除き、取締役が清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるか、株主総会において他人を選任した場合は、この限りではない。

02. 清算人による申告

清算人は、就任した日から2週間以内に解散の事由とその年月日、清算人の氏名、住民登録番号および住所を裁判所に申告しなければならない。

03. 会社の財産調査報告

清算人は、就任後、遅滞なく会社の財産状態を調査して、財産目録と貸借対照表を作成し、これを株主総会に提出、承認を得なければならない。清算人は、株主総会の承認を得た後、遅滞なく財産目録と貸借対照表を裁判所に提出する。

04. 貸借対照表などの作成および提出

清算人は定期総会日から教えて4週間前に貸借対照表およびその付属明細書と事務報告書を作成して監査に提出する。

05. 監査による監査報告書提出

監査は、定期総会日から教えて1週間前に貸借対照表およびその付属明細書と事務報告書に関する監査報告書を清算人に提出する。

06.
会社債権者への催告および返済

清算人は、就任した日から2ヶ月以内に会社債権者に2ヶ月以上の期間を定め、その期間内に債権を申告することを催告し、その期間内に申告しない場合は、清算から除外される旨を2回以上公告する。清算人は把握している債権者に対しては、それぞれその債権の申告を催告し、その債権者が申告しない場合にもこれを清算から除外することはできない。

07.
残余財産の分配

残余財産は、各株主が保有する株式の数に応じて株主に分配する。

08.
清算の終結

清算事務が終結した場合、清算人は遅滞なく決算報告書を作成し、これを株主総会に提出して承認を得る。

09.
清算終結登記

清算が終結した場合、清算人は、株主総会の承認を得た日から、本店所在地の場合は2週間以内、支店所在地の場合は3週間以内に清算終結の登記を行わなければならない。

許認可抹消

営む事業に応じて、営業登録、営業申告、営業許認可などを取得した場合、必ず廃業申告をしなければならない。処理機関は、当初許認可を発行した市・郡・区・特別自治道、管轄保健所、地方食品医薬品安全庁などである。

事業者登録の抹消

事業者登録を行った事業者が廃業する場合、遅滞なく廃業届を税務署長に提出(国税情報通信網での提出も可能)しなければならない。

外国人投資企業登録抹消

外国人投資企業が廃業する場合、外国人投資企業登録を抹消しなければならない。受託機関は、登録を抹消した場合、「外国人投資登録抹消確認書」を発行する。

海外送金

「外国人投資促進法」第3条第①項および「外国為替取引法」第6条第④項に基づき投資残余財産の回収と海外送金が保証される。

★ 必要書類

清算終結登記時

最高裁インターネット登記所 www.iros.go.kr ▶ 資料センタ ▶ 登記申請様式 ▶ 法人登記 ▶ 検索(株式会社清算終結登記、有限会社清算終結登記)

※ お問い合わせ：最高裁登記所法人登記担当 1544-0773→2→3

事業者登録抹消時

- 申告書1部 (「付加価値税法施行規則」別紙第9号書式：休廃業申告書)
- 事業者登録証原本、解散、又は清算登記事項全部証明書、代表者身分証明書

* 抹消代行時：委任状、代理人の身分証明書

※ お問い合わせ：国税庁 付加価値税 担当 126→2→2

外国人投資企業登録抹消時

- 申請書1部(「外国人投資促進法施行規則」別紙第17号書式：外国人投資企業登録申請書)
- 廃業事実証明、登記事項全部証明書(清算終結)
- 外国人投資企業登録証原本の返却

* 抹消代行時 ：委任状、代理人の身分証明証

海外送金時

- 申請書1部(「外国人投資促進法施行規則」別紙第18号の2書式：外国人投資企業登録抹消確認書)
- 公認会計士監査済清算報告書 / 納税証明書(管轄税務署長発行)
- 地方税完納証明書(市郡区発行) / 預金残額証明書 / 登記事項全部証明書(清算終結)
- 清算人印鑑証明書、又は法人印鑑証明書

* 受付代行時 ：委任状、代理人の身分証明書

BUSINESS IN
KOREA

外国人投資ガイド
2022

個人が事業主体である個人事業者の設立手続きは、法人登記以外は、株主が資本を出資して設立する法人事業者と同じである。
ただし、税制、会計、財務管理の面で法人事業者との違いがあり、D-8-3、またはD-9ビザで韓国内に滞在が可能である。
また、事業を中断する場合は、許認可、事業者登録、外国人投資企業登録抹消など適法な手続きを経た後、残余財産を本国に回収することができる。

04

CORPORATE
BUSINESS

Individual Business
個人事業者

- 個人事業者
- 不動産取得

INDIVIDUAL BUSINESS

個人事業者

PART 1

個人事業者

- 個人事業者と法人事業者の違い
- 設立の手続き
- 主な税金
- 査証
- 廃業手続き

個人事業者と法人事業者の違い

個人事業者が株式会社に転換した場合、節税効果が期待できる。税率表による課税標準が大きくない場合、個人事業者が有利であるが、所得金額が一定以上の場合は、法人事業者が有利である。

✦個人事業者と法人事業者の違い

	個人事業者	法人事業者
01 適用法律	「所得税法」	「法人税法」
02 課税所得	「所得税法」に制限的に列挙された所得に対してのみ課税	当該事業年度に増加した純資産額に対して全て課税
03 納税義務	当該年度所得に対してのみ納税義務負担	各事業年度に対する事業所得および清算所得などに対する納税義務負担
04 税率	6~45%	10~25%
05 会計年度	「所得税法」によって毎年1月1日から12月31日までの所得額を算出して、税金を納付するように課税期間が決められている	事業年度を定款に任意で定めることができる
06 帳簿作成義務	一定規模以上の個人事業者のみ財務諸表作成義務がある	全ての法人に財務諸表作成義務がある
07 権利義務主体	個人事業者が営利活動と関連した一切の権利、義務の主体となる。事業が事業主の収益に帰属するが、債務不履行などの直接的な当事者になるため、無限責任を負担する	出資者の責任は、「商法」に別段の定めがある場合を除いて、その出資額を限度とする
08 財産利用	事業での収益はそのまま事業主個人の利益に該当する	事業の収益は1次的に法人の所有に該当する

設立の手続き

個人事業者と法人事業者の設立手続き上の違い

法人は、管轄登記所に設立登記をしなければ法人格が与えられず、登記後に管轄税務署に事業者登録申請をする。**個人事業者は、登記手続きをせず**とも管轄税務署に事業者登録申請をすれば、事業を開始することができる。

外国人投資の流れ

01 外国人投資申告
[KOTRA, 外国為替銀行]
即時

02 投資資金の送金
[外国為替銀行, 税関携帯持込]
2-3日所要

03 許認可取得
[必要時, 関連機関]
許認可により異なる

04 事業者登録
[税務署]
3日所要

05 事業者銀行口座の開設
[外国為替銀行]
即時

06 外国人投資企業の登録
[最初申告機関]
1日所要

01. 外国人投資申告

外国人投資申告は、KOTRA(本社外国人投資総合行政支援センター2階および海外投資拠点貿易館を含む)、または外国為替銀行に事前申告を行わなければならない。

★ 必要書類

外国人投資申告時

[持分投資の場合]
- 申告書2部
  (「外国人投資促進法施行規則」別紙第1号書式：株式などの取得、又は出捐方式による外国人投資申告および許可申請書)
- 外国投資家の国籍証明書(個人: パスポート)

*申告を代行する場合：委任状および代理人の身分証明書

[長期借款の場合]
- 申告書2部
  (「外国人投資促進法施行規則」別紙第2号書式：長期借款方式の外国人投資申告書)
- 借款提供者の国籍証明書
- 借款契約書(貸主 ：投資者本人)

[現金出資ではない場合]
- 出資目的物に対する証明書類
  (例：産業財産権などの価格評価証明書類)

* 申告を代行する場合：委任状および代理人の身分証明書

02.
投資資金の送金

外国投資家は、投資資金を韓国国内の外国為替銀行の臨時口座に電信為替で送金するか、外貨を直接持ち込むことができ、携帯持込の場合、所持した外貨を税関に申告し、「外国為替申告済証」の交付を受けなければならない。

INFORMATION

臨時口座の開設

国籍を証明する書類（外国投資家の該当国の実体証明書またはパスポート）を銀行に提出すれば、臨時口座を開設することができる。但し、金融機関ごとに必要書類が異なる場合がある。資金は必ず外貨建て通貨で送金しなければならず、送金の目的には「投資」と記載しなければならない。

03.
許認可

営もうとする事業に必要な場合、管轄官庁の許認可を取得しなければならない。関連許認可処理機関は、区役所、保健所、食品医薬品安全処などで、処理期間は許認可の種類や類型によって異なる場合がある。

IN DETAIL

許認可項目の例

化粧品製造業、化粧品輸入販売業、食品製造業、食品輸入販売業、医療機器販売業、医療機器製造業、医療機器輸入販売業、通信販売業、飲食店業、宿泊業、健康食品販売業、健康食品輸入販売業、旅行業、外国人患者誘致業 、酒類輸入業、小規模ビール製造業、職業紹介業、両替業など

04.
事業者登録

全国の税務署で管轄地域に関係なく事業者登録が可能で、処理期間は3日である。

★ 必要書類

事業者登録時

- 申請書1部(「付加価値税法施行規則」別紙第4号書式：事業者登録申請書), 賃貸借契約書, 外国為替購入証明書、パスポートのコピー、外国人投資申告書、許認可証(必要事業のみ)など * 登録を代行する場合：委任状、代理人の身分証明書

05. 事業者銀行口座の開設

外国為替銀行で個人事業者口座を開設する。口座開設は即時可能だが、一度口座を開設すると、他行では20営業日間は口座開設が制限されるため、銀行は慎重に選択する必要がある。

06. 外国人投資企業登録

外国人投資の最終段階は、外国人投資企業登録であり、最初申告した受託機関(KOTRA本社、または外国為替銀行)に登録を申請する。事業者登録を済ませた後、60日以内に外国人投資企業登録を完了しなければならない。

INFORMATION

お問い合わせ

- 事業者登録：国税庁 付加価値税担当 126->2->2
- 外国人投資申告および登録：大韓貿易投資振興公社 1600-7119

★ 必要書類

事業者口座開設時

- 事業者登録証のコピー / 代表者の個人印鑑 / 代表者身分証明書のコピー

* 開設代行時：委任状、代理人の身分証明書

外国人投資企業登録時

- 申請書1部(「外国人投資促進法施行規則」別紙第17号書式：外国人投資企業登録申請書)
- 外国為替購入証明書 / 事業者登録証のコピー

* 登録を代行する場合：委任状、代理人の身分証明書

主な税金

01. 納税義務者と課税所得

個人は、「所得税法」に基づいて総合所得と退職所得、譲渡所得に対する税金を申告・納付する。このうち、総合所得は利子所得、配当所得、事業所得、勤労所得、年金所得、その他の所得など、挙げられている所得に対して合算して申告納付する。

02. 事業年度

所得税の課税期間は1月1日から12月31日までの1年とする。

03. 申告期限

1月1日から12月31日までの所得を、翌年度の5月1日から5月31日までに申告しなければならない。誠実事業者は、6月1日から6月30日までに申告することができる。

04. 税率

総合所得および退職所得に対しては、以下の税率が適用され、譲渡所得の場合、資産の種類および保有期間などに応じて別途の税率が適用される。

課税標準	税率
1,200万ウォン以下	課税標準の6%
1,200万ウォン超過4,600万ウォン以下	72万ウォン+(1,200万ウォン超過金額の15%)
4,600万ウォン超過8,800万ウォン以下	582万ウォン+(4,600万ウォン超過金額の24%)
8,800万ウォン超過1億5千万ウォン以下	1,590万ウォン+(8,800万ウォン超過金額の35%)
1億5千万ウォン超過3億ウォン以下	3,760万ウォン+(1億5千万ウォン超過金額の38%)
3億ウォン超過5億ウォン以下	9,460万ウォン+(3億ウォン超過金額の40%)
5億ウォン超過10億ウォン以下	1億7,460万ウォン+(5億ウォン超過金額の42%)

* 10億ウォン超過(税率)3億8,460万ウォン+(10億ウォン超過金額の 45%)
→ 所得税納付時に地方所得税(所得税の10%)も別途賦課される。

査証

外国人投資として個人事業者に与えられる滞在資格には、貿易経営(D-9)査証や韓国個人企業投資(D-8-3)査証などがある。

01. 貿易経営(D-9)査証

会社経営、貿易、営利事業を行う外国人に与えられる査証である。

- 「外国為替取引法」に基づいて3億ウォン以上の外国資本を導入し、事業者登録を済ませた個人事業者
- 「外国人投資促進法」に基づいて3億ウォン以上を投資し、外国人投資企業登録証の発行を受けた個人事業者

★ 必要書類

在留資格の変更および外国人登録

① 統合申請書1部(「出入国管理法 施行規則」別紙第34号書式)
② パスポート、パスポート用写真1枚
③ 結核ハイリスク国の国民の場合、結核検診票(保健所発行確認書)
(結核ハイリスク国) ネパール、東ティモール、ロシア、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、バングラデシュ、ベトナム、スリランカ、ウズベキスタン、インド、インドネシア、中国、カンボジア、キルギス、タイ、パキスタン、フィリピン、ラオス
④ 外国人投資企業登録証明書のコピー
⑤ 事業者登録証のコピー
⑥ 在留地証明書類のコピー(不動産賃貸借契約書など)
⑦ 事務室賃貸借契約書のコピー
⑧ 投資資金導入立証書類のうち
- 該当国の税関や関連銀行の外貨持出許可(申告)書
- 外貨他発送金取引明細書(送金した場合)、又は税関申告書(携帯持込した場合)
- 外国為替購入証明書

⑨ 営業実績(輸出入実績など) 証明書類(既存の実績がある場合)
- 輸出申告済証(輸出入免状)、付加価値税課税標準証明
- 納税事実証明願(付加価値税、所得税)
- 税金計算書

⑩ 通帳および通帳取引内訳のコピー
⑪ 投資資金使用内訳および証明書類
- 物品購買領収証
- オフィスのインテリア費用など
- 韓国国内銀行口座入出金内訳書

⑫ 事業場の写真(事業場の全景、オフィススペース、看板写真などの資料)
⑬ 当該業種、又は分野の事業経験関連の国籍国の書類(必要時に徴求)

※ 全ての書類は、業種と投資金額により異なる場合があります。

02.
韓国個人企業投資(D-8-3)査証

韓国国民が経営する外国人投資企業で、経営・ 管理、または生産・技術分野に携わる必須専門人材をいう。韓国国民が経営する企業を投資対象として、1億ウォン以上を投資する必要があり、企業出資総額の10%以上を所有し、事業者登録証上、韓国人と共同代表として登載されていなければならない。共同事業者の韓国人代表の事業資金も1億ウォン以上であること。

IN DETAIL

発行要件

- 韓国で採用する者は除く
- 事業者登録証上、韓国人と共同代表として登載されていること
- 共同事業者の韓国国民の事業資金が1億ウォン以上であること

★ 必要書類

在留資格の変更および外国人登録

① 統合申請書1部(「出入国管理法 施行規則」別紙第34号書式)
② パスポート、パスポート用写真1枚
③ 結核ハイリスク国の国民の場合、結核検診票(保健所発行確認書)
④ 外国人投資企業登録証明書のコピー
⑤ 事業者登録証のコピー
⑥ 共同事業者約定書の原本
⑦ 共同事業者である韓国国民の事業資金証明書類
⑧ 在留地証明書類のコピー(不動産賃貸借契約書など)
⑨ 事務室賃貸借契約書のコピー
⑩ 投資資金導入立証書類のうち
- 該当国の税関や関連銀行の外貨持出許可(申告)書
- 外貨他発送金取引明細書(送金した場合)、又は税関申告書(携帯持込した場合)
- 外国為替購入証明書

⑪ 営業実績(輸出入実績など) 証明書類(既存の実績がある場合)
- 輸出申告済証(輸出入免状)、付加価値税課税標準証明

⑫ 事業者通帳および通帳取引内訳のコピー
⑬ 投資資金使用内訳および証明書類
- 物品購買領収証
- オフィスのインテリア費用など
- 韓国国内銀行口座入出金内訳書

⑭ 事業場の写真(事業場の全景、オフィススペース、看板写真などの資料)
⑮ 当該業種、又は分野の事業経験関連の国籍国の書類(必要時に徴求)

※ 全ての書類は、業種と投資金額により異なる場合があります

廃業の手続き

外国人投資企業が廃業、または事業を中断する場合、許認可抹消、事業者登録抹消、外国人投資企業登録抹消などを通じて残余財産を本国に回収することができる。

01. 許認可抹消

営む事業によって営業登録、営業申告、営業許認可などを取得した場合、必ず許認可を抹消しなければならない。処理機関は、当初許認可の発行を受けた市・郡・区・特別自治道、管轄保健所、地方食品医薬品安全庁などである。

02. 事業者登録抹消

事業者登録を行った事業者が廃業する場合は、遅滞なく廃業届を税務署長に提出(国税情報通信網での提出も可能)しなければならない。

03. 外国人投資企業登録抹消

外国人投資企業が廃業する際、外国人投資企業登録を抹消しなければならない。受託機関は登録を抹消した場合、「外国人投資登録抹消確認書」を発行する。

※ 外国人投資企業登録抹消時の必要書類は解散/清算を参照 (p.192)

04. 海外送金

「外国人投資促進法」によって投資残余財産の還収と海外送金が保証される。

★ 必要書類

事業者登録抹消時

- 申告書1部(「付加価値税法 施行規則」別紙第9号書式：休廃業申告書)
- 事業者登録証 原本 / 代表者身分証明書

→ 法制処 ▶ 付加価値税法 ▶ 付加価値税法 施行規則[別紙第9号書式]休廃業申告書

* 抹消代行時 ：委任状および代理人の身分証明書

※ お問い合わせ: 国税庁付加価値税担当(126→2→2)

海外送金時

- 外国人投資企業登録抹消確認書 / 公認会計士監査済清算報告書 / 納税証明書(管轄税務署長発行) / 地方税完納証明書(市郡区発行) / 預金残額証明書

* 送金代行時 ：委任状および代理人の身分証明書

INDIVIDUAL BUSINESS

個人事業者

PART 2

不動産取得

- 関連手続きおよび必要書類
- 不動産売買代金の送金

外国人が韓国内の不動産を取得する場合、「不動産取引申告などに関する法律」、「外国人投資促進法」、「外国為替取引法」などの法律が適用される。一部の許可対象土地を除いては、申告だけで不動産を取得することができ、取得手続きや規制は韓国人と同様である。一般的に、不動産取得契約後に代金を支払い、不動産取得申告をした後に登記を行うのが原則であり、外国人投資企業の場合、契約前に外国人投資申告および外国人投資企業の登録を行うということが、他の形態の外国人が不動産を取得する手続きとの違いである。適法な申告を経た不動産売買代金は、海外への送金が自由であり、不動産関連税金には、取得税、財産税、総合不動産税などがある。

✦ 関連法令

	不動産取引申告などに関する法律	外国人投資促進法	外国為替取引法
対象	外国人個人、外国法人、外国人が 持分率50%以上所有している内国法人 外国政府、国際経済協力機構など	外国人個人、外国法人、外国永住権者、国際経済協力機構など	非居住者
主な内容	不動産取得申告：外国人が韓国国内不動産取得時	外国人投資申告：外国人が外国人投資企業を通じて不動産取得時	不動産取得申告：非居住者が 不動産関連権利(伝貰権、抵当権など)を取得する場合
申告機関	土地所在地の市、郡、区役所	外国為替銀行, KOTRA	外国為替銀行
申告時点	契約締結日から30日以内	投資資金の持込前	不動産取得資金引落時
所管部処	国土交通部	産業通商資源部	企画財政部

関連手続きおよび必要書類

01. 外国人投資企業

外国人投資企業が営利活動のために不動産を取得する場合、「不動産取引申告などに関する法律」、「外国人投資 促進法」、「不動産登記法」などが適用される。

01 外国人投資申告および登録 → 02 不動産取得契約および代金支払 → 03 不動産取得申告 → 04 不動産登記

① 外国為替銀行の本・支店、またはKOTRAで外国人投資申告および登録する。

② 不動産取得契約締結後に代金を支払う。

③ 不動産所在地の市、郡、区役所で不動産取得申告をする。 申告期限は契約締結日から30日以内であり、提出書類は不動産取得契約書である。

④ 土地所在地の管轄登記所に不動産所有権移転登記を行い、申告期限は契約締結日、または残金支払日から60日以内である。

★ 必要書類

- 法人登記簿謄本 / 登記申請書 / 登記原因証明書類(検印契約書など) / 登記権利証 / 不動産登記簿謄本など

* 申告を代行する場合：委任状および代理人の身分証明書

02.
居住外国人：外国人、外国法人の韓国支店

居住外国人の不動産取得時、「不動産取引申告などに関する法律」、「不動産登記法」などが適用される。

01 不動産取得契約および代金支払

02 不動産取得申告

03 不動産登記

① 不動産取得契約締結後に代金を支払う。

② 不動産所在地の市、郡、区役所で不動産取得を申告する。申告期限は契約締結日から30日以内で、提出書類は不動産取得契約書である。

③ 土地所在地の管轄登記所に不動産所有権移転登記を行い、申告期限は契約締結日、または残金支払日から60日以内である。

★ 必要書類

- 支店法人登記簿謄本(個人：外国人登録証のコピー)、登記申請書、登記原因証明書類(検印契約書など)、登記権利証、不動産登記簿謄本など

* 申告を代行する場合：委任状および代理人の身分証明書

03. 非居住外国人

非居住外国人の不動産取得時「外国為替取引法」、「不動産取引申告などに関する法律」、「不動産登記法」などが適用される。

01 不動産取得契約および代金支払

02 不動産取得申告

03 不動産登記用登録番号申請

04 不動産登記

① 不動産取得契約を締結する。

② 不動産関連代金を支払う。

③ 不動産取得資金の引落時に、「外国為替取引法」に基づいて外国為替銀行の本・支店に不動産取得申告をする。提出書類は、不動産取得契約書、不動産鑑定書、または公示地価確認書、不動産登記簿謄本である。 不動産だけでなく、不動産に対する権利(物権、賃借権)も申告し、この申告書がなければ、後の不動産処分代金の海外送金ができなくなる。

④ 不動産所在地の市、郡、区役所に不動産取得を申告する。申告期限は契約締結日から30日以内であり、提出書類は不動産取得契約書である。

⑤ 不動産登記用登録番号は、滞在地(韓国に滞在地がない場合には、最高裁所在地に滞在地があるものと見なす)を管轄する地方出入国・外国人官署の長が付与する。提出書類は、個人の場合、土地取得申告済証とパスポートのコピー、法人の場合は、土地取得申告済証と当該国で発行された法人登録、代表者、代表者の住所地証明書類などがある。代理人申請時には、委任状と代理人の身分証明書が追加される。土地所在地の管轄登記所に不動産登記を行い、申告期限は契約締結日、または残金支払日から60日以内である。

★ 必要書類

- 支店法人登記簿謄本(個人：外国人登録証のコピー), 登記申請書、登記原因証明書類(検印契約書など), 登記権利証、不動産登記簿謄本など

* 申告を代行する場合：委任状および代理人の身分証明書

04. 永住権者

海外永住権者は、韓国居住と関係なく内国人と同じく見なされる。永住権者の不動産取得時には「不動産取引申告などに関する法律」、「不動産登記法」などが適用される。

01 不動産取得契約および代金支払 → 02 不動産取得申告 → 03 不動産登記用登録番号申請(住民登録番号抹消時) → 04 不動産登記

① 不動産取得契約締結後、代金を支払う。

② 不動産所在地の市、郡、区役所に不動産取得を申告する。申告期限は契約締結日から30日以内で、提出書類は不動産取得契約書である。

③ 住民登録番号が抹消された場合、ソウル地方裁判所に不動産登記用登録番号を申請する。提出書類は住所地証明書*、または居住事実証明書、または在外国民登録証である。

④ 土地所在地の管轄登記所に不動産所有権移転登記を行い、申告期限は契約締結日、または残金支払日から60日以内である。

* 住所地証明書：在外公館発行の在外国民居住事実証明書

★ 必要書類

- 住所地証明書、または居住事実証明書、登記申請書、登記原因証明書類(検印契約書など)、登記権利証、不動産登記簿謄本

* 申告を代行する場合：委任状および代理人の身分証明書

不動産売買代金の送金

01. 外国人投資企業

資本金の減額、配当金、清算代金項目でのみ送金が可能である。支店の場合は営業収益、または清算代金として送金が可能である。

02. 居住外国人

外国から流入した資金は、支給証明書類を添付して外国為替銀行長に申告すれば送金可能であるが、韓国国内発生資金で不動産を購入する時は、韓国銀行総裁に申告しなければならない。

03. 非居住外国人

取得時に申告した資料で、売却代金の海外送金が可能であり、取得申告を行っていない場合は、韓国銀行総裁に申告しなければならない。

Frequently Asked Question & Answer

Q 01　外国人も「住宅賃貸借保護法」の適用を受け、保護してもらえるのか？

住宅の賃貸借は、その登記がない場合にも、賃借人が住宅の引渡と住民登録を済ませた時は、その翌日から第三者に対して効力が生じる。この場合、転入申告をした時に、住民登録が行われたものと見なす。外国人も同様に保護されるという最高裁の判決などがある。最高裁は、外国人が外国人登録と滞在地変更申告をすると、「住民登録法」による住民登録および転入申告をしたものと見なしている。

Q 02　韓国に滞在地がない外国人(外国人登録証未保有)が、韓国にある休養コンドミニアムを購入して所有権移転登記を行うことができるのか？

可能である。韓国に滞在地がない場合、最高裁所在地に滞在地があるものと見なして、最高裁所在地を管轄する地方出入国・外国人官署の長に不動産登記用登録番号を申請することができる。

Q 03　当社は外国人投資比率が40%の外国人投資企業であり、昨年土地10,000 ㎡ を取得したが、外国人不動産取得申告をしなかった。しかし、今年になって外国投資家が韓国パートナーの持分を全量取得して外国人投資比率100%の外国人投資企業となった。この場合、別途の申告義務が発生するか？

「不動産取引申告などに関する法律」第7条によると、韓国内の不動産などを所有している大韓民国の法令に基づいて設立された法人が、外国人に変更された場合、その外国人がその物件などを継続して保有する場合は、外国人に変更された日から6ヶ月以内に申告官庁に申告しなければならない。不動産取得と関係なく、不動産を保有している主体の身分が外国人に変更される場合も申告対象となる。

BUSINESS IN
KOREA

外国人投資ガイド
2022

05

CORPORATE
BUSINESS

Appendix
付録

- [別表1] 外国人投資対象外の業種
  (第4条関連)
- [別表2] 外国人投資対象制限業種および許容基準
  (第5条関連)
- [別表3] 地方税の税率
- [別表4] 受託機関
- [別表5] 法務法人
- [別表6] 会計・税務法人

[別表1] 外国人投資対象外の業種(第4条関連)

業種分類	業種名	所管部処
61100	郵便業	科学技術情報通信部
64110	中央銀行	企画財政部
64912	開発金融機関 ※ 特別法による韓国産業銀行、韓国輸出入銀行	企画財政部金融委員会
65301	個人共済業	関連主務部
65302	事業共済業	関連主務部
65303	年金業	関連主務部
66110	金融市場管理業	金融委員会
66199	その他の金融支援サービス業 ※ 手形交換業など金融商品交換サービス以外の他の金融支援サービス業は外国人投資可能	企画財政部金融委員会
84111	立法機関	-
84112	中央最高執行機関	-
84114	財政および経済政策行政	関連主務部
84119	その他 一般公共行政	行政安全部
84120	政府機関一般補助行政	行政安全部
84211	教育行政	教育部
84212	文化および観光行政	文化体育観光部
84213	環境行政	環境部
84214	保健および福祉行政	保健福祉部
84219	その他の社会サービス管理行政	関連主務部
84221	労働行政	雇用労働部
84222	農林水産行政	農林畜産食品部海洋水産部
84223	建設および輸送行政	国土交通部海洋水産部
84224	郵便および通信行政	科学技術情報通信部
84229	その他の産業振興行政	産業通商資源部
84310	外務行政	外交部
84320	国防行政	国防部
84401	裁判所	-
84402	検察	法務部
84403	矯正機関 ※「民営刑務所などの設置運営に関する法律」が2001.7月から施行され、民営刑務所は外国人投資が可能	法務部
84404	警察	行政安全部
84405	消防署	行政安全部

業種分類	業種名	所管部処
84409	その他の司法および公共秩序行政	関連主務部
84500	社会保障行政	保健福祉部
85110	幼児教育機関	教育部
85120	小学校	教育部
85211	中学校	教育部
85212	一般高等学校	教育部
85221	商業および情報産業特性化高等学校	教育部
85222	工業特性化高等学校	教育部
85229	その他の特性化高等学校	教育部
85301	専門大学	教育部
85302	大学	教育部
85303	大学院	教育部
85410	特殊学校	教育部
85630	社会教育施設 ※ 学歴認定、または学位号を与える事を目的としない、生涯教育施設(遠隔教育形態、事業場-市民社会団体-学校-メディア機関付設、知識-人材開発事業関連)として、成人を対象にする場合は外国人投資が可能	教育部
85699	その他の未分類教育機関 ※ その他の未分類教育機関のうち、「学院の設立・運営および課外教習に関する法律」で定められた学院は外国人投資が可能	教育部
90131	公演芸術家	文化体育観光部
90132	非公演芸術家	文化体育観光部
94110	産業団体	関連主務部
94120	専門家団体	関連主務部
94200	労働組合	雇用労働部
94911	仏教団体	文化体育観光部
94912	キリスト教団体	文化体育観光部
94913	カトリック団体	文化体育観光部
94914	民族宗教団体	文化体育観光部
94919	その他の宗教団体	文化体育観光部
94920	政治団体	-
94931	環境運動団体	環境部
94939	その他の市民運動団体	関連主務部
94990	その他の協会および団体	関連主務部
99001	駐韓外国公館	外交部
99009	その他の国際・外国機関	外交部

[別表2] 外国人投資対象制限業種および許容基準(第5条関連)

業種分類	業種名	許容基準	所管部処
01110	穀物およびその他の食糧作物栽培業	稲と麦の栽培以外は許容	農林畜産食品部
01212	肉牛飼育業	外国人投資比率が50% 未満の場合に許容	農林畜産食品部
20129	その他の基礎無機化学物質製造業	原子力発電燃料の製造-供給事業以外は許容	産業通商資源部
24219	その他の非鉄金属製錬、精錬、合金製造業	その他の基礎無機化学物質製造業の許容基準と同じ	産業通商資源部
35111	原子力発電業	<未開放>	産業通商資源部
35112	水力発電業	外国人が韓国電力公社から購入する発電設備の合計は、韓国国内全体の発電設備の30%を超えないこと ※ 韓電(子会社を含む)から購入する場合のみ該当	産業通商資源部
35113	火力発電業		
35114	太陽力発電業		
35119	その他の発電業		
35120	送電および配電業	以下の場合に限って許容 1. 外国人投資比率が50% 未満であること 2. 外国投資家の議決権のある株式などの所有は内国人第1株主より低いこと ※ 電気販売業は、「電気事業法」による電気販売事業のみ該当以下の場合に限って許容	産業通商資源部
35130	電気販売業		
38240	放射性廃棄物収集運搬および処理業	「放射性廃棄物管理法」第9条による 放射性廃棄物管理事業以外は許容	産業通商資源部
46313	肉類卸売業	外国人投資比率が50% 未満の場合に許容	農林畜産食品部
50121	内港旅客運送業	以下の各号の要件を全て満足する場合に許容 1. 許容対象：南-北朝鮮間の旅客、または貨物運送 2. 韓国の船舶会社と合弁する場合であること 3. 外国人投資比率が50% 未満であること	海洋水産部
50122	内港荷物 運送業	内港旅客運送業の許容基準と同じ	海洋水産部
51	国際航空運送事業	外国人投資比率が50% 未満の場合に許容	国土共通部
51	国内航空運送事業		
51	小型航空 運送事業		
58121	新聞発行業	外国人投資比率が50% 未満の場合に許容 (ただし、日刊新聞の場合は外国人投資比率が30% 未満の場合に許容)	文化体育観光部
58122	雑誌 / 定期刊行物発行業	外国人投資比率が50% 未満の場合に許容	文化体育観光部
60100	ラジオ放送業	<未開放>	放送通信委員会
60210	地上波放送業	<未開放>	放送通信委員会

業種分類	業種名	許容基準	所管部処
60221	プログラム供給業	外国人投資比率が49% 以下の場合に許容 (ただし、総合編成の放送チャンネル使用事業者は、外国人投資比率が20%以下の場合に許容、報道に関する専門編成放送チャンネル事業者は、外国人投資比率が10% 以下の場合に許容) ※ プログラム供給業は「放送法」の「放送チャンネル使用事業」をいう。 ※ただし、総合編成や報道に関する専門編成、または商品紹介と販売に関する専門編成をする者を除く放送チャンネル使用事業者の場合、韓国が外国と二国間、または多国間で締結して発効した自由貿易協定の中で、科学技術情報通信部長官が定めて告示する自由貿易協定(韓米 FTA、韓-EU FTA、韓-カナダ FTA、韓-オーストラリア FTA) 締結相手国の政府や団体、または外国人が株式、または持分を所有している法人は、放送法第14条第1項第3号の外国人みなし法人に該当する者としない(詳細は該当自由貿易協定文を参照)	科学技術情報通信部 放送通信委員会
60222	有線放送業	総合有線放送業に対して外国人投資比率が49% 以下の場合に許容(ただし、中継有線放送事業は外国人投資比率が20%以下の場合に許容)	科学技術情報通信部
60229	衛星、その他放送業	外国人投資比率が49% 以下の場合に許容(ただし、総合編成、または報道に関する専門編成をするインターネットマルチメディア放送コンテンツ事業者は、外国人投資比率が20% 以下の場合に許容) ※ ただし、総合編成や報道に関する専門編成、または商品紹介と販売に関する専門編成をする者以外のインターネットマルチメディア放送コンテンツ事業者 の場合、韓国が外国と二国間、または多国間の締結をして発効した自由貿易協定の中で、科学技術情報通信部長官が定めて告示する自由貿易協定(韓米 FTA、韓-EU FTA、韓-カナダ FTA、韓-オーストラリア FTA) 締結相手国の政府や、団体、または外国人が株式、または持分を所有している法人は、インターネットマルチメディア放送事業法第9条第2項第3号の外国人みなし法人に該当する者としない(詳細は該当自由貿易協定文を参照)	科学技術情報通信部
61210	有線通信業	外国政府、または外国人(外国人みなし法人を含む)が所有する株式(議決権のある株式に限り、預託証券など議決権を持つ株式の等価物および出資持分を含む)の合計が、その発行株式総数の100分の49 以下の場合に限って許容 (ただし、KTは、外国人などが最大株主になることはできないが、株式所有が100分の5 未満の場合は許容) ※ 外国人みなし法人：外国政府や 外国人(「資本市場と金融投資業に関する法律」第9条 第1項 第1号による特殊関係人を含む)が最大株主である法人で、その発行株式総数の100分の15 以上の法人 ※ ただし韓国が外国と二国間、または多国間の締結をして発効した自由貿易協定の中で、科学技術情報通信部長官が定めて告示する自由貿易協定(韓米 FTA、韓-EU FTA、韓-カナダ FTA、韓-オーストラリア FTA) の相手国外国人みなし法人で、電気通信事業法 第10条による公益性審査の結果、科学技術情報通信部長官が公共の利益を害する恐れがないと判断した法人は外国人としない (詳細は該当自由貿易協定文を参照)	科学技術情報通信部
61220	無線 / 衛星通信業	有線通信業の許容基準と同じ	科学技術情報通信部
61299	その他の電気通信業	有線通信業の許容基準と同じ(ただし、付加通信業は制限なし)	科学技術情報通信部
63910	ニュース提供業	外国人投資比率が25% 未満の場合に許容	文化体育観光部
64121	国内銀行	「農業協同組合法」による農協中央会(金融)および 「水産業協同組合法」による水協中央会(金融)以外は許容	農林畜産食品部 海洋水産部 金融委員会

[別表3] 地方税の税率

税目	課税対象			税率	
取得税	不動産、車両など取得			一般税率：2.8%、3.5%、4.0%など 有償取得(住宅)：1.0% ~ 3.0%、4.0%(4住宅) 重課税率：2.8%、4.4%、8.0%、8.4%など	
地方消費税	付加価値税(国税)			付加価値税額の21% 民間最終消費支出指標に地域別加重値適用配分	
地方所得税	総合所得、退職所得			1千分の6 ~ 1千分の42	
	譲渡所得			1千分の6 ~ 1千分の42、1千分の10～1千分の70	
	法人所得			1千分の10 ~ 1千分の25	
	特別徴収			所得税額の100分の10	
住民税	均等分	個人 · 法人		個人(1万ウォン以下、事業所を持つ個人5万ウォン)、法人(5～50万ウォン)	
	財産分	事業所延べ面積(330㎡超過)		1㎡当たり250ウォン	
	従業員分	給与額(50人超)		給与総額の0.5%	
自動車税	所有分	乗用自動車		年1cc 当たり80～200 ウォン	
		乗合自動車	貨物自動車	2万5千ウォン～ 11万5千ウォン	6千6百ウォン～ 15万7千5百ウォン
	走行分	交通 · エネルギー · 環境税(国税)		交通税額の36%(弾力税率 26%、'09.05.21)	
タバコ消費税	タバコ(葉巻、パイプタバコ)			20本(1箱)当たり1,007ウォン	
レジャー税	競輪、競艇、競馬、伝統闘牛			発売金総額の10%	
地域資源施設税	特定施設分	建築物、船舶		財産価額の0.04～0.12%	
	特定資源分	地下水、発電用水など		採水量1㎥当たり20ウォン、発電用水10㎥当たり2ウォン	
地方教育税	取得税額、登録免許税(登録分)、レジャー税額、均等割 住民税額、財産税額、自動車税額、タバコ消費税額			20%(取得分20%除外)、20%、40%、25%、20%、30%、50%	
財産税	財産税	建築物、住宅、土地、船舶、航空機		住宅 0.1、0.15、0.25、0.4% 建築物 0.25% 土地総合：0.2、0.3、0.5% 別途：0.2、0.3、0.4% 分離：0.07%～4%	
	財産税都市地域分	土地、建築物、住宅		110条による土地などの課税標準 0.14%	
登録免許税	登録	不動産登記		保存(0.8)、移転(1.5、2.0)、設定(0.2)	
		船舶登記		保存(0.02)、その他(1件当たり1万5千ウォン)	
		車両登録		所有権登録(非営業用5%、軽自動車2%)	
		機械機器		所有権登録(1)、設定(0.2)、その他(1万ウォン)	
		法人登記		営利法人：設立(0.4)、資本増加(0.4) 非営利法人：設立(0.2)、出資増加(0.2)	
	免許	各種許認可など免許		4千5百ウォン～ 6万7千5百ウォン	

[別表4] 受託機関

受託機関	部署	電話番号	郵便番号	所在地
慶南銀行	外為事業部	055-290-8495	[51316]	慶尚南道 昌原市 馬山会原区 3・15大路 642 (慶南銀行、外為事業部)
光州銀行	外為事業室	062-239-6555	[61470]	光州広域市 東区 斎峰路 225 (光州銀行、外為事業室)
国民銀行	FI営業部	02-2073-8956	[07331]	ソウル特別市永登浦区国際金融路8キル26 (国民銀行、汝矣島本店11階)
企業銀行	外国顧客チーム	02-2031-5630	[04538]	ソウル特別市 中区 乙支路 82 (乙支路2街、IBKファイナンスタワー) (企業銀行、外為事業部外国顧客チーム)
農協銀行	外為チーム	02-2131-1611	[03142]	ソウル特別市 鍾路区 栗谷路 6 ツインツリータワーA棟14階(農協銀行、外為チーム)
ニューヨークメロン銀行	企業信託部/業務部	02-6137-0360	[07326]	ソウル特別市 永登浦区 国際金融路 10番地 OneIFC 29階 (ニューヨークメロン銀行)
大邱銀行	外為事業部	053-740-2946	[42123]	大邱広域市 寿城区 達句伐大路 2310 (大邱銀行、外為事業部)
ドイツ銀行	資金管理業務部	02-724-4281	[03180]	ソウル特別市 鍾路区 清渓川路 41(瑞麟洞) 永豊ビル 18階 (ドイチ銀行)
DBS銀行	対顧客部	02-6322-2661	[04520]	ソウル特別市 中区 世宗大路 136 ソウルファイナンスセンター 18階(DBS銀行)
三井住友銀行	外為送金グループ	02-6364-7262	[04539]	ソウル特別市 中区 乙支路5キル26 未来アセットセンターワンビル西館 12階 (三井住友銀行)
みずほ銀行	GCBSチーム	02-3782-8690	[04520]	ソウル特別市 中区 世宗大路 136 19階 (みずほ銀行 ソウル支店)
バーデン=ヴュルテンベルク州立銀行	オペレーション	02-6730-0142	[04520]	ソウル特別市 中区 世宗大路 136 14階 (バーデン=ヴュルテンベルク州立銀行)
バンクオブアメリカ(BOA)	法人支援部	02-788-1760	[04520]	ソウル特別市 中区 世宗大路 136 ファイナンスセンター27階(バンクオブアメリカ)
釜山銀行	外為事業部	051-661-4665	[48400]	釜山広域市 南区 門峴金融路 30 釜山銀行本店15階(釜山銀行、外為事業部)
BNPパリバ 銀行	送金貸付係	02-317-1929	[04631]	ソウル特別市 中区 退渓路 100 ステートタワー南山24階(BNPパリバ銀行)
産業銀行	貿易金融室	02-787-7521	[07242]	ソウル特別市 永登浦区 銀行路 14 (産業銀行、貿易金融室)
ソシエテ・ジェネラル (SG)銀行	資金管理部	02-2195-7820	[03155]	ソウル特別市 鍾路区 鍾路3ギル 17 Dタワー D1 23階(ソシエテジェネラル 銀行)
水協	グローバル外為事業部	02-2240-2605	[05510]	ソウル特別市 松坡区 梧琴路 62 (水協銀行、国際金融室)

受託機関	部署	電話番号	郵便番号	住所
新韓銀行	外為投資戦略部	02-2151-2872	[04513]	ソウル特別市 世宗大路 9ギル 20 (新韓銀行、外為投資戦略部)
ING 銀行	業務部	02-317-1849	[04520]	ソウル特別市 中区 世宗大路 136 ソウルファイナンスセンター11階(ING 銀行)
山口銀行 釜山支店	業務チーム	051-462-3281	[48931]	釜山広域市 中区 中央大路 63 4階 (山口銀行)
MUFG銀行	送金課	02-399-6413	[03188]	ソウル特別市 鍾路区 清渓川路41永豊ビル7階(MUFG銀行 ソウル支店)
ウリ銀行	グローバル投資支援センター	02-3789-1899	[06611]	ソウル特別市 瑞草区 江南大路 465 瑞草洞 江南教保タワー 2階 (ウリ銀行、グローバル投資支援センター)
全北銀行	外為業務チーム	02-751-2489	[07327]	ソウル特別市 永登浦区 汝矣ナル路 77 JB金融持株ビル3階
JPモルガン・チェース	企業資金管理業務部	02-758-5232	[04516]	ソウル特別市 中区 西小門路 11ギル 35 JPモルガンプラザ (JPモルガンチェース銀行ソウル支店)
済州銀行	資金部	064-720-0267	[63192]	済州特別自治道 済州市 オヒョンキル 90
中国建設銀行	運営部	02-6730-3611	[04538]	ソウル特別市 中区 明洞11ギル 24(中国建設銀行)
中国工商銀行	営業部	02-3788-6617	[04514]	ソウル特別市 中区 世宗大路 73 太平路ビル 1階(中国工商銀行)
中国光大銀行	運営部	02-3788-3790	[03188]	ソウル特別市 鍾路区 清渓川路 41 永豊ビル 23階 (中国光大銀行)
中国交通銀行	会計営業部	02-2022-6837	[04523]	ソウル特別市 中区 乙支路 29 (交通銀行ソウル支店)
中国銀行	営業部	02-399-6699	[03188]	ソウル特別市 鍾路区 清渓川路 41 1階 (中国銀行)
クレディアグリコルコーポレート	国内業務部	02-3700-9632	[03154]	ソウル特別市 鍾路区 鍾路 1 教保ビル 21階(クレディアグリコルコーポレート)
韓国スタンダードチャータード銀行	外為送金業務部	02-3702-3393	[03160]	ソウル特別市 鍾路区 鍾路 47(韓国スタンダードチャータード銀行、企業金融運営センター)
韓国シティ銀行	中央企業業務センター	02-3455-2676	[04521]	ソウル特別市 中区 清渓川路 24(韓国シティ銀行)
オーストラリアニュージーランド銀行	オペレーション	02-3700-3143	[03154]	ソウル特別市 鍾路区 鍾路 1 教保ビル 22階(オーストラリアニュージーランド銀行)
香港上海(HSBC)銀行	業務部	02-2004-0100	[04511]	ソウル特別市 中区 七牌路 37 (HSBC銀行)
KEBハナ銀行	グローバル資本取引センター	02-2002-2325	[04538]	ソウル特別市中区乙支路66 KEBハナ銀行明洞社屋地下1階

[別表5] 法務法人

法人名	代表名	所在地	所属弁護士数	業務別担当者	対応言語	担当業務	連絡先
金・張法律事務所	チョン・ギョンテク	ソウル市鍾路区社稷路8キル39	1,100	パク・サンヒョク	英語	企業買収・合併、公正取引、企業刑事・ホワイトカラー犯罪、訴訟、欧州、放送・通信、コーポレートガバナンス・経営権紛争、腐敗防止・遵法経営、海外法務、ドイツ、ゲーム・リゾート・エンターテインメント、香港、外国人投資、フランス、企業財務、株主行動主義	02-3703-1783
				チェ・ギョンソン		環境、製造物責任・消費者クレーム、企業買収・合併、企業内部及び政府機関調査、製薬・医療機器・食品・化粧品、欧州、外国人投資、企業コーポレートガバナンス・経営権紛争、ドイツ、COVID-19法律諮問チーム	02-3703-1119
				イ・ギョンユン		企業買収・合併、企業コーポレートガバナンス・経営権紛争、銀行、外国人投資、海外法務、私募投資、放送・通信、企業財務	02-3703-1181
				キム・ジンオ		外国人投資、企業買収・合併、公正取引、代理店・加盟事業、企業コーポレートガバナンス、企業内部調査、国際紛争、欧州企業サービス(フランス、ドイツなど)	02-3703-1261
				イ・ヨンミン		私募投資、企業買収・合併、不動産、企業コーポレートガバナンス・経営権紛争、公正取引、欧州、ドイツ、企業財務、外国人投資	02-3703-1406
				キム・ヒョサン		公正取引、企業買収・合併、不動産、ドイツ、放送・通信、企業構造調整、外国人投資、ゲーム・リゾート・エンターテインメント	02-3703-1409
				パク・サンホ		エネルギー、企業買収・合併、プロジェクトファイナンス、ファイナンシング、海外法務、外国人投資	02-3703-1747
				ユン・ヨミン	英語 日本語	日本、公正取引、企業買収・合併	02-3703-1766
				パク・ジョンジュン	ドイツ語 英語 フランス語	企業諮問、企業買収・合併、外国人投資、不動産・建設、人事・労務、ドイツ、欧州	02-3703-1153
				チェ・ウォンタク	中国語 英語	中国、外国人投資、企業買収・合併、人事・労務	02-3703-1925

法人名	代表名	所在地	所属弁護士数	業務別担当者	対応言語	担当業務	連絡先
ヌルプム	チョン・ソンフン	ソウル市瑞草区盤浦大路104、2階	8	チョン・ソンフン	英語	ベトナム大使館指定業者、ビザ書類代行、通翻訳(ベトナム語、英語)、出入国民願代行登録機関、外国人投資相談、法人設立諮問、法律相談(家事、民事、刑事、行政、労務)、出入国＆大使館の民願代行業務支援、査証取得、外国人投資申告、外為取引など投資相談	02-725-3003
				キム・ユジン チェ・ジヒョク			
				イ・スンウク	英語 ベトナム語 中国語 フランス語 スペイン語	外国人投資および法人設立の総括、査証および投資諮問	
テホ	ソク・ドンヒョン チェ・スハン	ソウル市江南区テヘラン路191、6階	18	ソク・ドンヒョン	英語 中国語	査証取得など出入国関連諮問	02-568-5200
				シン・ドンウク	英語	子会社、支社、JV設立、為替取引規定に関する諮問、外投企業の税制特典など税務諮問、株式譲受渡などM&A関連諮問、経営支援サービス、外投企業の経営諮問	
				イム・ドンボン	日本語	子会社、支社、JV設立、為替取引規定に関する諮問、外投企業の税制特典など 税務諮問、株式譲受渡などM&A関連諮問、経営支援サービス、外投企業の経営諮問	
東北亜	キム・シンホ	ソウル市瑞草区法院路15、西館416号	9	キム・シンホ	中国語	韓中間投資、企業買収・合併、法律、投資諮問	02-596-8111
				イ・ギョンジェ チャン・ユンソク	英語	法律、投資諮問	
(有)ランドマーク	キム・ジェフン	ソウル市江南区 テヘラン路147、21階	30	キム・ジェフン ユ・ヒョンジュン パク・ヒョソン	英語	企業買収・合併、企業投資に関する企業法務、租税	02-533-7979
				チェ・ジュンビョン	日本語	企業法務、租税、民事、刑事	
				チェ・ウシク チェ・ウォンウ チョ・フンヒ	英語	企業法務、租税、民事、刑事、労働	
				イ・ソヒョン アン・ワンジン チュ・ゴンファ	中国語	企業買収・合併、企業投資に関する企業法務、租税	
(有) ロゴス	ヤン・スングク キム・ムギョム	ソウル市江南区テヘラン路87キル3(8、14、16階)	115	リュ・ドゥヒョン	英語	海外事業、合弁投資	02-2188-1014
				ピョン・ユンソク		外国人投資、会社法、企業買収・合併	02-2188-1017
				イ・ハンナ		国際取引、海外事業、国際仲裁	02-2188-2836

法人名	代表名	所在地	所属弁護士数	業務別担当者	対応言語	担当業務	連絡先
(有)ロゴス	ヤン・スングク キム・ムギョム	ソウル市江南区テヘラン路87キル3(8、14、16階)	115	パク・ジョンヨル	英語	企業買収・合併、外国人投資、海外事業	02-2188-2837
				キ・ムンジュ		医療法、労働法	02-2188-1050
				イム・ヒョンミン	中国語	会社法、中国企業の対韓投資	02-2188-1025
				ハン・ジョンエ	日本語	会社法、破産法、日本企業の対韓投資	02-2188-2831 02-3477-8500
リン	イム・ジンソク	ソウル市瑞草区瑞草大路347、10階	77	イム・ジンソク	英語 日本語	企業、金融、仲裁	02-3477-3003
				ユン・ヒョンサン	英語	国際取引、M&A、私募投資専門会社(Private equity fund)の設立・投資運用	
				Milosz Zurkowski	英語 ポーランド語	Investment、金融、国際訴訟の仲裁、破産、HR	
				パク・ジウン	英語	租税、国際租税	
				イム・ヘギョン		国際紛争及び仲裁、EPC、国際契約及び取引	
	イム・ジンソク	ソウル市瑞草区瑞草中央路24キル27、202号/204号		キム・ハクフン	英語	M&A Investment、PEF、公正取引、ベトナム	02-3477-8686
				カン・ミンス		租税、会計監査、M&A	
				キム・ソンス	英語 日本語	プロジェクト開発及びファイナンス、EPC、Oil & Gas、M&A	
				ノ・スチョル	英語	国際仲裁、国際刑事	
				パク・キョンヒ		Mobility、ブロックチェーン/ICO、個人情報、規制のサンドボックス、M&A	
				シン・ヨンジェ		M&A、私募ファンド、企業一般諮問、対韓・海外投資、金融、労働、知的財産権、租税、訴訟	
				ユ・チャンハ		グローバルデータ規制、国際M&A、投資、ライセンス契約	
				イ・ユンソ		金融、市場外デリバティブ、ヘルスケア	
				チェ・ソンヨン		M&A、金融投資、国際法務	
				キム・ヨンガプ	英語 日本語	IP、公正取引、日本	
				チェ・ヒョンユン	英語 日本語 スペイン語	破産、外国人投資企業、IP、日本	
法務法人(有限)太平洋	ソ・ドンウ	ソウル市鍾路区郵征局路26	720	カン・イル	英語	公正取引、企業結合、公正取引の調査・訴訟、知的財産権、刑事、eコマース、自動車・モビリティー、ヨーロッパ、中国、東南アジア	02-3404-0689
				カン・ハン		企業買収・合併、企業法務、外国人投資、海外投資、私募投資、コーポレートガバナンス・経営権紛争	02-3404-0651
				キム・キョンソク		企業買収・合併、私募投資、外国人投資、海外投資、企業法務	02-3404-0283

法人名	代表名	所在地	所属弁護士数	業務別担当者	対応言語	担当業務	連絡先
法務法人(有限)太平洋	ソ・ドンウ	ソウル市鍾路区郵征局路26	720	キム・モクホン	英語 中国語	企業法務、企業買収・合併、中国	02-3404-0460
				キム・バンヒョン	英語	企業法務、企業買収・合併、私募投資、外国人投資、海外投資、商事・経営権紛争、金融会社、金融規制	02-3404-6539
				バン・ヒョンシク	英語	国際仲裁、国際訴訟、エネルギー・インフラ、建設、保険、エンターテインメント・スポーツ、ゲーム、東南アジア、欧州、中東・アフリカ	02-3404-0278
				ベ・ジョンファン	英語 日本語	企業法務、企業買収・合併、日本、外国人投資、遵法経営・腐敗防止	02-3404-0662
				ベ・ジヨン	英語	中東・アフリカ、海外投資、企業法務、企業買収・合併、企業再建、資金洗浄防止、建設、エネルギー・インフラ、製薬・医療、知的財産権、新生ベンチャー企業、eコマース	02-3404-6935
				ヤン・ウンヨン		海外投資、東南アジア、企業買収・合併、国際争訟、エネルギー・インフラ、遵法経営・腐敗防止、建設、企業法務	02-3404-0670
				チョ・ジョンミン		製薬・医療、企業法務、企業買収・合併、外国人投資、新生ベンチャー企業、海外投資、遵法経営・腐敗防止、情報保護・プライバシー、中国	02-3404-0167
				チ・ヨンチョン	英語 中国語	中国、企業買収・合併、企業法務、外国人投資、海外投資、資本市場、金融、GR、関税・国際通商、産業安全・重大災害	02-3404-0245
ピョリ	キム・インジュン イ・スジョン	釜山市水営区望美洞繁栄路70番キル8(水営洞)3、4階	5	イ・スジョン	英語 日本語	法人設立、財務、紛争調停	051-782-9226
				キム・ジヨン	英語		
(有)サヌ	イム・ジョンヒョク	ソウル市瑞草区瑞草大路48キル337階ハブワンビル	14	ムン・ハヨン	フランス語	総括	02-584-5533
				キム・ハジン	英語	法律諮問、韓国法人設立、JV、海外投資、買収・合併、国際仲裁、国際取引、企業諮問	
ソウルローグループ	ファン·セフン	ソウル市瑞草区瑞草大路396 江南ビル16階	4	ファン·セフン	英語	外国人投資、法人設立、出入国、労務、刑事	02-318-2554
				チェ·ダンヒ		契約書の作成·検討、コンプライアンス、行政	
良軒	キム・ウィジェ チェ・ソンジュン キム・スチャン チェ・ギョンジュン	ソウル市中区世宗大路55、25階	45	チェ・ヨンジョン	英語	外国投資家の韓国法人、支社設立、外国人投資申告為替取引、M&A	02-397-9840
				イム・ソクジン	英語 日本語	合弁投資、海外投資、M&A韓国企業の海外進出	02-397-9878
				ユン・ジュヒョク	英語	企業諮問、M&A、労働訴訟・仲裁	02-397-9842

法人名	代表名	所在地	所属弁護士数	業務別担当者	対応言語	担当業務	連絡先
オペス	ソン・ヘミ	ソウル市瑞草区法院路1キル22、4階法律事務所オペス	4	ソン・ヘミ パク・ヒョンソン オム・ヒエ	英語 日本語 中国語 フランス語	支社設立手続き代行、法律諮問契約書検討・訴訟業務	010-8277-2024
(有)ウォン	カン・グムシル ユン・ギウォン	ソウル市江南区江南大路308、11階	53	イ・グァンス	英語	買収・合併、破産、再建証券発行、企業公開	02-3019-2895
				パク・ヒョジュン		企業諮問、M&A、国際投資・取引、EPCプロジェクト、国際訴訟・仲裁、国際通商、コンプライアンス	02-3019-5455
				チョン・チャンヒョン		企業法務(企業諮問、企業の買収・合併・破産・再建)、建設・不動産(不動産金融プロジェクトファイナンス)	02-3019-2894
				チェ・ヒョンオ		金融、証券(構造化金融、派生商品)、国際法務、建設・不動産(不動産金融プロジェクトファイナンス)	02-3019-2893
				イ・ヨンジュ		企業法務(会社設立、投資諮問、契約書検討)、国際法務	02-3019-5455
(有)律村	カン・ソクフン	ソウル市江南区テヘラン路521、パルナスタワー38階	395	Moritz Winkler	英語 ドイツ語	海外、欧州、企業買収・合併(M&A)、知的財産権、労働、国際訴訟・仲裁、自動車、中南米/南欧	02-528-5483
				カン・スグ	英語 ベトナム語	企業法務・金融、銀行・金融一般、海外、ベトナム/東南アジア	02-528-5561
				ペク・ユンジェ	英語	国際訴訟・仲裁、企業法務・金融、企業買収・合併(M&A)、コーポレートガバナンス、建設、リース金融(航空機)、国際通商	02-528-5473
				ピョン・ウンジェ	英語 中国語	企業法務・金融、海外投資、中国、環境	02-528-5797
				シン・ドンチャン	英語	中東、海外投資、企業買収・合併(M&A)、国際訴訟・仲裁	02-528-5356
				イ・スジョン		労働	02-528-5246
				イ・スンモク		知的財産権、不正取引、商標、営業秘密、著作権(コンピュータプログラムを含む)、特許/実用新案、IP Risk Management(IP compliance)、知的財産権の調査・評価、知的財産権のライセンス・取引、海外紛争マネージメント	02-528-5942
				イ・スンボム	英語 日本語	企業買収・合併(M&A)、企業内部調査、公正取引、日本、自動車	02-528-5091
				イ・テヒョク	英語	企業法務・金融、企業買収・合併(M&A)、海外投資(インドネシアなど)、金融一般、ファンド、PE	02-528-5512
				イ・ヒョンギ	英語 フランス語	企業買収・合併(M&A)、破産・企業再建、保険、金融機関許認可・金融規制、コーポレートガバナンス	02-528-5885

法人名	代表名	所在地	所属弁護士数	業務別担当者	対応言語	担当業務	連絡先
(有)律村	カン・ソクフン	ソウル市江南区テヘラン路521、パルナスタワー38階	395	イ・ホンベ	英語 ベトナム語	海外投資、ベトナム/東南アジア、不動産建設、海外不動産の開発・建設/プラント事業、企業法務・金融、企業買収・合併(M&A)	+94-4-3837-8200
				イ・ファジュン	英語 ロシア語	海外投資、企業買収・合併(M&A)、国際訴訟・仲裁、環境エネルギー、不動産、ロシア/CIS、北朝鮮	02-528-5519
				イム・ミンテク	英語 アラビア語	インドネシア/東南アジア、中東、海外不動産の開発・建設/プラント事業、海外、企業法務・金融、企業買収・合併(M&A)	02-528-5406
				チョン・セフン	英語	企業買収・合併(M&A)、公正取引、公正取引紛争、放送通信、医療製薬	02-528-5923
				チョ・ヒョンチョル	英語 フランス語	M&A、海外投資、フランス、ラグジュアリー産業	02-528-5958
				チェ・ヨンファン	英語 日本語	国際租税、租税争訟	02-528-5709
				チェ・チュンイン	英語 日本語 スペイン語	企業法務・金融、企業買収・合併(M&A)、文化産業、ファンド・PE、プロジェクトファイナンス、コーポレートガバナンス、資本市場、環境/エネルギー、不動産諮問、スポーツ/エンターテインメント、海外紛争	02-528-5073
以公	ホ・ジンミン	ソウル市瑞草区盤浦大路98、3階	5	カン・ドゥウン	英語	国際取引契約書の検討及び法的リスク管理の法律諮問、投資諮問及び買収・合併の法律検討 (M&A、Escrow、Funding Agreementm、Due Diligence Reportなど)、外国人投資促進法に基づくFDI、為替関連業務(申告、許可など)、韓国・海外現地法人設立	02-2038-3620
				ホ・ジミン		国際取引契約書の検討及び法的リスク管理の法律諮問、投資諮問及び買収・合併の法律検討 (M&A、Escrow、Funding Agreementm、Due Diligence Reportなど)	
				ヤン・ホンソク		韓国・海外現地法人設立	
				ファン・ヨンミン		投資諮問及び買収・合併の法律検討 (M&A、Escrow、Funding Agreementm、Due Diligence Reportなど)	
				キム・ソンヒュ		外国人投資促進法に基づくFDI、為替関連業務(申告、許可など)	

法人名	代表名	所在地	所属弁護士数	業務別担当者	対応言語	担当業務	連絡先
イフ	イ・ジョンゴン	ソウル市江南区テヘラン路 201アジュビル20階	13	イ・ジョンゴン	英語 中国語	海外直接投資、外国人の対韓投資、韓国内外企業の法律実査、買収・合併(M&A)、国際取引、私募ファンドなどの集合投資、韓中米の企業法務	010-7134-2198
				リュ・グォンヨン	英語	韓国内外企業の法律実査、知的財産権、著作権、私募ファンドなどの集合投資、韓中米の企業法務	010-7143-0882
				ペク・ウンソン		海外直接投資、外国人の対韓投資、韓国内外企業の法律実査、買収・合併(M&A)、国際取引、私募ファンドなどの集合投資、韓中米の企業法務	010-3271-7740
				クォン・ナクヒョン	英語	韓国内外企業の法律実査、知的財産権、著作権、国際取引、買収・合併(M&A)	010-3271-7740
インファ国際	ファン・ジュハン	釜山広域市蓮堤区法院路32番キル18、8階(巨堤洞、ナレタウンビル)	3	ファン・ジュハン ソン・ヒョンジョン ソン・ジョンウォン	英語	民・刑事訟務、契約、投資諮問	051-503-0037
(有)地平	イ・ゴンヒョン キム・ジヒョン ヤン・ヨンテ イム・ソンテク	ソウル市西大門区忠正路60KT&G西大門タワー10階	243	チョン・チョル	英語	M&A、企業法務一般、海外投資、資源・エネルギー・インフラ、中国、ミャンマー	02-6200-1753
				リュ・ヘジョン	英語 ロシア語	M&A、資源・エネルギー・インフラ、企業法務一般・海外投資、国際建設、公共契約、ロシア、中央アジア	02-6200-1722
				チェ・ジョンシク	英語 中国語	M&A、人事・労務、租税、中国、外国人投資、国際仲裁、国際訴訟	02-6200-1785
				ソ・ジュンヒ	英語 日本語	M&A、企業法務一般、バイオ・製薬、医療機器、ヘルスケア、エンターテインメント、スポーツ、レジャー、新技術、新産業、ミャンマー	02-6200-1763
				ジェニ ー・キム	英語	M&A、外国人投資、金融会社M&A、海外進出、構造化金融、引受金融、公正取引	02-6200-1771
				イ・フン		外国人投資(外投法人設立、持分投資、合弁会社など)、企業法務一般(労働を含む)、エネルギー・資源・インフラ、国際建設	02-6200-1851
				ノ・チュンウク		M&A、企業法務一般、外国人投資、海外投資、金融、不動産金融、実物投資、米国、インド、フィリピン	02-6200-1793

法人名	代表名	所在地	所属弁護士数	業務別担当者	対応言語	担当業務	連絡先
(有)地平	イ・ゴンヒョン キム・ジヒョン ヤン・ヨンテ イム・ソンテク	ソウル市西大門区忠正路60KT&G西大門タワー10階	243	イ・サンヒ	英語	企業法務一般、外国人投資、労働法、知的財産権(研究協約を含む)、国際建設、Technology、Media&Telecommunications	02-6200-1793
				キム・オクリム	英語 中国語 日本語	M&A、企業法務一般、外国人投資、中国	02-6200-1718
ケイエヌピー	キム・テジン	仁川広域市延寿区仁川タワー大路323、B棟2901号	5	キム・テジン	英語	法律諮問、民事、刑事、外国人投資・法人設立	032-864-8300
タイム	イ・ヒョンウ	ソウル市瑞草区瑞草大路286、407号	3	イ・ヒョンウ	英語	契約・税金	02-583-7203
(有)ハンギョル	イ・ギョンウ アン・ビョンヨン アン・シク	ソウル市鍾路区鍾路1教保生命ビル16階	62	イ・ジェヒョク	英語	海外投資およびM&A、金融、国際訴訟・仲裁、外国人投資	02-3458-0980
				チョン・グクチョル	中国語	外国法諮問士(中国)、中国投資、買収・合併、不動産投資、知的財産権、芸能マネージメント、私募投資、訴訟・仲裁	02-3458-9401
				ユン・スイン	英語 日本語	外国人投資、企業買収・合併、企業一般、国際取引、国際訴訟・仲裁	02-3458-0983
				ユン・サンウォン	英語	海外投資・M&A、金融、合弁投資、外国人投資、知的財産権	02-3458-0947
(有)和友	チョン・ジンス	ソウル市江南区永東大路517アセムタワー18、19、22、23、34階	420	ナ・スンボク	中国語	中国、韓/中投資、IPO、M&A、海外投資、一般企業諮問、外国人投資、私募投資、金融規制・法令遵守、監督機関調査、資本市場、資産運用など	02-6003-7137
				キム・ハンチル	ロシア語	ロシア・CIS、欧州、M&A、海外投資、外国人投資、金融規制・法令遵守、銀行・金融持株会社、一般企業諮問など	02-6003-7524
				チャ・ジフン	英語	海外投資/アウトバウンドM&A、プロジェクトファイナンス、仲裁・国際訴訟、東南アジア	02-6182-8373
				イ・スンギ		欧州、東南アジア、ロシア・CIS、M&A、コーポレートガバナンス、破産・企業再建、海外投資、金融、金融紛争、監督機関調査、金融規制・法令遵守、放送・情報・通信、エネルギー・資源、北朝鮮など	02-6003-7519
				キム・グォンフェ		欧州、東南アジア、ロシア・CIS、日本、中国、海外投資、外国人投資、国際貿易通商、一般企業諮問、M&A、構造化金融、国際仲裁及び国際訴訟など	02-6003-7566

法人名	代表名	所在地	所属弁護士数	業務別担当者	対応言語	担当業務	連絡先
(有)和友	チョン・ジンス	ソウル市江南区永東大路517アセムタワー18、19、22、23、34階	420	イ・ジュンウ	英語	東南アジア、韓/ベトナム 投資、財務、調停、日本、中国、ロシア・CIS、欧州、金融、私募投資、外国人投資、海外投資、プロジェクトファイナンス、エンターテインメント・スポーツ国際仲裁・国際訴訟、一般企業諮問など	02-6003-7527
				チャン・ファンリム		東南アジア、資産運用、M&A、金融、私募投資、外国人投資、保険、非銀行金融会社、銀行・金融持株会社、一般企業諮問、資本市場、プロジェクトファイナンス、北朝鮮など	02-6003-7594
				チョン・ヘワン	日本語	日本、韓/日投資、JV、商業訴訟、海上、航空、一般企業諮問など	02-6003-7567
				ホン・ドンオ	英語	知的財産権、日本、金融規制・法令遵守、M&A、銀行・金融持株会社、一般企業諮問	02-6003-7549
				キム・ウォンヒョン		日本、M&A、一般企業諮問、外国人投資、資本市場規制、資産運用、プロジェクトファイナンス、私募投資、保険など	02-6003-7531
				カン・ソンウン		IPO、中国、金融、私募投資、資本市場規制、外国人投資、金融規制及び法規遵守、航空、東南アジアなど	02-6003-7591
ホワイト&ケース	ホン・ジフン	ソウル市永登浦区国際金融路10、One IFC31階	5	ホン・ジフン	英語	ファイナンス、構造化金融	02-6138-8816
				イ・ドンホ		買収・合併、私募ファンド	02-6138-8811
				チョン・ウォンソン		企業諮問、買収・合併	02-6138-8812
				パク・セラ		プロジェクト開発・ファイナンス	02-6138-8820
				チョン・セビョル		商事・訴訟、紛争	02-6138-8817

[別表6] 会計・税務法人

法人名	代表名	所在地	所属会計士数	業務別担当者	対応言語	担当業務	連絡先
キョンナム	ナ・ハンス	昌原市義昌区チャサン路150番キル93ハンマビル3階	5	ユン・ソンギ	英語	韓国企業が設立した海外現地法人の管理、外国人が運営する韓国会社の税務管理及びコンサルティングなど	055-277-0113
広開土・鍾路支社	イム・ミヒ	ソウル市鍾路区三峰路81斗山パビリオン213	6	イム・ミヒ	英語	記帳業務、韓国会社設立補助、税務監査に対するリスク検討、税務調査対応	02-3288-3676
Lee & Ko	キム・ジュンソク	ソウル市永登浦区国会大路74キル9サンボビル6階	7	キム・ジュンソク	英語 中国語	韓国内外の多国籍企業の記帳代行(源泉徴収業務を含む)、移転価格報告書の作成、税務調査代行	02-2672-2637
グローバル税務会計	チョン・アヨン	ソウル市鍾路区鍾路183、暁星ジュエリーシティA棟505号(仁義洞)	3	チョン・アヨン	英語 日本語	韓国内外企業の輸出入業務、外国企業の源泉税申告、外国企業の事業者登録及びコンサルティング、外国企業の財務諸表報告及び税務申告など	02-2279-7777
ヌリ	キム・チョルフン	ソウル特別市松坡区法院路96, 505号	3	キム・チョルフン	英語 日本語	国際租税、外国法人設立、外投企業設立、非居住者税務	02-6436-3000
タサン	リュ・ファンヨル	ソウル市江南区駅三路98キル23、6階	83	アン・ジョンナム	英語	連絡事務所/支店/法人設立、給与サービス、帳簿記帳、資金管 理、会計監査、税務サービス(固定事業所、移転価格、租税価格)、貿易業務支援	02-531-7472
				ソン・ソンヨン	日本語		02-531-7458
テメクTAX	ソ・ジョンミン	ソウル市江南区テヘラン路406、A-713号	3	ソ・ジョンミン	日本語	国税庁税務調査専門対応、外国企業の韓国法人設立、韓国法人の税務コンサルティング、諮問および顧問、日本企業の韓国進出コンサルティングおよび顧問、外国企業の韓国不動産取得および不動産法人専門コンサルティング、外国企業の韓国進出税務コンサルティング、外国企業の税務調査専門対応	02-568-5833
テウォン	カン・ヨンジュン	ソウル市江南区彦州路129キル20(論峴洞、韓国関税士会館2階)	12	チョ・ソングォン ユン・ソンウ パク・テヒョン ユン・ギヨン	英語	国際租税に関するコンサルティング、移転価格報告書の作成、韓国内源泉所得に対する検討、外国人投資企業設立及び税務調整	02-3016-3806

法人名	代表名	所在地	所属会計士数	業務別担当者	対応言語	担当業務	連絡先
Dong-A & Song-Kang	パク・チャンハ パク・ビョンゴン	ソウル市瑞草区江南大路4階408号	64	パク・ギテ	英語	Business Establishment Inbound/outbound audit IPO Transfer pricing Outsorcing (Tax compliance & payroll) EOR M&A Due diligence International/domestic tax advisory	02-3014-6004
				ユン・ヨンジン	英語		02-3014-6006
				パク・ミソン	英語 中国語		02-3014-6014
				キム・ジフン	英語		02-3014-6067
				イ・ランソ	英語		02-3014-6066
				イ・ヨンソプ	英語		02-3014-6010
				チェ・ヒョジュン	英語		02-3014-6068
				チョン・ウンギョ	日本語		02-6387-3340
リアン	イ・サンウン	ソウル市瑞草区瑞草 中央路209、8階	50	チョ・ウィヘン	英語	外国人投資の韓国進出に関する諮問連絡事務所、支店(branch)、子会社の設立及び清算外投法人向けの会計システム構築、本社への財務報告(K-GAAP、IFRS)、記帳税務申告、諮問(法人税、付加税、国際租税、移転課税)HR outsourcing(給与計算、申告、支給代行)資金管理	02-537-1807
マザーセビッ	パク・スンハ	ソウル市龍山区元曉路90キル11、龍山ザプライム(業務棟)19階	28	パク・スンハ	英語	Tax & Accounting	02-3438-2406
				ホ・ヨン			02-3438-2403
				イ・ジョンミン		Audit, FAS	02-3438-2441
				シム・ギュテク			02-3438-2442
				ジュリアン・エルボ	フランス語 英語	Accounting outsourcing services	02-3438-2431
				キム・ソンヨン	英語		02-3438-2452
				ジュリアボーチェ	ドイツ語 英語		02-3438-2556
				シム・ジウォン	日本語		02-3438-2563
ポミョン	イ・チャンヨル	釜山市水営区スミ路14、2階	13	イ・チャンヨル	英語	会計監査、内部監査、財務実査、M&A諮問	051-328-8328
ビーエヌエイチ	ペク・サンフン	ソウル市中区乙支路5キル26西館10階(未来アセットセンターワン)	22	ペク・サンフン	英語	移転価格、域外脱税、海外口座、MAP、APA、税務調査、BEPS、更正請求、租税不服、例規質疑、法令改正、M&Aなどの諮問	02-6030-8520
サムドク	キム・ミョンチョル	ソウル市鍾路区郵征局路48S&Sビル	441	チェ・グォンジョン	英語	子会社、支店、連絡事務所、固定事業所の設立/申告支援、給与サービス、会計帳簿及び財務パッケージの作成、法人税及び所得税の税務調整、M&A、配当などの税務及び会計諮問、事務支援サービス	02-397-6744

法人名	代表名	所在地	所属会計士数	業務別担当者	対応言語	担当業務	連絡先
サムドク	キム・ミョンチョル	ソウル市鍾路区郵征局路48S&Sビル	441	ハ・ジョンフン	英語	会計監査、価値評価、財務実査、財務パッケージの作成	02-397-6744
三友SNTA	イ・デギュ	ソウル市永登浦区汝矣ナル路67、902号(汝矣島洞、シンソンビル)	5	キョン・ジュンホ	日本語	外国企業の韓国進出に関する相談業務及び税務サービス - 法人税、付加価値税、所得税などの税務申告と国際租税コンサルティング、税務調査立会など、会計サービス - bookkeeping、財務、諸表及び会計報告資料の作成など、Payroll サービス - 給与計算及び送金業務、源泉税申告と確定申告、4大社会保険業務など	02-3215-1300
三逸	ユン・フンス	ソウル市龍山区 漢江大路100	2,450	Steven Kang(カン・チャンヨン)	英語	Inbound Audit and IPO Servies	02-709-4788
				Daniel Fertig	英語	Inbound Audit and Other Accounting Services	02-709-8714
				チョン・ヨンウク	中国語	China and SE Asia Audit and Accounting Services	02-709-7982
				Henry An(アン・イクフン)	英語	Inbound Tax	02-3781-2594
				Robert Browell		Inbound Tax	02-709-8896
				キム・ヨンジュ		Transfer Pricing	02-709-4098
				パク・デジュン		Private Equity/ Valuation	02-709-8938
				Steven Jeong(チョン・スンミン)		Corporate Finance3	02-3781-2551
				イ・ジョンフン		Transaction Services/FDD	02-3781-9544
ソンヒョン	パク・グンソ	ソウル市江南区テヘラン路508ヘソン2ビル9階	85	イ・ミンジェ	英語	税務諮問(固定事業所及び移転価格の検討)、会計監査、財務実査、外国人投資地域申請、高度技術事業申請代行など	02-513-0208
				パク・ヨンア		連絡事務所、支社、現地法人の設立代行及び諮問、HRアウトソーシング(給与)、企業会計(記帳代行)、税務申告代行(法人税、付加税など)、税務諮問(固定事業所及び所得税、法人税、源泉税)	02-513-0278
				コ・テイル		連絡事務所、支社、現地法人の設立代行及び諮問、HRアウトソーシング(給与)、企業会計(記帳代行)、税務申告代行(法人税、付加税など)、税務諮問(固定事業所及び移転価格の検討)、会計監査、財務実査	051-460-4723

法人名	代表名	所在地	所属会計士数	業務別担当者	対応言語	担当業務	連絡先
ソンヒョン	パク・グンソ	ソウル市江南区テヘラン路508ヘソン2ビル9階	85	キム・ヘユン	英語	HRアウトソーシング(給与)、企業会計(記帳代行)、税務申告代行(法人税、付加税など)、会計監査及び財務実査など	051-460-4710
シンファ	クァク・サンフン	ソウル市江南区テヘラン路 86キル15、8/9階	25	ヤン・ユンギ		M&A諮問、財務実査、その他諮問	02-561-7181
				キム・グァンス	日本語	法人設立、記帳、税務諮問、会計監査	02-553-7956
				チャン・テイル		M&A諮問、財務実査、その他諮問	02-555-9211
アンジン	ホン・ジョンソン	ソウル市永登浦区国際金融路10ソウル国際金融センターOne IFC9階	1,010	ホ・ホヨン	英語	監査、会計諮問、金融機関財務実査及びM&A諮問など	02-6676-1180
				チョ・テジン			02-6676-3322
				イ・ヒョンナム		金融機関会計監査、韓国進出全般のcoordinating(IFRS諮問/会計処理諮問/ M&A諮問など)	02-6676-1268
				コン・ソンヒ		金融機関会計監査、内部統制構築、US GAAP/IFRS財務諸表への転換に関する会計諮問	02-6676-1264
				パク・ソンホ		内部統制制度(SOX)の検討及び構築に関する諮問、US GAAP及びIFRS諮問、財務実査	02-6676-3160
				イ・ソンヒ		M&A諮問、財務実査、その他財務諮問	02-6676-3224
				チャン・ジュンホ		会計監査(外国投資企業専門)、海外ファンドの投資実査専門、財務関連規定及びその他諮問	02-6676-1613
				ユ・ジフン		会計監査(外国投資企業専門)、IPO監査及び諮問内部統制会計諮問	02-6676-3124
				イ・ドンヒョン		会計PMI(決算支援及び諮問、policy教育など)、契約履行内訳の確認、Agreed upon procedures(原価検証など)、内部監査Co-scouring、US-SOX self-test代行、在庫実査代行	02-6676-3125
				キム・ヨンジェ		会計監査、財務実査	02-6676-1689
				チョン・ヒファン		M&A諮問、財務実査	02-6676-1690
				ソ・ジョンウク		IFRS監査及び諮問、財務実査、韓国進出全般のcoordinating	02-6676-1871
				ナ・ギヨン		会計監査(IFRS、K-GAAP)、M&A 諮問、その他財務諮問、内部統制諮問、韓国進出全般のcoordinating	02-6676-1530
				ファン・スンヒ		財務実査、韓国進出全般のcoordinating	02-6676-1642
				ユ・ビョンムン		US GAAP及びIFRS監査及び諮問、財務実査、内部統制及びSOX、会計諮問	02-6676-1546
				チェ・ホゲ			02-6676-3227
				キム・ギヒョン		監査、会計諮問、財務実査(金融機関を除く)及びM&A諮問	02-6676-1397

法人名	代表名	所在地	所属会計士数	業務別担当者	対応言語	担当業務	連絡先
オソン	イ・ソクヒョン	ソウル市江南区テヘラン路109、9階	13	イ・ソクヒョン	英語	外国人投資総括、会計監査、M&Aコンサルティング、企業実査、税務コンサルティング	02-2631-1230
				ウィ・ヨン		外国人投資申告、外投企業/韓国支社/連絡事務所の設立、外国企業の韓国進出に関する諮問、法律諮問	
				キム・ゴンテ		外国人投資企業の設立代行、英語圏の外国企業に対する税務会計アウトソ ーシング、給与代行、4大社会保険管理、付加価値税申告代行、法人税申告代行、本社への財務報告、財務管理	
				パク・ジュヒョン			
				イ・ジンウク			
				イ・スンウォン			
				キム・ジョンウン			
				パク・ヨンリョン	中国語	外国人投資企業の設立代行、中国語圏の外国企業に対する税務会計アウトソーシング、給与代行、4大社会保険管理、付加価値税申告代行、法人税申告代行、本社への財務報告、財務管理	
				チョ・ヨン	中国語 英語		
				チャ・ジュンリン	中国語		
				Yumiko Mashio	日本語	外国人投資企業の設立代行、日本系企業に対する税務会計アウトソーシング、給与代行、4大社会保険管理、付加価値税 申告代行、法人税申告代行、本社への財務報告、財務管理	
ウィズ	キム・ウォンヒョン	ソウル市衿川区 加山デジタル1路25、2階201号	7	チュ・ヨンジン	英語	外投企業の財務状態に関する海外報告サービス及び税法上の留意事項の検討、予測財務諸表及び損益分析の報告	032-858-9175
ウィズプラス	チェ・セヨン	ソウル市瑞草区パウメ路152サムジョンビル、2階	8	チェ・セヨン キム・ヒョンジュン チョ・ドクヒ	英語 日本語	外国人投資企業の設立支援(現地法人及び支社)、外国人投資企業の運営支援、日本内における支店及び子会社の設 立、本支店の総合レビューサービス、アウトソーシングサービス、日本企業 M&A支援サービス、国際相続税申告及び支援	02-576-9659
イチョン	キム・ミョンジン	ソウル市永登浦区国際金融路70ミウォンビル	116	ユ・ソンイル	英語 中国語	連絡事務所、支社及び現地法人の設立代行及び諮問、Booking及び税務申告代行(法人税、付加価値税、勤労所得源泉税など)、国際租税諮問、会計監査、M&A実査及び諮問、一般税務及び財務諮問	02-780-0889

法人名	代表名	所在地	所属会計士数	業務別担当者	対応言語	担当業務	連絡先
イチョン	キム・ミョンジン	ソウル市永登浦区国際金融路70ミウォンビル	116	チョン・ソンムン	英語	連絡事務所、支社及び現地法人の設立代行及び諮問、税務諮問(租税減免など、法人税制諮問)、税務申告代行(法人税申告、付加価値税申告、勤労所得源泉税申告代行)、企業会計(記帳代行)	02-6617-7210
インドク	キム・ジョンピル	ソウル市永登浦区国会大路70キル19テハビル3階	130	ムン・ジョンシク	英語	外国法人・外投法人の認可、設立、清算に関する諮問外国法人・外投法人の記帳代行(アウトソーシング)、給与及び4大社会保険申告代行、法人税申告及び税務調査代行、租税減免及び租税不服会計監査	010-3898-2035
				オ・ユンテク	英語	構造調整及び清算、為替取引規定及びコンプライアンス諮問、国際取引に関する税務諮問、法人税申告及び税務調査代行、租税不服会計監査	010-5245-4333
				イ・ソンギュ	日本語	日系企業の設立及び清算、日系企業の記帳及び税務申告、法人税諮問、日系企業の租税不服、日系企業の会計監査	010-9145-0584
				シン・ソンホ	英語	M&A、財務実査、Due diligence、企業評価	010-3893-7265
チョンジンセリム	チョン・イヒョン	ソウル市江南区駅三路121ユソンビル3、4、5階	91	コン・ヨンミン	英語	1. アウトソーシング業務 • 毎月の給与業務 • 帳簿記帳業務、毎月財務諸表を提供 • ERPシステムによる本社への月次報告 • 付加価値税申告業務 • 毎月の訪問による証明資料管理業務 • 海外送金などを含む銀行業務 2. 諮問サービス 3. 会計監査業務 4. 税務調整及び申告業務 5. 外国法人の韓国子会社・支店などの設立業務	02-555-1559
				ナ・サンテク			02-6138-8811
チョンヒョン	オム・テチョル	ソウル市衿川区カサンデジタル1路171、SK V1センター407号	5	オム・テチョル	英語	法人税申告、相続税・贈与税申告、国際租税業務(移転価格報告書の作成など)、税務調査代行、コンサルティングなど	02-6105-8649

法人名	代表名	所在地	所属会計士数	業務別担当者	対応言語	担当業務	連絡先
チェウォン	パク・ムンシク	ソウル市江南区論峴洞71-2建設会館	28	キム・サンユン	日本語	会社設立、支店及び連絡事務所の設置、会計及び税務委託業務、会計監査、税務調査対応、給与及び4大社会保険業務、その他会計税務総合諮問、財務実査及びその他財務諮問	02-511-1402
				チェ・ビョンホ	英語	外国人投資申告手続きの案内、M&A諮問、財務実査、会計監査、簿記代行、税務代行	02-512-0164
チンイル	ペ・ヨンソク	ソウル市永登浦区銀行路11イルシンビル701号	55	チェ・ヨンユン	英語	連絡事務所、支社及び現地法人の設立代行及び諮問、企業会計(記帳代行、グループ報告パッケージの作成代行)、税務諮問	02-6095-2137
チョンジ	パク・ジョムシク	ソウル市衿川区ポッコッ路234エースハイエンドタワー6次1604号	20	キム・ソヨン	英語	韓国に進出した個人事業者、外投法人に対する総合所得税、法人税、付加価値税などの税務業務代行、租税特例制限法に定められている税額減免控除などに対する検討を含む税務コンサルティング	02-597-2900
				パク・スヒョン			
				キム・ソンドン			
				キム・ミンジョン			
				チョン・ハジュン			
				イ・ウンスク			
				MichaelM. Lee			
				Christie S. Lee			
				Ara. Jung			
				Carlos H. Jung			
ハンヨン	パク・ヨングン	ソウル市永登浦区汝矣公園路111テヨンビル2-8F	1,033	キム・ジフン	日本語	会計監査	02-3787-6745
				シン・グムチョル			02-3787-6372
				シン・フンシク			02-3787-6884
				キム・フンシク			02-3787-6810
				ウ・スンヨブ		税務諮問、税務申告代行(法人税申告、付加価値税申告、勤労所得源泉税申告代行)	02-3787-6508
				シン・ジャンギュ			02-3770-0954
				ウ・スンベク	英語 ドイツ語 日本語	一般税務諮問、外国人投資インセンティブ諮問	02-3787-6320
ハンウル	ナム・ギボン	ソウル市江南区テヘラン路88キル14、シンドビル6階	222	ナム・ギボン	英語	認証実査諮問、税務記帳諮問	02-2009-5762
				カン・ジョンデ			02-2009-5701
				イ・ジュンウ		会計監査、財務実査、価値評価、記帳(税務)代行	02-2084-5811
				コ・ヒョンチョル	英語 中国語	会計監査、記帳(税務)代行、その他諮問など	02-2084-5680
				キム・ソンフィ		現地法人設立、記帳、税務代行	010-8305-0490
				ユン・ヒョングン	中国語	認証実査諮問、税務記帳諮問	02-2084-5825

法人名	代表名	所在地	所属会計士数	業務別担当者	対応言語	担当業務	連絡先
ハンウル	ナム・ギボン	ソウル市江南区テヘラン路88キル14、シンドビル6階	222	クォン・イルギュ	中国語	認証実査諮問、税務記帳諮問	02-2009-5784
				ホン・ヨンジ			02-316-6639
				シム・ジス	英語		02-316-6622
				ウィ・サンヨン			02-316-6621
				パク・サンヒョン			02-316-6638
INPACT セイルウォン	チョ・ヒョンジュン	ソウル市江南区テヘラン路8キル21ファイン江南ビル6階	47	ムン・ギルモ	英語	外投法人の設立及び清算代行、外国法人の支社及び連絡事務所の設立代行、外投法人などに対する記帳及び本社報告代行、HRアウトソーシング、税務申告代行(付加価値税、法人税など)及び節税策の検討、税務調査代行(固定事業所、移転価格及び租税条約の検討)、外国人投資誘致及び関連諮問, M&A諮問	02-564-0026 010-5265-9460
				ハン・ジュンヒ			
				チャン・インイン	中国語		
KNP 瑞草	キム・ビョンリム	ソウル市 瑞草区師任堂路72ソホビル5階 税務法人KNP瑞草支社	3	キム・ジュヒョン	英語	個人税金申告Form1040、法人税金申告Form1120、パートナーシップ申告 Form1065、海外金融口座申告FBAR/ FATCA、金融口座自己申告OVDP、海外法人/外国人投資法人の記帳代行、国籍放棄税相談、米国相続/贈与税申告、米国不動産投資ガイド、米国投資移民支援、米国法人設立、国際租税コンサルティング	010-8806-4664
Kパートナーズ KSD国際租税コンサルティング	キム・ソンドン	ソウル市瑞草区江南大路273(瑞草洞ソンナムビル211号)	7	シム・ソンドン	英語	租税条約、非居住者・外国法人の内国税法関連業務	02-562-0055
テソン	ナム・サンファン	ソウル市江南区駅三洞726-2ケイキューブビル5階	200	キム・ミンジョン	英語	子会社及び支社・連絡事務所の設立代行、外国人投資企業の帳簿作成及び税務申告、外国人投資企業の監査及び経営コンサルティング	02-561-6513
ティーユー	イ・グォンデ	釜山市海雲台区センタム中央路90、1206(栽松洞、QB-eセンタム)	5	イ・ウンスク	英語	国内外企業の記帳代行、税金申告、法人設立業務代行	051-639-9680
ハナ	イ・ギュソブ キム・ヨンチョル	ソウル市江南区論峴路79キル72(駅三洞、オリンピアセンター3階)	40	MichaelM. Lee	英語	韓国に進出した外国企業の記帳及び税金申告、給与申告、韓国に進出した外国企業の設立及び撤退に関する租税相談、韓国国内租税、最適化戦略業務、移転価格関連資料の提出及び対応、外国に進出した韓国企業の設立及び撤退などに関する租税戦略相談、租税不服代行、個人及び法人の調査業務代行	02-2009-1681
				Christie S. Lee			02-2009-1682
				Ara. Jung			02-2009-1631
				Carlos H. Jung			02-2009-4327

外国人投資ガイド 2022

発行日	2022年1月
発行人	ユ・ジョンヨル
発行元	KOTRA総合行政支援センター投資総合相談室
所在地	06792 ソウル市瑞草区献陵路7 Invest Korea (KOTRA) 2階 投資総合相談室
電話	1600-7119
ホームページ	www.kotra.or.kr / www.investkorea.org
ISBN	979-11-402-0219-5 (93320)
	979-11-402-0220-1 (95320)(PDF)

OPEN 공공누리
출처표시 상업용금지 변경금지
공공저작물 자유이용허락

979-11-402-0219-5 (93320)

www.kotra.or.kr

06792 ソウル市瑞草区献陵路7 T.1600-7119

Ministry of Trade, Industry and Energy

kotra
Korea Trade-Investment Promotion Agency